



「諸国民の富」研究

田 島 慶 吾

序。問題設定－失われたスミスの経済学とは何か。－

第一項 「文明社会」とスミス経済学

1. 「文明社会」と「初期未開の社会」

我々は別稿で^①、スミスの経済学を経済社会学として把握することを目指すと述べた。スミスは「商業社会」として表象された優れて経済的な社会の原理を市場経済に求めたが、スミスは決して、いわゆる市場メカニズムの自動調節機能を信じてはいなかった。スミスは適切な社会制度的枠組みの中でのみ、市場メカニズムは有効に働き、「望ましい」結果をもたらすと主張したのである。スミスは市場経済が有効に機能し、社会的に望ましい結果を生み出すような社会を「文明社会」の中に見た。スミスはこの社会を一つの側面、つまり、経済的側面から見た時、それを「商業社会」と呼んだのである。

スミスにとって「商業社会」とは、「文明社会」のサブカテゴリーである。『諸国民の富』で、スミスは「初期未開の社会」に「文明社会」を対比することによって、「文明社会」がいかに制度的に「初期未開の社会」と異なっているかを明らかにした。

スミスにおいて「野蛮な社会」に対する「文明社会」とは、第一に、「統治の行き届いた社会」（「統治が行き届いた社会では、普遍的な富裕が人民の最下層の階級にまで広がっている。」(I.i.10. p.22.78頁))、「秩序と善政とそれに伴って個人の自由と安全」とが保証されている社会 (III.iv.4.p.4 12.625頁) である。『法学講義』においてスミスは、法的、統治論的観点から、「文明社会」を「自由の合理的体系 (rational system of liberty)」（LJ(B), p.421.151頁）と見なした。この「体系」の原理は正義であり、『感情論』の帰結である「道徳の一般的諸規則」（TMS 1st, p.546.433頁）の中で「公共社会の力」によって強制可能なものとされた「正義の一般的諸規則」「自然的正義の諸規則」に基づくものであり、統治論的には「所有権の保証と身分秩序の維持（所有の不平等に基づく

身分秩序の維持)」を意味していた。

第二に、「文明社会」とは、「商業社会」であり、分業が普遍化している社会（「あらゆる文明社会では、農業者は一般に農業者以外のなにものでもなく、製造業者は製造業者以外の何ものでもない。」(I.i.4.pp.15-16.71頁))、従って、財の交換が普遍化している社会である。そして更に、この社会は階級社会、「資財の蓄積と土地の占有」が行われている社会 (I.vi.1.p.65.31頁) を意味した。

第三に、「文明社会」とは、その「マナーズ」において「初期未開の社会」とは異なっている。それは「貧者の厳格な儉約と注意」が確立されている社会 (I.viii.42.p.98.182頁)、「勤労と節約」(I.I.iii.16.p.337.532頁)、「商業上の業務が自然に一個の商人というものを作り上げてゆく、秩序、経済、及び注意という習慣」(III.iv.3.p.412.625頁) が広まっている社会、「庶民が最も尊敬する道徳体系に従う」(V.i.g.38.p.810.1163頁) 社会である。ここでマナーズ (manners) とは具体的には資本家に関しては「利己心と儉約」(利潤動機によって支えられた資本蓄積)、労働者に関しては「利己心と勤勉」(高賃金によって支えられた勤勉) である。

スミスにおける「文明社会」の三つの様相は、明らかに、第一のものは、正義の法による支配＝「合法的統治」を、第二のものは、分業と資本蓄積を、第三のものは、労働者と資本家の「マナーズ」に対応している。この中で、スミス経済学の主題である富裕化に直接関係するのは、分業と資本蓄積、及び、マナーズである。

2. 『諸国民の富』の主題とは何か—「一般均衡論配分理論」—

我々は以上のスミスの「文明社会」の把握から、『諸国民の富』の主題は把握されねばならないと考える。『諸国民の富』の主題に関しては大別して二つの理解がある。

第一は、『諸国民の富』第一編第七章「自然価格と市場価格」を『諸国民の富』の理論的中心と見る「一般均衡論」的理解（商品の相対価格の変動が稀少資源の最適配分を実現するという見解）であり、その代表は、いうまでもなく、シュンペーターである⁹⁾。シュンペーターのスミス理解を受けて、例えば、M.Blaug はスミスの経済学は「完全競争条件のもとにおける所与 {強調は原著者による} の資源の最適配分の理論 (the theory of the optimum efficient allocation of given resources under conditions of perfect competition)」¹⁰⁾とし、S.Hollander は、「価値論についてのスミスの正式な議論は、長期的な一般均衡の概念を達成する試みと考えるならば、もっともよく理解できるであろう」¹¹⁾とする。K.Boulding は更に大胆にも、「ワルラス、マーシャル、ヒックスの価格理論は、スミスの分析に何の新しいアイデアを与えなかった」¹²⁾とまで言う。このような「一般均衡論的配分理論」を『諸国民の富』の主題とする主流派的論者に対して、スミスの経済学の本旨を経済成長論、特に、物質的富の増大、及び、労働者の実質賃金の増大（消費財で定義された所得）の増大にあるとするのが、例えば、W.Myint¹³⁾である。

しかしながら、「一般均衡論の萌芽」としてスミスの経済学を見ると、スミス経済学固有の内容は極めて貧弱なものに見える。何故ならば、「限界概念を欠いた価値の主観的理論」(R.Meek)は、スミス以前の経済学者にとっては自明の論理であったからである。従って、この「一般均衡論の萌芽」的観点からスミスを見た場合、極論すればスミス経済学に固有な理論は存在しないとも言えよう⁷⁾。はたして上述の通説的理解に関しては、いわば、右からの厳しい批判が行われてきた。オーストリア学派の Murray Rothbard によれば、「スミスの価値論は、純然たる大失敗である」⁸⁾。その理由は、『諸国民の富』の価値論(投下労働価値説と支配労働価値説)は、ハチソンの価値論からも、スミス自身の『法学講義』で展開された価値論—希少性と効用に基づく主観的価値論—からも大幅に後退しているからである。後期スコラ哲学から、近代自然法に継承され、ガーシャム・カーマイケルから更にハチソンへと受け継がれ⁹⁾、自身『法学講義』で採用した効用価値説をスミスはあろうことか『諸国民の富』では採用しなかった¹⁰⁾。この Rothbard の評価に較べて少しスミスに対して同情的なのは、Terence Hutchison である¹¹⁾。Hutchison は、スミスは、近代自然法の影響を受けつつも、使用価値と交換価値とを区別し、後者を投下労働量によって規定するという誤りを犯したが、その自然価格論で、ワルラスに結実する均衡理論を展開した点にスミスの革命的業績を見る。効用価値説を正しい価値説とする論者にとっては、近代自然法から、スミスの「自然価格論」を経て、ワルラスに結実する経路が、正しい経済理論の発展過程なのである。従って、スミス研究の第一人者と目される A.S.Skinner でさえ、スミスは「値打ち(価値)が希少性の関数であるとの議論を具体化した」¹²⁾とするのである。

このように、一般均衡論的志向をもった解釈¹³⁾は、スミスの『諸国民の富』を「一般均衡論の萌芽」と見なすか、或いは、それを否定するかによって、前者はスミスを「革命的」とし、後者はその意義を否定するという興味深い立場にある。

しかしながら、この一般均衡論的志向をもった解釈は、スミス経済学の理論の中核を否定するという代償を支払わねばならない。いわゆる「経済成長論」と「一般均衡論」との関係である。スミスは、『諸国民の富』の第二編で、経済成長論、資本蓄積論を論じた。しかしこのスミスの資本蓄積論は、農業→工業→国内商業→外国貿易の順で資本は投下されるべし、何故ならば、この順序で資本投下がなされる時、生産的労働者の雇用量が最大となり、富の産出も最大となるであろうから、という論理(これを以下、「資本投下の階層性の論理」と呼ぶ)であった。一般均衡論的志向をもった解釈(この観点におけるスミスの意義を認めるにしろ、否定するにしろ)は、この点において困難に直面した。何故ならば、一般均衡論的志向をもった解釈、或いは、この解釈から帰結する資本蓄積においては、資本投下の基準は、資本家の利己心、つまり、利潤率の高低(或いは、投資の代替的機会)によってのみ左右されるべきであり、生産的労働者の雇用の増減を尺度として行われるべしであるというスミスの論理は誤っているように見えたからである。従って、スミスの第二編に

おける資本投下の自然的順序、或いは、資本投下の階層性の論理の否定は、一般均衡論的志向をもった解釈にとっては必然であった。周知のようにこの論理の否定は、マカロックに始まるが、これは現代の経済学者においても同様である。例えば、後者（資本投下の階層性の論理）を切り捨て、前者（一般均衡論）のみを「正しい」とするのは、G.J.Stiegler⁹⁰である。更に、Edwin G. West は、「我々はこの見解に同意しなければならない」と断言する。何故ならば、この概念を認めれば、「スミス見えざる手と自然的自由の体系の議論は崩壊するであろう」⁹¹からである。むろん、こうした「不整合」を解決しようとする試みは行われている。Hollander の『アダム・スミスの経済学』の主題の一つは、この「不整合」の新古典派的アプローチによる解決の試みである。

「我々は穀物モデルに暗黙に含まれる諸仮定と一般均衡論のアプローチのそれとの間の表面的な衝突にもう一度言及するであろう。…実際、厳密に成長志向的な見地—ある物的な意味での経済の技術的効率性と雇用並びに粗生産高の極大への関心—をスミスに帰因させることは政策問題にもっとも適合した意味を持つ。実際、原文で見る限り、スミスは価格メカニズムが成長過程への障害をなすとすらみたことが伺われる。…従来指摘されてきたような深刻さをもつ成長理論と配分理論との間の矛盾を、スミスがついに知らずにいたというのも納得しがたい。よって我々は、均衡的配分と成長の諸目標とは衝突せず、むしろ価格理論は成長プログラムの達成に積極的な役割を演じたのだ、という仮定を検討するであろう。」⁹²

このような努力にも関わらず、Hollander は資本投下の階層性の論理を理解するために、「歴史的時間」の契機を導入しなくてはならなかった。本質的に無時間的な一般均衡論とは異質な解釈であろう。「従来指摘されてきたような深刻さをもつ成長理論と配分理論との間の矛盾」を一般均衡論的解釈は解決できるのであろうか？だが、我々の以上のスミス経済学の一般均衡論的解釈に対する批判に関して、論者は直ちにスミスの周知の文章を思い浮かべるであろう。スミスが「見えざる手」に言及した『諸国民の富』のあまりに有名な文章である。

「あらゆる個人は、自分の資本を国内の勤労の維持に使用すること、従ってまた、その生産物が最大限に多くの価値を持ち得るように、この勤労を方向付けること、この双方のためにできるだけ努力するのであるから、あらゆる個人は必然的にこの社会の年々の生産物をできるだけ多くしようと骨折ることになるのである。言うまでもなく、通例、彼は、公共の利益を促進しようと意図してもいないし、自分がどれだけそれを促進しつつあるかも知ってもない。外国の勤労の維持よりも国内の勤労の維持を好むことによって、彼はただ自分の安全だけを意図するに過ぎないし、またその生産物が最大の価値を持ち得るような仕方での勤労を方向付けることによって、彼はただ

自分の利益だけを意図するに過ぎないのであるが、しかも彼は、この場合でも、他の場合と同じように、見えない手 (Invisible Hand) に導かれて、自分が全然意図しても見なかった目的を促進するようになるのである。彼がこの目的を意図してもみなかったということは、必ずしも常にその社会にとって、これを意図するよりも悪いことではない。彼は自分の利益を追求することによって、実際に社会の利益を促進しようとする場合よりも、より有効にそれを促進する場合がしばしばある。」(IV.ii.9.pp.455-56.679-80頁)

恐らく、『諸国民の富』における、或いは、経済学において最も有名な文である「見えざる手」の言及箇所である。誰もがこの文を読んで、スミスは、諸個人の利己心の自由な追求が、結果としては社会全体の利益となるようなメカニズムの論理の解明を目指し、そして果たした、と考えてきた。恐らくは殆ど全ての経済学のテキストには次のように記してあることであろう。“利己心に導かれた人々の行動が、神の見えざる手に導かれて、公共の利益を実現することをスミスは『諸国民の富』で主張した”。このような解釈が通俗的でありすぎ、スミスは決していわゆるレッセ・フェールの論理を単純に主張しなかった、とするのがスミス研究者の最低の理解であるが、例えば、利己心を導いて、社会全体の利益を実現する「正義の法」という制度的枠組みが不可欠であるとする、スミス経済学理論の自然法学的解釈においても、前提されるスミスの経済学プロパーの内容は、実は、正義の法の枠内で、個人が利己心を自由に追求すれば、結果として社会全体の富裕化が実現する、とする点では、スミスの「見えざる手」を市場メカニズムの自動調節機能のメタファーであるとしているのであるから、教科書的理解とさほど異なっているわけではない。しかしながら、この『諸国民の富』におけるスミス経済学の神髄を表現しているとされる箇所の、以上の読解は全く誤っている。

「あらゆる社会の年々の収入は、常にその勤労の年々の全生産物の交換価値と正確に等しい。否、むしろこの交換価値と全く同一なのである。あらゆる個人は、自分の資本を国内の勤労の維持に使用すること、従ってまた、その生産物が最大限に多くの価値を持ち得るように、この勤労を方向付けること、この双方のためにできるだけ努力するのであるから、あらゆる個人は必然的にこの社会の年々の生産物をできるだけ多くするようにと骨折ることになるのである。言うまでもなく、通例、彼は、公共の利益を促進しようと意図してもいないし、自分がどれだけそれを促進しつつあるかも知ってもない。外国の勤労の維持よりも国内の勤労の維持を好むことによって、彼はただ自分の安全だけを意図するに過ぎないし、またその生産物が最大の価値を持ち得るような仕方での勤労を方向付けることによって、彼はただ自分の利益だけを意図するに過ぎないのであるが、しかも彼は、この場合でも、他の場合と同じように、見えない手 (Invisible Hand) に導かれて、自分が全

然意図しても見なかった目的を促進するようになるのである。彼がこの目的を意図してもみなかったということは、必ずしも常にその社会にとって、これを意図するよりも悪いことではない。彼は自分の利益を追求することによって、実際に社会の利益を促進しようとする場合よりも、より有効にそれを促進する場合がしばしばある。」(ibid.同上)

最初の引用文では省略されていた文章を付加した引用を示した。我々は、この引用箇所にある「神の見えざる手」の読解が全く誤っていると断言した。「あらゆる個人は、自分の資本を国内の勤労の維持に使用する」、「その生産物が最大限に多くの価値を持ち得るように、この勤労を方向付ける」、「外国の勤労の維持よりも国内の勤労の維持を好む」とは一体何であろうか。諸個人が各人の利己心に導かれて、正義の法の枠内で、私的利害を追求するはずであれば、何故、「外国の勤労の維持よりも国内の勤労の維持を好む」のであろうか。何故、例えば、より高い利潤率を基準にして投資活動を行うよう利己心に導かれた資本家は、外国貿易ではなくて、「自分の資本を国内の勤労の維持に使用する」のか？各人が利己心に導かれるままに投資活動を行うのであれば、外国貿易へ資本投下されようと、国内工業に投下されようと、「自由に放任」されるはずである（ここで、やや極端な例を挙げれば、18世紀イギリスに於いて奴隷貿易は最も利潤率の高い（10%）「産業分野」であった^{m)}）。

しかしながら、このスミスの文章はそうになっていない。「自分の利益だけを顧慮する諸個人は、外国の勤労の維持よりも、国内の勤労の維持を好み、その生産物が最大の価値を持ち得るような仕方でのこの勤労を方向づけることによって、全然意図せざる結果として、公共の利益を実現する」と述べている。これは上記で述べた「神の見えざる手」の解釈とは全く異なる解釈である。定説的な「神の見えざる手」の解釈では、資本は資本家の利己心に応じて、産業部門に関わりなく、自由に投下されねばならない。しかし、この解釈は、この引用文に関する限り、誤っている。ここにははっきりと「外国の勤労の維持よりも国内の勤労の維持を好む」ことが「その生産物が最大限に多くの価値を持ち得るように、この勤労を方向付ける」と等値されているからである。この文章の本旨は、まず第一に、「外国の勤労の維持よりも、国内の勤労の維持を好む」にかかっている。第二に、この「方向付け」は、「生産物が最大の価値をもつような仕方」で行われねばならない。そしてこの価値とは「交換価値」である。つまり、この文章は、『諸国民の富』の主題である、富増大の二つの要因（生産的労働者の雇用の増大と労働生産性の上昇、及び、資本蓄積論の双方）に関わる文章である。

だが、スミスのこの記述は決してこのように理解されてはこなかったのである。一般均衡論的解釈においてはスミスの「見えざる手」とは、市場メカニズムのメタファーである。しかしながら、スミスのこの文章は、「外国の勤労の維持よりも、国内の勤労の維持を好む」、つまり、前述した資

本投下の階層性の論理を「見えざる手」としているのである。

3. 資本蓄積論

「従来指摘されてきたような深刻さをもつ成長理論と配分理論との間の矛盾」の解決の試みの一つは、『諸国民の富』の主題を経済成長論とすることである。「一般均衡論的配分理論」を『諸国民の富』の主題とする主流派的論者に対して、スミスの経済学の本旨を経済成長論、特に、物質的富の増大、及び、労働者の実質賃金の増大（消費財で定義された所得）の増大にあるとするのが、上述のW.Myintである。また、H.J.Bittermanは国民一人あたりの収入の増加が『諸国民の富』の主題であるとした⁹⁰。A.Loweはいわゆる穀物モデルスミスの経済成長論の最も単純なモデルはいわゆる「穀物モデル」で表される。これは循環期間を一年とし、投入財も産出財も穀物一種類、資本もまた流動資本（穀物）のみであり、生産要素は労働のみ、実質賃金も穀物とするモデルであるが、このモデルでは実質賃金率、労働生産性（労働一単位あたりの穀物生産量）、穀物生産量における生産的労働者への支払い割合によって経済成長率は規定されるとするものである一を用いて、スミスの経済成長論を示した⁹¹。スミスの経済成長論に関する最も精緻なモデルは、W.A.Eltisであるが、Eltisはスミスの経済成長は規模に関する収穫通増を前提にしていることを明らかにし⁹²、また、J.M.A.Geeはスミスの地代論が一般均衡論的枠組みと整合的でないことを示した⁹³。

我々は、『諸国民の富』の主題とは、経済成長論、資本蓄積論であると考えている。

この理由は第一に、上記の新古典派的解釈（一般均衡論的解釈）の読解の中心は『諸国民の富』第一編第七編の「自然価格と市場価格」論であるが、スミスの経済学とは稀少資源を代替的な諸用途に最適配分に関する科学であるとする見解は、スミスが『諸国民の富』第一編で展開した投下労働価値説と支配労働価値説に代わって、効用価値説がスミスの価値論であるとしなければならない⁹⁴。スミスは近代自然法思想に由来する効用価値説を知ってはいたが、これを価値論としては採らなかったのである。スミスの価値論の目的は、諸商品の交換比率を決定する論理であるよりもむしろ、労働者、資本家、地主への「純生産物」の分配を実質レベルで計るための尺度を与えることにあった。つまり、スミスによって「社会全体の実質的富」とされた純生産物の労働者、資本家、地主への配分を、価格変動の影響を受けない「実質」によって計るためのものであった。この分配の不変の尺度をスミスは労働に求めたのである。

我々が一般均衡論的理解を誤りとする第二の理由は、スミス自身が『諸国民の富』の基本的問いとした、『法学講義』以来の「搾取のもとでの富裕化はいかに可能か」という問いかけに答えることができないためである（この「基本的な問い」に関しては後述）。スミスはこの問いに対して、特定の型の資本蓄積がこれを可能にすると答えたのである。資本蓄積は『諸国民の富』の第二編で主題となっているが、そこでの理論的核心は、総生産物から物的実質費用を減じた純収入の分配に

における「資本（投資）と収入（消費）」の割合が一国の経済成長を規定する最大の要因とするものである。このような「剰余」の概念は一般均衡論的解釈には存在しない。生産物は生産要素の限界生産力に応じて、分配され尽くされるとするのが、一般均衡論的配分理論である。

第三の理由は、言うまでもなく、長い間批判され続けられてきた「資本投下の階層性の論理」を一般均衡論的理解は把握できないからである。同時代人でさえ、スミスのこの論理を把握することはできなかった。資本投下の階層性の論理はスミス経済学の「最も弱い部分」とされてきた⁹⁹。

4. 資本蓄積論と自然価格

しかしながら、『諸国民の富』の主題を経済成長論、資本蓄積論とする論者に共通していることは、これらの論者は必ずしも、スミスの価値論をその理解の中に適切に位置づけてはいないということである。例えば、上述の Myint は、P.Samuelson によって、その理解がスミスの自然価格論、従って、Samuelson の理解する価格メカニズム論への配慮が全く欠けていることを厳しく批判された。また、A.Lowe、W.A.Eltis のモデルは、そもそも自然価格論を含んでいない。スミスの価値論と『諸国民の富』の主題である資本蓄積論とはいかなる関係にあるのかが、第一に示されるべきである¹⁰⁰。

我々はスミスにおいて、価値論と分配論とに関して、二つの相対する経済思想の分岐点を見る。一方は、後期スコラ学派の「需要-供給分析」から近代自然法思想へと継承された、価値の主観的または効用的理論であり、スミスの「市場価格論」からセイからマルサスへ、更にワルラス、マーシャルへと発展した、商品の価値（価格）は、需要と供給の均衡点で決定され、分配はこの価値（価格）に依存するとする理論である。他方は、商品の「自然価格」は、生産の諸条件、制度的諸条件によって決定され、需要の側面はこの決定に預からないとし、分配は、需要と供給とによって決定される市場価格以前に、市場の外で決定されているとする理論である。イギリス古典派経済学の伝統である「自然価格論」、またマルクスの「生産価格論」はこの伝統に属する¹⁰¹。

我々は、スミスの「自然価格」に対する批判、つまり、例えば、「自然価格の決定には、需要は何らの影響を持たないと想定され、…一財の短期的ないし現行価格だけが需要と供給の力の及ぶ範囲だとするこの奇妙な信念こそ、18世紀経済学の特徴であって、それは1870年代の限界革命によってのみ破壊された信念¹⁰²の表明にすぎないとする解釈、或いは、「費用不変の想定」に基づく「生産費」説に過ぎないとする新古典派的理解¹⁰³は誤っていると考える。

スミスの価値論に関しては通常、二つの価値論、つまり、投下労働価値説と支配労働価値説の併存、ないし、後者による前者の否定と考えられてきたが、後に示すように、我々の理解ではこの二つの価値論には整合性がある。スミスは、『諸国民の富』の主題である「純収入」の大きさとその配分（「資本」と「収入」の割合）が資本蓄積を左右する規定的要因であるとする資本蓄積論を展

開するために、純生産物の分配の尺度として支配労働を用い、純生産物一単位の支配労働量を尺度単位とした上で、労働者、資本家、地主へ純生産物への分配を尺度したのである。この時、各商品の「実質価格」または「自然価格」は、賃金、利潤、地代の各「自然率」の総和とされたのであるが、この「自然率」を決定するものは、生産条件を所与とした場合、純生産物の分配状態である。従って、この分配状態が変化すれば（生産の技術的諸条件が所与であれば）、自然率の総和として定義される商品の「自然価格」もまた変化するであろう。スミスの「自然価格」論は、さし当りは所与とされる純生産物の分配状態において、純粋な競争状態が維持されれば（参入障壁がないという意味での）、市場価格は自然価格と一致するであろうとするものであり、この自然価格は、生産の技術的諸条件と純生産物の分配状態によって決定されているのである。従って、スミスの「価値論」とは、商品の交換割合を規定する論理ではなく、商品交換の結果生じる「収入」を計る論理である。

従って、我々の本論での最初の課題は二つである。第一に、スミス価値論に関して投下労働価値説と支配労働価値説との整合性を示し、純生産物の分配状態が『諸国民の富』の主題である資本蓄積の論理の根底にあることを明らかにすること。第二に、『諸国民の富』の資本蓄積の論理そのものを明らかにすることである。この第二の課題は、更に二つの部分に分かれよう。その第一は、「純収入」の大きさとその配分（「資本」と「収入」の割合）が資本蓄積を左右する規定的要因であるとする資本蓄積の論理そのもの、その第二は、スミス経済学において最も弱い部分とされた「資本投下の階層性の論理」を、比較制度論的な観点を可能とする、資本蓄積の「型」（これは現代の資本蓄積の型とも、重商主義的な資本蓄積の型とも異なる）の把握として評価すること、である。

だが以上の二点に関して考察を始める前に、議論の前提となる『諸国民の富』の基本的な主題性格を明らかにする必要がある。つまり、上記の課題は『諸国民の富』全体の論理の中に位置づけられねばならない。『諸国民の富』の基本的な主題性格とは、第一に、『諸国民の富』の基本的な問いとは何か？である。第二に、スミスはこの問いにいかにか答えたか？である。つまり、『諸国民の富』はこの問いに対する解答の書として、どのような論理構造をもっているか、である。この一見、平凡な問題設定は、しかしながら、従来必ずしも明白にされてこなかったものである。

第二項 『諸国民の富』の主題とスミス道徳哲学

1. スミス経済学の一般均衡論的理解とスミス道徳哲学体系

我々の所論を展開する前に、スミス経済学の一般均衡論的理解が、スミスの道徳哲学体系といかに関わっているかを示そう。

一般均衡論的解釈は、スミスの道徳哲学全体の解釈に深く影響を及ぼしている。我々の目には、「アダム・スミス・ルネッサンス」と言われるまでに活発化した、スミスの道徳哲学全体の持つ意

味の理解のための努力が、その前提としているスミス経済学の通説的理解に安座しているか、または、まったくスミスの経済学を無視しているかのように思われるのである。例えば、別稿⁹⁾で論じたように、スミスの経済学は近代自然法の影響のもとに成立したとするのが、「経済学の生誕派」の基本的主張である。そこではとりわけ、消極的正義（交換的正義）の概念がスミスへ継承されたことが強調される。

しかしながら、近代自然法学における価値論は、効用価値論である。更に、この「経済学の生誕派」は、スミスの倫理学→法学→経済学の「生誕」の中で、「正義」（消極的正義、或いは、交換的正義）が唯一の「徳」とであるとするのであるが、法学的・倫理的に消極的正義論（交換的正義論）を、価値論として効用価値説を採れば、その帰結は明らかである。スミスの経済学は一般均衡論、パレート最適論であると言っているのである。

2. Hont & Ignatieff の見解

ここで、Hont & Ignatieff の見解を見てみよう。「スミス経済学の理論的中核をなす分業論と自然価格モデルは、我々の見解では、経済的不平等と賃金生活者への十分な生活資料の供給が、自由市場体制のもとでこのように両立することを説明するために用いられたのである」¹⁰⁾。「『諸国民の富』の中心的関心は正義の問題であり、所有の不平等と所有から除外された人々への十分な生活資料の供給とを両立させうる市場機構を見いだすことであった、と我々は主張する」¹¹⁾。「近代の商業社会は不平等で徳を欠いていたが、不正義なものではなかった。それはその最も貧しい成員たちの悲惨を犠牲にして、人々が財産や市民権の上でどれほど不平等であっても基本的必要を満たす手段を入手できる点で彼らは平等であり得た。これら一連の選択においてスミスは公民的な徳よりも厳密な正義を選んだ」¹²⁾。

Hont & Ignatieff が、「スミス経済学の理論的中核」は、自然法学の「厳密な正義」を受容した結果、「分業論と自然価格モデル」であると述べる時、『諸国民の富』第一編第七章を思い浮かべていることは間違いない。そして、この立場を取るとき、彼等はスミスの経済学とは、Blaug と共に、「完全競争条件のもとにおける所与の資源の最適配分の理論」であると主張しているのである。彼等には、この主張が『諸国民の富』における資本蓄積論—これは何よりもまず、資源配分を所与とするのではなく、富の成長の論理であるが—と矛盾しているとの認識はないが、事実上、スミスの価値論とは効用価値説であり、スミスの「自然価格」とは長期均衡価格であり、所与の資源の最適配分は同時にパレート最適を実現すると述べているのである。むろん、我々はこうした解釈が受け入れられない、と述べているのではない。ただ、こうした解釈は『諸国民の富』の経済学理論とは整合的ではないと言っているのである。

こうした、一般均衡論的アプローチはしかし、明示的に示されていなくとも、幾つかの解釈では

前提となっている。例えば、A.O.Hirshman の『情念の政治経済学』は多くの影響を与えた著作であるが、Hirshman はスミスにおいて情念同士或いは利益を情念に対抗させるという発想が切り崩されたとし、スミスは、利益と情念とを「同義語」として扱ったと主張した。この場合、Hirshman がその論拠としたのはスミスの以下の文章である。

「以上のようにして、個人の私的な利害関係や情念は自然に彼らを動かし、通常の場合にその社会にとって最も有利な用途へと自分の資材を振り向けたいという気にならせる。しかもこうした自然的な選択のために彼らがあまりに多くの資材をこれらの用途に振り向けると、そこでは利潤が低下し、他の全ての用途ではそれが上昇するから、彼らはただちにこの誤った配分を変更したいという気になる。それ故、政府の干渉がまったくなくとも、私的な利害関係や情念に導かれ、人々はあらゆる社会の資材を全社会の利益に最もよく一致する割合に近づけながら、その社会で営まれるあらゆる事業の間で分割し、配分するようになるのである。」(IV.vii.c.88.p.630.929頁)

Hirshman は「私的な利害関係や情念」に強調の目的で傍点を付し、スミスは、「私的な利害関係」を「情念」と同一視したとする。このような考えの帰結は、「社会構成員の一人一人が各々の(物質的)利益を自由に追求できる時、一般の(物質的)福祉を最も良く増進できるというスミスの命題」⁹⁶を確認することとなる。個人の利己心に基づく自由な経済活動の結果、「一般の(物質的)福祉」が増大するとは何か？これは、情念としての利己心に導かれながら、資本を投下し、労働を投下すれば、結果として社会全体の「福祉」が増大する、つまり、バレット最適が実現すると言っているのである。しかしながら、Hirshman が挙げた『諸国民の富』の引用部分を確認すれば、直ちに以下のことが判明する。この引用部分は『諸国民の富』第四編「政治経済学の体系」第七章「植民地について」で出現する文章であり、『諸国民の富』の理論的核心である第二編における資本投下の階層性の論理を前提としている文章である。従って、上記の引用文で「社会の資材を全社会の利益に最もよく一致する割合」とはスミスが第二編で展開した農業→製造業→外国貿易の資本投下の自然的順序のことに他ならない。かくして、スミスが利己心を情念と同一視したことが、また、個人が物質的利益を自由に追求する結果、社会全体の「福祉」が増大するという「スミスの命題」が資本投下の自然的順序の論理といかに整合的であるかは不明である。

3. シヴィック・ヒューマニズム論との関係

しかしながら、我々の理解は、自然法学の伝統の上でスミス経済学が形成されたとする主流的見解に反発する形で展開されるシヴィック・ヒューマニズム論的解釈、「立法者の科学」論、『諸国民の富』の「倫理的解釈」が正しいとするものではない。そもそも、シヴィック・ヒューマニズム的解釈

には経済学への洞察は欠如している。例えば、スミスにおける「農業偏重」を強調し、土地所有者の公徳性論を展開する一部の論者、典型的な論者は John Dwyer であるが、Dwyer は、私利私害と公共的利害が一致する階層として「小規模農業経営者」、「ジェントリとヨーマンリ」を挙げ、『諸国民の富』でその私利私害と社会的利害が一致する階級として、スミスが地主階級と共に賃金労働者階級を挙げている事実を全く無視している⁸³。

4. 国家、または、立法者との関係

スミスの経済学理論の正しい理解は当然、経済と政体、経済と国家の考察に繋がるであろう。スミスは国家、立法者、主権者にどのような役割を期待したか、或いは、意味づけを与えたかは、スミスの経済学とはどのようなものであったのか、に依存する。極めて図式的に言えば、経済学理論の規範性と実証性とを分離する新古典派的思考においては、市場メカニズムの自動調節機能を信奉する以上、国家の機能は最小となろう（法と秩序の維持）。しかし、市場経済の制度的不安定性をスミスの市場経済理解とすれば、J.Cropsy の古典的論文が示すように⁸⁴、市場における競争的環境を保つためには、国家は積極的役割を果たすべきだとスミスは主張した、との理解も許されよう。或いはまた、スミス経済学の規範性を強調すれば、その規範性の内容に応じて、例えば、純経済的に、国民一人あたりの所得の増大を目的とするものとするれば、国家は福祉的機能をもつであろう⁸⁵。

或いは更に、規範性の意味を広げ、道徳哲学、政治哲学レベルまで押し進めて、D.Winch⁸⁶ や K.Haakonssen⁸⁷ のように、スミスの経済学は自然的正義と自由の体系の実現のための「立法者の科学」の一部に過ぎず、国家の役割を、公共の利益に対立する諸個人、及び、諸集団の活動を抑制することを旨とした憲政機構の構築に求めることもできよう⁸⁸。

我々の『諸国民の富』の理解は、スミスにおける国家と経済との関係についても新たな理解を投げかけるであろう。スミスは、国家をも一つの「制度」として把握した。スミスによれば、国家の目的とは、国防、司法行政、及び、ある種の公共土木事業と「人民の教化のための」教育施設の維持に限られる。この国家の領域は、諸個人の利己心の及ばない、或いは、諸個人の利己心に任せると社会にとって有害な結果を生むような領域を包括するものである。スミスは国家または主権者を扱う『諸国民の富』第五編で「国家の英知」「上級の慎慮」について語るが、これは一部の論者によって、スミスの「政治学」または「政治の科学」として最近強調されてきたものである。しかしながら、後述するように、スミスは国家を、スミスの言う「自然的自由の体系」の実現のための制度的環境として見なしてはいたが、公共の利益を代表する、相互に対立する諸利害の「調停者」、或いは、正義の一般的諸規則を体現する公平な観察者として見ていたわけではない。スミスにとって国家とは「自然的自由の体系」を構成する諸制度の一つに過ぎない。しかし、国家は諸個人の利己心の及ばない領域に存立するのでから、不可欠の制度である。我々は国家を市場経済の制度的環

境と見なしたい。

第三項 スミスの「自然法学」の構想と政治経済学

最後に問われるべきはスミスの政治経済学とその自然法学の構想との関係である。

我々は別稿⁹⁸で、D.スチュアートによるスミスの「自然法学」の構想の理解について述べた。ステュアートはスミスの自然法学を「政治の科学 (science of politics)」(Account,p.309.63頁)と呼び、その目的を「諸国民の政策を、その国民の政治経済学の体系を形成する諸法 (laws which form its system of political economy) の中でもっとも重要な種類のものに関して導くこと」(ibid.,p.311.64頁)とし、更に、ベイコンを引いて、「法」の目的とは具体的には、「国民が敬虔で宗教的な教育を受け、徳性を持つまでに訓練されること」「適切な軍備により、外敵から安全であること」「争乱や個人的加害に対して効率的な政策によって保護されること」「政府と行政官に対して服従的であること」「富と物資の豊かさ」を実現することである (ibid.,p.311.63頁)とした。以上を確認した上で、ステュアートは『諸国民の富』で果たされなかったスミスの自然法学の中身を「これらの重大な諸項目に関して立法者の諸制度を指導すべきである正義、及び、便宜の一般的諸原理を確証することであった」(ibid.,p.312.65頁)と述べた。ステュアートは『諸国民の富』は、スミスの「自然法学」の一部を実現したもの、逆に言えば、残りは実現しなかったものとして見ているが、我々の目には、『諸国民の富』は、ステュアートの言う「法の目的」、つまり、「国民が敬虔で宗教的な教育を受け、徳性を持つまでに訓練されること」「適切な軍備により、外敵から安全であること」「争乱や個人的加害に対して効率的な政策によって保護されること」「政府と行政官に対して服従的であること」「富と物資の豊かさ」の諸目的を実現していると思われる。これは、『諸国民の富』の編別構成に一致している。つまり、「富と物資の豊かさを実現する」ことはまさしく、この書物の主題であるし、スミスは分業と資本蓄積論を用いて、これを論証した(『諸国民の富』第一編～第四編)。また、その第五編第一章において、スミスは「主権者の義務」論を展開しているが、その第一は「国防」＝「適切な軍備により、外敵から安全であること」(第五編第一章第一節)であり、第二は「司法」(同、第二節)＝「争乱や個人的加害に対して効率的な政策によって保護されること」である。「政府と行政官に対して服従的であること」に関しては独立の項目はないが、スミスは第二節で「服従をもたらす諸原因、または、諸要因」を考察し、これを正義論に関連させている。最後に、第三節で、「国民が敬虔で宗教的な教育を受け、徳性を持つまでに訓練されること」を労働者層における徳性の腐敗の救済策として論じている。従って、我々は『諸国民の富』にスミスに「自然法学」の構想の実現を見るのである。

我々は以上を基本的な理解とした上で、『諸国民の富』を考察する。この時、「富と物資の豊かさ

を実現する」という「法」の最後の目的がスミスの道徳哲学の中心となり、この「豊かさ」の実現に関与する限りで、残りの諸目的が位置づけられる。スミスの道徳哲学体系の中心はその政治経済学である。だがそれは、後代に継承された一般均衡論的経済学ではなくて、「剰余」の概念を中心とした、つまり、剰余の分配と剰余の増大に関わる資本蓄積論である。スミスは、この資本蓄積は一定の制度的枠組みの中で社会にとって「望ましい」結果を生むと主張したのである。

第四項 スミス経済学の意義。

1. 資本蓄積と制度

スミスは、市場経済を一つの制度として把握した。そしてこの制度が有効に機能する、つまり、富裕化を実現するための諸制度として倫理=徳、法的要件としての正義、そして統治構造をあげたが、この制度的「与件」のもとで、スミス経済学は、富裕化の論理、資本蓄積の論理として構想されたのである。しかしスミスの資本蓄積の論理は、それ自体が、制度論的な性格もっている。つまり、スミスは資本蓄積一般を論じたのではなく、特定の型の資本蓄積を論じたのである。マルクスであれば、これを「外延的蓄積」と呼び、レギュラシオン学派であれば、これを「国民的蓄積軌道」と呼ぶであろう⁹⁰。スミスの資本蓄積論は、18世紀イギリス的現実に規定されていたために、後代の経済学者にとっては理解することが困難であり、特に、産業革命以後のリカード経済学の勝利-リカード経済学は明らかに資本の内包的蓄積過程を前提としていた-によって、スミスの資本蓄積論の意味は急速に失われた。スミスの資本蓄積論を支えていた「制度的内容」が歴史的に失われることにより、スミスの経済学は、市場メカニズム論としてのみ後代に継承されたのである。スミスの経済学を経済成長論、資本蓄積論として把握する場合、それが「18世紀イギリス的現実」によって規定されていることのみを強調するのは誤りであろう。その意義は、後述するように、第一に、19世紀末の限界革命以降失われ、近年再び見いだされた「古典派経済学」の基本的枠組みを与えていることにある⁹¹。『諸国民の富』における資本蓄積の論理は、「純生産物から物的実質費用を減じた純生産物の大きさとその配分の変化とが、資本蓄積を左右する規定的要因である」とすることを明らかにした点にある。第二に、スミスの資本蓄積論は、多様な資本蓄積の型の論理を示唆している。スミスが資本投下の階層性の論理に照らして、旧ヨーロッパの資本蓄積（外国貿易→国内商業→製造業・農業の順で資本投下が行われる）を「不自然」とした時、スミスは二つの資本蓄積の型に言及しているのである。そして、スミスの資本投下の階層性の論理は、産業革命以後の経済学から見れば、「誤っている」ように見えるが、我々はこれを「誤っている」とすることはできない。それは、現代とは資本蓄積の型が異なっているに過ぎないのである。スミスの経済理論は、多様な国民的資本蓄積軌道の考察の可能性を開くものである。

2. 経済学と制度

スミスの経済学の本旨を資本蓄積論、しかも、国民的資本蓄積と把握することは当然、資本蓄積を可能とする「制度的内容」への着目を喚起する。スミス経済学の枠組みをなす「制度的内容」への着目は、スコットランド啓蒙を継承したドイツ歴史学派を經由して、アメリカ制度主義経済学に継承されたが、周知のように、アメリカ制度主義経済学が批判の対象としたのは、スミスを筆頭とするイギリス古典派経済学であったのは皮肉なことであった⁴⁰。スミスの経済学は最初から制度主義的経済学であったのである。制度への着目は1970年代を待たねばならなかったが、我々は制度主義経済学、或いは、一般に経済社会学の構想を、ヴェーバー⁴¹、パレート⁴²、シュンペーター⁴³によって知っている。スミスの経済社会学から「社会学」の部分を捨象し、ワルラス的観点から、スミス経済学を評価したのがシュンペーターであったことは更に皮肉なことであった。しかしながら、経済社会学の最初の体系を与えたのはスミスである。スミスを読む誰もが、そこで、モラル（或いはモラルハザード）、所有権、法、支配と被統治、といった概念が重要な役割を演じていることに気づくであろう。スミス経済学が制度的内容を持つことはスミス研究家にとってはあまりに周知なことであるが、制度の注目が再び喚起されたのは最近のことである。もっとも、我々はいわゆる「新制度派経済学」のアプローチが必ずしも正しいとは考えないが⁴⁴。

3. 商業社会の「望ましさ」

スミスが「商業社会」の好ましさと見たもの、それは第一に、物的な富（＝生活必需品と便益品）の増大、そして第二に、資本蓄積を支えるマナーズの存在である。スミスが、物的には貧しいが、徳の高い社会よりも、物的にも豊かで、徳性ある社会を「より望ましい」とした（多くの留保条件を付けながらも）ことは疑いはないであろう。

しかし、この「望ましさ」は、社会で最も貧しい階級とされる「労働貧民」の生活が豊かになる限りのことであり、また、資本家、及び、労働者の「マナーズ」が維持される限りのことである。スミスが個別利害と社会全体の利害の一致としたものは、資本蓄積につれて、利潤率は低下するが、労働者の実質賃金、及び、地代は上昇する事態である。つまり、物的な富（＝生活必需品と便益品）の増大は、資本家の「利己心と儉約」（利潤動機と慎ましい消費）、労働者の「利己心と勤勉」（高賃金に支えられた勤勉）によるが、この中で、資本家の利己心の追求が資本蓄積のより規定的な要因でありながら、資本蓄積の過程で、利潤率は低下し、逆に、賃金と地代とは上昇し、この限りで、個別利害と社会全体の利害は一致するとするものである。そしてスミスは、社会の最も貧しい階級である「労働貧民」の実質賃金の上昇をもって、「社会の富裕化」とするのである。後に示すように、スミスは賃金をいわゆる「生存賃金」に固定しなかった。スミスの経済学は、賃金が「生存賃金」に固定され、利潤と地代とが上昇する、産業革命以後の資本主義社会とは異質な経済成長の型

を示している。だが、スミスの経済理論を、時代的に制約された特殊な資本蓄積の型を対象としたものに過ぎないとするのは誤りであろう。スミスの資本蓄積論は、後述するように、多様な国民的資本蓄積軌道の考察の可能性を開くものである。この資本蓄積の論理に替わって、市場メカニズム論を『諸国民の富』の主題と考える新古典派経済学によって、その「聖典」とされてしまったことは、経済学理論の発展における最も大きな悲劇であろう⁴⁶⁾。

第一節 『諸国民の富』の基本的問いとは何か？－「文明社会」と「初期未開の社会」－

我々は以下で、『諸国民の富』とはどのような問題に答えようとして著されたものであるのか？という問題視角から最初に『諸国民の富』を考察する。まず第一に確定すべきは『諸国民の富』のスミスの道徳哲学体系における位置である。

第一項 治政論

スミスの道徳哲学は、第一部門を自然神学、第二部門を倫理学とし、第三部門が「法と統治の一般的諸原理を扱う」自然法学であり、その第一部門は正義論 (Justice)、第二部門が治世論 (Police) とされる (第三が国防、第四が国家収入、第五が国際法)。『諸国民の富』での議論はこの治世論の中で展開された諸議論が独立したものである。治世論の対象は、スミスによれば、「国家の富裕の促進」に関わるものであり (「一国の貿易、商業、農業、製造業に関して制定される全ての諸規制 (regulation) が治世論の議論に属す」(LJ(A), p.5))、「一国の貿易、商業、農業、製造業に関してなされるあらゆる諸規制」(ibid.) の考察を含む。そしてその目的は「一国の富裕を促進する」政府の諸意向が「どの程度、この富裕を促進するか」(ibid.) に答えることである。「治世の目的は、…国家の富裕である」(LJ(B),p.398.90頁)。また、『諸国民の富』の第四編の冒頭では次のように言われている。「政治家または立法者の科学と考えられる政治経済学は、二つの別個の目的をたてているのであって、その第一は、人民に豊富な収入または生活資料を供給すること、もっと適切に言えば、このような収入または生活資料を自分で調達しようようにすることであり、第二は、国家すなわち共同体に公務を遂行するのに十分な収入を供給することである。政治経済学は人民と主権者の双方を富ますことを意図しているのである」(IV.1.p.428.643頁)。従って、『諸国民の富』の主題は「富裕化」に関わるものであることは明らかである。『法学講義』によれば、スミスの「治世論」は、第一に、商品価格の規制 (regulation)、第二、貨幣論、第三に、富裕の自然的進歩、第四に、税または公的収入となっている (Cf. LJ(A), p.353. LJ(B),p.494.339頁)。

だが更に、『法学講義』の構想によれば、治政論の最後は「商業の良き、または悪しき影響と、

悪しき影響に対する自然の治癒法」(LJ(A), p.353) を取り扱うようになっており、これはLJ(B)における治世論の叙述プランの最後に対応し(「最後に商業精神 (commercial spirit) が一国民の政府、気質、マナーズに与える良き、または悪しき影響とその適切な矯正策」(LJ(B),p.494.p.339頁)、実際に「治世論」の末尾における「治世論の最後の分野、つまり、商業の国民のマナーズに与える影響 (influence of commerce on manners of a people) を考察しよう」(LJ(B),p.538.452頁)として周知の分業批判論として具体化されている。つまり、スミスの『法学講義』における「治世論」の「最後の分野」とは「商業の国民のマナーズに与える影響」なのである。そして、これは『諸国民の富』第五編における主権者の義務論で展開された、主権者の第三の義務として「公教育」論、「教化論」に直結している。

以上により、スミスの治世論、或いは、政治経済学の目的とは第一に、「人民と国家の富裕」に関わるものであり、第二に、価格論、富裕の自然的進歩、税(公的收入)、第三に「治世論の最後の分野、つまり、商業の国民のマナーズに与える影響」で終わるべきものである。

第二項 「文明社会」と「初期未開の社会」

上記のように、「政治経済学の第一の目的」は「国家と人民の富裕化」であるが、しかし、『諸国民の富』は「富裕化一般」を論じたものではない。スミスが「私の諸講義の不断の主題をなすもの」とし、「一国家を最低の野蛮の状態から最高度の富裕にまで導くためには、平和、軽い税、及び、正義の寛大な執行の他は殆ど必要としない」と述べたのは1755年であるとされる⁹⁸。このスミスの「不断の主題」は「一国家(国民)を富裕化するためには何が必要か、或いは、何が必要でないか?」という問いに対する解答のように見える。しかしながら、「野蛮の状態」と「最高度の富裕化」が実現されている社会の対比は、スミスにおいてはもっと明白な対比理由を持っている。

「文明社会では貧者の労働と時間とが富者の安逸と贅沢を維持するのに費やされている。…他方、全ての野蛮人は自分の労働の全生産物を享受している。地主も高利貸しも税徴収人もいない。我々は当然、野蛮人は、自分と他人のために労働する労働貧民よりも生活資料が潤沢であると期待するであろう。しかし、事態は全く逆である。」(LJ(A), p.340)

これは『法学講義』治世論中、「分業論」の導入部分で述べられたものである。これと同質の文は、「初期草稿」において既に現れている。

「文明社会では富者と権力者が、野蛮で孤立した社会において自分で生活資料を調達するどの人

間に較べて、いっそう多くの生活必需品と便益品とを供給されるのかを説明することは困難ではない…文明社会では、貧者は自分と彼等の上長者のための贅沢品とを供給する…これに対して、野蛮人の間では、全ての人間は自分の勤労の全ての生産物を享受している。我々は当然、彼等のどの人も、文明社会における下層の人々によって所有されているよりも多くの生活費必需品と便益品とを享受していると想像する。しかし、経験は全く逆のことを示している。」(ED, 3.p.563)「所有の重大な不平等にも関わらず、全ての文明社会では、普遍的富裕が社会の最下層の人間にまで行き渡る。」(ED,10.p.566)

「野蛮な状態」「野蛮で孤立した社会」と「文明社会」の対比の目的は、「文明社会では、富を生み出す労働者は搾取されているが、それでも、搾取のない未開の社会と較べて、労働者は豊かであるのは何故か?」と問いかけているのである。これは『諸国民の富』では繰り返される命題である。

「文明的で、盛大な社会では、たとえ、人民の多数は全く労働せず、その多くは働く人々の大部分に較べて十倍、いやしばしば百倍もの労働生産物を消費するにも関わらず、社会の全労働の生産物はなお極めて大きいから、全ての人はしばしば潤沢に供給を受け、最下層最貧の職人でも、もし彼が儉約で勤勉ならば、どのような野蛮人が獲得しうるよりも多くの生活必需品や便益品の分け前を享受しえる。」(I.4.p.10.63頁)

『諸国民の富』において文明社会と「初期未開の社会」を対比した最も有名な箇所は第一編第六章「諸商品の価格の構成部分について」であろう。その冒頭でスミスは「資材の蓄積と土地の占有との双方に先行する社会の初期未開の状態」(I.vi.1.p.65.131頁)と「資材が人々の手に蓄積された」(ibid.132頁) 文明社会との対比を行っている。前者については、スミスは次のように述べている。

「資材の蓄積と土地の占有との双方に先行する初期未開の状態のもとでは、様々なものを獲得するために必要な労働量との割合が、これらのものを互いに交換するためのある基準となり得る唯一の事情であるように思われる。…このような事態のもとでは、労働の全生産物は労働者に属し、またある商品の獲得または生産にふつう雇用される労働量は、その商品がふつう購買し、支配し、またこれと交換されるべき労働量を規制する唯一の事情である。」(I.vi.4.p.65.132頁)

後者に関しては、

「資材の蓄積と土地の占有が行われている社会では、労働の全生産物は必ずしもつねに労働者に

は属さない。彼はたいていの場合、彼を雇用する資材の所有者とともにそれを分けなければならない。…ある国の土地が全て私有財産になるや否や、地主たちは、他の全ての人々と同じように、自分たちが種を蒔いたこともないところで収穫することを好み、その自然の生産物に対してさえ、地代を要求する。」(I.vi.7.p.67.134頁)

我々には、この「資材の蓄積と土地の占有との双方に先行する初期未開の状態」と「資材が蓄積され、土地の占有とが行われている文明社会」の対比の意味が明瞭である。つまりスミスはここでも、文明社会では富者の贅沢と安逸を維持するために、貧者の労働と時間の一部が犠牲にされるにもかかわらず、労働の全生産物を享受している未開人に較べて、より多くの便益品と必需品を享受しているのは何故か？との問題を提出しているのである¹⁰。スミスは、「初期草稿」『法学講義』『諸国民の富』において、同一の問いかけを行っている。労働者＝貧者の行う労働の生産物は、資本家、地主によってその一部を搾取されているにも関わらず、労働の全生産物を享受している未開社会の人間に較べて、豊かなのは何故か？と一貫して問いかけているのである。

この二つの社会の対比は、決して領有法則の弁証法的転回の萌芽、単純商品生産社会と資本制的社会との対比などではないことが分かる。ましてや、Blaugが言うような、「スミスは商品を生産するためには一生産要素だけしか用いられない単純なモデルを設定する…これが彼の『初期未開の社会状態』であって、ここでは土地は無償であり、資本は存在しない」¹¹という解釈は、恣意的であり、全く成立しない。

以上より、『諸国民の富』の「基本的な問い」とは、「搾取のもとでの富裕化の実現」と言い得る。我々はこの基本的な問いを、『諸国民の富』を考察する際には維持しなければならない。利己心の自由な追求が、結果として社会全体の富裕を実現するとか、スミスは勃興しつつある産業資本家の立場を代弁したとか、或いは、スミスは配分的正義をもそれなりに実現する自由競争市場メカニズムを展開したとかの解釈は曖昧であり、かつ場合によっては誤っている。我々はスミスのこの問いを保持しつつ、『諸国民の富』を理解しなければならない。

第三項 「富」と「富」の尺度

1. 「富」の概念

文明社会では搾取が存在するにも関わらず、社会の最も貧しい成員＝「労働貧民」が富裕化するとはいかなる理由によるのか？に答えるために、スミスは第一に、富 (wealth) とは何か？第二に、「富裕化」の意味とは何か？そして第三に、どのような意味で「富裕化する」と言い得るのかを定義する。

スミスはまず「富」を「土地と労働の年々の生産物」として定義した。物財での定義である。

「社会の実質的富 (real wealth)」とは、即ち、「土地と労働の年々の生産物 (annual products of the land and labour of the society)」(I.i.9.p.12.65頁)である。この「富」の定義は、多くの論者によって国民所得と理解されているが、第二編以降の記述を加味すれば、産業連関論で言うところの総生産物、つまり、中間投入財+最終需要財であろう。そして、スミスはここから中間投入部分を捨象した⁶⁹。その結果、この「富」の内実は「純生産物」となる。

この「純生産物」は労働者分配分、資本家分配分、地代分配分の総計であり、或いは、後二者は、労働者の労働生産物からの「控除」または「搾取部分」である。

「しかしながら、労働者が自分自身の労働の全生産物を享受するというこの事物の本源的な状態は、土地の占有や資財の蓄積が最初に導入された後までも続き得るものではなかった。…土地が私有財産になるや否や、地主は労働者がその土地から産出したり、収集したりする殆ど一切の生産物について分け前を要求する。彼の地代は土地に使用された労働の生産物からの第一の控除をなすのである。土地を耕す者が、その収穫を刈り入れるときまで、自分自身を扶養する資力を持ち合わせていることは滅多にない。彼の生活維持費は、一般に親方、つまり彼を雇用する農業者の資財から彼に前払いされるのであって、この親方は、彼の労働の生産物の分け前にあずからぬ限り、つまり、自分の資財が利潤と共に回収されぬ限り、彼を雇用することに何の関心も持たないであろう。この利潤が、土地に使用される労働の生産物から第二の控除をなす。」(I.viii.5,6,7.pp.82-83.158-59頁)

スミスは更に、この「富」の源泉を「労働」に求めた。「あらゆる国民の年々の労働は、その国民が年々に消費する一切の生活必需品や便益品を本源的に供給する元本であって、これらの生活必需品や便益品は、常に、この労働の直接の生産物か、または、この生産物で他の諸国民から購買されるものかのいずれかである」(I.1.p.10.61頁)。スミスが「土地と労働の年々の生産物」を語る際、生産諸要素の限界生産力なるものを考えていなかったことは、第二編第三章「資本の蓄積について」で、「年々の全生産物は、大地の自然発生的な生産物を除けば、生産的労働の成果である」(II.iii.3.p.332.524頁)との文章からも分かる。スミスにおいては価値を創造するのは、雇用された生産的労働者の労働のみである。

2. 「富裕化」の意味

従って、富裕化とはさし当たり単純に、この労働生産物の増大と定義される。まず第一に、「富」の総量が増大することが必要であることは明らかである。では、スミスはこの労働生産物の一般的増加を「富裕化」と見なしたか？そうではない。スミスは第一に、富の量的増大を富裕化としたが、第二に、富の分配における「富裕化」を考えているのである。スミスが、純生産物が分配される階級として、労働者、資本家、地主の三大階級を区分していることの意味は、富とは労働者の行う労働の全生産物を意味し、この富の増大を「富裕化」することとして定義することが第一であるが、第二に、生産された富の分配において、「富裕化」が実現しなければならない。つまり、富の三大階級への分配を「分配率」で計った時に、この「分配率」が、先行する一期に較べて、特定の階級において今期では増加していなければならない。賃金、利潤、地代の物財での総計が「純生産物」を構成するとき、三者は相互に背反する関係にあるが、スミスは、「労働者、及び、地主への純生産物の分配率」の上昇をもって「富裕化」と定義するのである。労働者、及び、地主の二つの階級の中で、富裕化の尺度を与える階級は労働者階級である。何故ならば、労働貧民とは、富の生産者でありながら、社会で最も貧しい階級であるとされるからである。この最も貧しい階級への純生産物の分配が、富の増加率に応じて、少なくともその率を下回らない率において、増加するとき、社会全体が「富裕化」と言い得るからである。そしてスミスはこの状態を「公正 (equity)」であると断じた⁶⁹。

3. 富裕化の尺度

しかしながら、スミスの言う「商業社会」では純生産物の分配状態は、財の「自然価格」によって表現される（後述）。従って、労働生産物の分配は、賃金、利潤、地代という形態をとるが、この形態において、「富裕化」の程度（尺度）を与えるものは賃金、利潤、地代の「購買力」である。「購買力」の概念は、『諸国民の富』第一編第五章において与えられているが、これに先立ち、スミスは第三章「分業は市場の広さによって制限されること」で、「交換力」という概念を導入した。「交換力 (power of exchange)」とは「自分自身の労働の余剰部分 (surplus part of the products of his own labour) の中で、自分の消費を越えてあまりある全てのものを、他の人々の労働生産物の中から、自分が必要とする部分と交換する力」(I.iii.1.p.31.87頁) と定義される。つまり余剰生産物同士の交換である。そして第四章でスミスは貨幣を導入する。

「いったん分業が徹底的に確立されると、ある一人の人間が自分自身の労働生産物によって充足し得るところは、その種々の欲望の中のごく小さな部分に過ぎない。彼は自分自身の労働生産物の余剰部分の中で、自分の消費を越えてあまりあるものを、他の人々の労働生産物の中で自分が必要

とする部分と交換することにより、その諸々の欲望の圧倒的部分を充足する。」(I.iv.1.p.37.93頁)

この章はスミスが最初に「商業社会 (commercial society)」の言葉を使った箇所であるが、貨幣に媒介された労働生産物の余剰部分の交換という見地がでてくる。従ってここでは、労働生産物は「財貨 (goods)」となる。更に、スミスは、「価値 (value)」の二つの意味に言及し、或る商品の特定の効用 (utility) を示す場合には、使用価値、「その特定の対象の所有がもたらす他の財貨に対する購買力を表現する」(I.iv.13.p.44.102頁) 場合には交換価値 (value in exchange) と区別し、更に、「交換価値の実質的尺度」を「実質価格 (real value)」と呼んだ。次に、貨幣を導入することによってスミスは第五章「諸商品の実質価格と名目価格」に進むのであるが、「購買力」の概念はここで与えられる。

「あらゆる人は、その人が人間生活の必需品、便益品、及び、娯楽品をどの程度、享受できるかに応じて、富んでいたり、貧しかったりする。…ところで、いったん分業が徹底して導入されると、一人の人間がその自分自身の労働で充足し得るのは、これらの内のごく小さな部分に過ぎない。彼はその圧倒的部分を他の人々の労働から引き出さなければならないのであって、彼は自分が支配し得る労働の量 (quantity of that labour he can command)、つまり、自分が購買できる労働の量に応じて、富んでいたり、貧しかったりせざるを得ない。従って、或る商品の価値は、それを所有していても、自分自身で使用または消費しようとは思わず、それを他の諸商品と交換しようと思っている人にとっては、その商品が購買または支配させ得る労働の量に等しい。」(I.v.1.p.47.105頁)

我々はここで、スミスにおける投下労働価値説と支配労働価値説との二つの価値論の併存という問題に出あうのであるが、スミスの価値論は、投下労働量によって諸商品の交換割合を規定する論理ではない。それは、諸商品の交換によって生み出される「購買力」、或いは、「収入」を計るものである。従って、スミスは「初期未開の状態」では商品の交換割合を投下労働量によって規定されるものとし、「土地の占有と資材の蓄積が行われている」社会では、この論理を否定したとする見解は誤りである。スミスの価値論とは、純生産物の分配を、従って、「収入」を計るものであり、純生産物のみに関わる。

投下労働価値説と支配労働価値説との関係については、別稿に譲るが⁹⁹、ここでその要点を述べれば、以下のようなだろう。スミスは「富の実質」を純生産物と規定し、この純生産物の分配状態は、商業社会では、賃金、利潤、地代の形態を取るとした。ここで純生産物の総量を Q (純生産物は同質の財からなるものとする)、総投下労働量を L 、総資本財を K (これも単一の資本財からなるものとする)、土地総量を N とし、純生産物の労働者、資本家、地主への分配分をそれぞれ、 B 、

S、M とする。通常理解では支配労働とは実質賃金率の逆数 ($1/b$, $b=B/L$) で与えられ、一財の利潤部分、地代部分ともにゼロの場合のみ、投下労働量と支配労働量とは一致する。しかし、スミスは、支配労働を労働生産性の逆数 (L/Q) とした。つまり、純生産物一単位あたりの労働量を「支配労働量」としたのである。純生産物の労働者、資本家、地主へのそれぞれの分配分はその量に応じて、総投下労働量の一部を「支配」する。つまり、労働者は $B * L/Q$ 、資本家は $S * L/Q$ 、地主は $M * L/Q$ の労働量とその分配分によって支配する。更に、一商品の「自然価格」を構成する賃金、利潤、地代の各「自然率」を $b=B/L$ 、 $r =S/K$ 、 $n =M/N$ とすれば、「価格のあらゆる構成部分の実質価値は、そのおのおのが購買または支配し得る労働の量によって計られる、ということである。労働は、価格の中で、労働に分解される部分の価値を計るばかりでなく、地代に分解される部分の価値と利潤に分解される部分の価値を計る」(I.vi.9.pp.67-8.135頁) ことになる。

支配労働を純生産物一単位あたりの労働量として定義することにより、それぞれの分配された財のもたらす「支配労働量」の総和は当然、総投下労働量と等しくなる（「純生産物一単位あたりの支配労働量」は L/Q であり、 $Q= B+S+M$ であるから、 $L/Q * Q=L$ となる）。スミスはこの支配労働の概念に富裕化の尺度を求めたのである。これは純生産物の価格に依らない、富裕化の尺度である。総投下労働量の中で、どれだけの労働量を純生産物の分配分が支配するかがスミスの与えた富裕化の尺度である。

この「支配労働」の概念により、スミスは、第一に、純生産物は価値的には投下労働に等しいこと、第二に、従って、利潤部分、地代部分は労働生産物からの搾取部分であること、を明らかにし、第三に、価格に依ることなく、純生産物の三大階級への分配の増減（「富裕化」）を、分配分の支配する労働量を尺度とすることによって、計ることができた。第一編第五章の冒頭、及び、末尾で、スミスは次のように結論した。「労働は一切の商品の交換価値の実質的尺度である」(I.v.1.p.47.105頁)。「等量の労働はいつどのようなところでも労働者にとっては等しい価値である…それ自体の価値が決して変動しない労働だけがいつどのようなところでも、それによって一切の商品の価値が評価され、また比較されえる究極の標準である」(I.v.17.p.54.115頁)。

第二節 『諸国民の富』第一編の論理

我々は以上、スミスの基本的な問い、及び、富の性質、富裕化の意味、富裕化の尺度を明らかにした。我々は以上の考察を基礎として『諸国民の富』の論理を考察する。

初めにその要点を記しておけば、『諸国民の富』の経済理論の主題は、第一に、資本蓄積による富＝純生産物の増大の論理であり、これは総生産物から物的実質費用を減じた「純収入」の大きさとその配分（「資本」と「収入」の割合）が資本蓄積を左右する規定的要因であるとするものであ

る。第二に、スミスは個別利害と社会全体の利害の一致を、純生産物の三大階級（労働者、資本家、地主）への分配分によって富裕化の程度を計り、分配率の上昇と富の増加率との一致をもって、個別利害と社会全体の利害の一致とした。更に第三に、労賃と地代との「自然率」の上昇と社会全体の富裕化の一致を可能とする、特定の型の資本蓄積を論じ、この資本蓄積による富裕化を「富裕化の自然的進歩」とした。以上が「富裕化」の論理である。

更に、スミスは、「富裕化の自然的進歩」を促進する「法と諸規制」とを主権者の義務論として述べ、「法と統治の一般的原理」に基づく「自然法学」の構想を展開した。従って、『諸国民の富』の全体は、スミスが『道徳感情論』初版で予告した「正義についての諸自然的感情」に基づく、「全ての実定的な制度から独立した、正義の自然的諸規則」、つまり、「法と統治の一般的諸原理」を、「治世 (Police) の諸法」を批判することによって、「正義 (Justice) の諸法」を展開した書物である。

スミスはこの論理を展開するために、第一編で、純生産物増大の要因を、まず第一に、分業による生産性の増加に求め、更に、この純生産物の三大階級間の分配を支配労働量によって論じることにより「富裕化」の尺度を与えた。そして、第二編において、純生産物増大の第二の要因として、生産的労働の雇用量の増加を資本蓄積によるものとして論じた。更に、スミスはここで、労働生産性の上昇、生産的労働者の雇用の増加の双方は、儉約と利己心に導かれた資本家の投資による資本蓄積に由来し、総生産物から物的実質費用を減じた「純収入」の大きさとその配分（「資本」と「収入」の割合）が資本蓄積を左右する規定的要因であるとした。最後に、スミスは、この資本蓄積は、特定の型をもつ資本蓄積（農業→製造業→商業→外国貿易の投資順序）であり、この国民的蓄積軌道を「自然的自由の体系」として把握した。そして、この蓄積軌道の論理から旧ヨーロッパ諸国の資本蓄積、またこのような資本蓄積を押し進めた諸規制と法とを「不自然」と批判した。

このような把握によれば、自然価格論はスミスの経済理論においては二次的な意味しかもっていない。何故ならば、分配は、市場での交換に先立って、資本蓄積によって（スミスにおいては利潤率が分配率を決定する）決定されているからであり、この資本蓄積によって決定された純生産物の分配は、競争市場で「自然率」として「確証」されるにすぎないからである⁸³。

第一項 「富」増大の「諸原因」

1. 「富」増大の「諸原因」

スミスは上述の「搾取のもとでの富裕化の実現」問題に対して、生産的労働者の雇用量の増加と労働生産性の上昇とが飛躍的に富を増大させるからであると答えた。

「ある国民の土地と労働の年々の生産物は、その生産的労働者の数を増加するか、または以前か

ら雇用されている労働者の生産諸力を増加する以外には決してその価値を増加し得ない。」(II.iii.3 2.p.343.539頁)

スミスがここで挙げた「富」増大の諸原因とは、労働生産性の上昇と生産的労働者の雇用量の増大である。しかし、スミスは労働生産性の上昇の中に、分業と新しい生産技術の導入の二点を含めている。『諸国民の富』第一編は労働生産性の上昇を「分業」に求めているが、その「分業」の内容とは次のものである。「職人の技巧の増進」「時間の節約」「労働を促進し、また短縮し、しかも一人で数人分の仕事をなしえるようにする多数の機械の発明」の三つ (I.i.5.p.17.72-73頁) である。このうち、前二者は狭義の意味で分業による労働生産性の上昇をもたらすものと言えるが、残り一者、つまり、「労働を促進し、また短縮し、しかも一人で数人分の仕事をなしえるようにする多数の機械の発明」は、後代の経済学用語を用いれば、新しい生産技術を体化する固定資本形成の問題である。スミスは『諸国民の富』第二編で、固定資本形成にも触れているが、後述するように、スミスの資本蓄積論においては固定資本形成の問題は言及されてはいるが、理論化されていない。この点で我々の理解は Hollander とは異なるが⁹⁰、この「固定資本形成問題」の捨象は、スミスの資本蓄積論の本旨とその帰結にとって重要であると同時に、一定の限界を科すものである。

2. 資本蓄積と「富」の増大

従って、スミスは、富増大の「原因」を、分業の中に固定資本形成の問題を含ませることによって、分業と生産的労働者の雇用量の増大に求めた。このスミスの解答は一見周知のように見えるがそうではない。何故ならば、後に、スミスは第二編で、資本蓄積を規定する要因として純収入における「資本」と「収入」の割合を上げているが、そこには次のようにある。

「この割合は、どのような国民の場合にも、二つの異なる事情、つまり、労働の熟練、技巧、判断、また第二に、有用な労働に従事する者の数とそういう労働に従事しない者の数の割合によって規制されざるを得ない。」(I-3.p.10.62頁)

スミスが挙げた「富増大の諸原因」である労働生産性の増大と生産的雇用労働者の増加とは、富増大の、言うならば、「技術的要因」であり、スミスは、これらの要因が資本蓄積を規定すると見なしたのである。さて、スミスは以上のように、富増大の原因について確定した(諸原因)後で、『諸国民の富』の構想を述べている。「労働の生産諸力の改善の諸原因と、またその生産物が様々な階級や境遇の人々の間に自然に分配される秩序」(I-5.p.11-12.62頁)が第一編の主題であるが、「生産的労働者の雇用量の増加と労働生産性の上昇」の二つの要因の中で、『諸国民の富』の第一編は、

分業を労働生産性の上昇に結びつけている。スミスは続いて、「この供給が潤沢かまたは乏しいかは、これら二つの事情の内、前者により多く、依存しているように思われる」(I-4.p.10.62頁)と述べているが、「生産的労働者の雇用量の増加」は第二編で考察される。我々は『諸国民の富』の論理を以下に見ていく。

第二項 スミスの支配労働の論理—「実質価格」とは何か—

スミスはこのような「分業」によってもたらされる「富」とその増大とを第一章、二章、三章で述べている(労働の生産諸力の改善の諸原因)。分業と言えばスミスの名が直ぐに挙げられる程、ピン工場の例は有名になっているが、分業を扱う章は十一章からなる第一編でわずか三章であり、量的にも少ない。この「分業」の部分を分業=協業、即ち、社会的労働の体制として高く評価するのが通例であるが、私見では、第一編の主題は第四章以下で展開される純生産物の分配論である。スミスが労働生産物の分配論(「その生産物が様々な階級や境遇の人々の間に自然に分配される秩序」)を論じるのは第四章以下、であって、第四章以下第十一章までの意味は、純生産物の分配論として理解されねばならない。何故ならば、スミスは第一編第十一章の「本章の結論」で、個別利害と社会全体の利害の一致、不一致を第一編の締めくくりとしているからである。後述するように、個別利害とは、「購買力」の増加を意味し、社会全体の利害とは「富の増加」を意味している。従って、両者の利害の一致とは、購買力の増加が富増加と一致するかどうかを意味している。前述したように、スミスは第四章で貨幣を導入した上で、第五章で「購買力」の概念を導入する。

「あらゆる人は、その人が人間生活の必需品、便益品、及び、娯楽品をどの程度、享受できるかに応じて、富んでいたり、貧しかったりする。…ところで、いったん分業が徹底して導入されると、一人の人間がその自分自身の労働で充足し得るのは、これらの内のごく小さな部分に過ぎない。彼はその圧倒的部分を他の人々の労働から引き出さなければならないのであって、彼は自分が支配し得る労働の量(quantity of that labour he can command)、つまり、自分が購買できる労働の量に応じて、富んでいたり、貧しかったりせざるを得ない。従って、或る商品の価値は、それを所有していても、自分自身で使用または消費しようとは思わず、それを他の諸商品と交換しようと思っている人にとっては、その商品が購買または支配させ得る労働の量に等しい。」(前出)

そしてスミスはこの「購買力」を「支配労働」で尺度した。我々は既に、「純生産物一単位あたりの支配労働量」(L/Q)を「尺度単位」とし、この純生産物の労働者、資本家、地主への分配分をそれぞれ、B、S、M、とすれば、それぞれの分配された財のもたらす「支配労働量」の総量は

当然、投下労働量と等しくなると述べた。我々には、スミスが「等量の労働はいつどのようなところでも、労働者にとっては等しい価値である」(前出)と述べる時、スミスは純生産物の分配を問題としていることは明らかであるように思われる。しかし、この純生産物の分配状態は、商品経済においては、任意の商品の「自然価格」として現れる。生産諸条件、及び、純生産物の分配状態を所与とすれば、商品の「自然価格」は一意のものとして決定されるであろう。スミスが、賃金、利潤、地代の各「自然率」の総和から商品の「実質価格」或いは「自然価格」が決定されるとしたのは、純生産物の分配状態(これは「自然価格」という形態をとって現れるのだが)を、共通な尺度、つまり、純生産物一単位あたりの支配労働量でもって尺度することを目的としたものである。

従って、第六章が「諸商品の価格の構成部分について」と題され、更に、第八、九、十章で賃金、利潤、地代が考察されている理由は明らかである。上記に引用したように、スミスは「資財の蓄積と土地の占有の先行する初期未開の社会」と「資財の蓄積と土地の占有」以後の社会を対比した。通常理解では、前者においては投下労働量=支配労働量であり、後者では、支配労働量は利潤、地代のもたらす支配労働量の分だけ、投下労働量よりも大きいと理解される(これは賃金財として分配された純生産物を総投下労働量で除しているからである)。このような解釈は、スミスが続く第七章で商品の「自然価格」を賃金、利潤、地代の各自然率の総和によって定義したことによって一見正当化される。

しかし、スミスはこの「自然率」を「支配労働」によって規定している。我々は、スミスの価値論とは、純生産物の分配を、従って、「収入」を計るものであり、純生産物のみに関わる、と述べたが、スミスの「実質価格」とは、労働生産物(純生産物)に対する購買力=支配力を意味している。そしてこの購買力を、スミスは「支配労働量」によって計った。「資本の蓄積と土地の占有」以後の社会では、商品の「実質価格」は、賃金、利潤、地代の「支配労働量」によって規定される。実質賃金、実質利潤、実質地代は、「そのおのおのが購買または支配し得る労働の量によって計られる」。ここから「労働の実質価格」、つまり、実質賃金とは「労働が労働者にもたらす生活必需品や便益品に対する実質的な支配力」(以上、I.viii.22.p.87.166頁)、実質地代とは「他の人々の労働または労働生産物に対する地主の購買力」(I.xi.p.264.431頁)となる。実質利潤とは当然、「人々の労働または労働生産物に対する資本家の購買力」となる。賃金、利潤、地代の「実質価格」は全て、「労働の生産物に対する購買力」と等値されている。従って、「実質価格」とは商品価格ではない。それは商品交換によってもたらされる「収入」を意味しているのである。スミスの価値論とは商品の交換割合を規定する論理ではない、それは、「労働の生産物」=純生産物の分配状態(これは、商品交換社会では、賃金、利潤、地代として現れる)を尺度する論理である。

スミスが一貫して「搾取のもとの富裕化の実現」問題を主題としていることは、第八章「労働の賃金」についての冒頭において明らかである。「労働の生産物は労働の自然的報酬、つまり、自

然的賃金を構成する。土地の占有と資財の蓄積の双方に先行する事物の本源的な状態のもとでは、労働の全生産物は労働者に属する。彼はともに分け合う(share)べき地主も親方も持っていない」(I. viii.1-2.p.82.157頁)。スミスはこのことを確認した後で、地代と利潤とを労働生産物からの控除としたのである。この「価値分解説」は、「価格のあらゆる構成部分の実質価値は、そのおのおのが購買または支配し得る労働の量によって計られる」とする支配労働量による価値規定、或いは、価値構成説とは一致しないように見える。スミスは迂闊にも、投下労働価値説と支配労働価値説とを併存させたのであろうか⁹⁰。

しかしながら、第六、七、八章でのスミスの叙述には矛盾はない。我々は既に、純生産物の「実質価格」は「収入」と等しい、と述べた。これに、「注意しなければならないのは、価格のあらゆる構成部分の実質価値は、そのおのおのが購買または支配し得る労働の量によって計られる、ということである。労働は、価格の中で、労働に分解される部分の価値を計るばかりでなく、地代に分解される部分の価値と利潤に分解される部分の価値を計る」との記述を重ねれば、スミスの意図は明白である。労働者の労働投下によって産出された「純生産物」は、賃金、利潤、地代の「実質価格」のもたらす支配労働量に分解されると言っているのである。これは以下の文からも明らかである。

「あらゆる特定の商品の価格、つまり、交換価値は、これを個々別々に取ってみれば、これらの三部門のどれか一つに、またはその全てに分解されるように、あらゆる国の労働の年々の全生産物を構成する一切の商品の価格もまた、これを複合的に見れば、同じ三部分に分解され、その国の様々な住民の労働の賃金、彼の資財の利潤、また、彼等の土地の地代のいずれかとして、彼等の間に分配されるのである。賃金、利潤、及び、地代は一切の交換価値の三つの本源的な源泉であると同時に、一切の収入の三つの本源的な源泉である。他の一切の収入はこれらの中のどれかから引き出されるのである。」(I.vi.17.p.69.139頁)⁹¹

スミスはここで『法学講義』以来の問い、搾取のもとでの富裕化はいかに可能か?の問題設定のもとに、「資財の蓄積と土地の占有の先行する初期未開の社会」と「資財の蓄積と土地の占有」以後の社会を対比したのである。労働の全生産物は、搾取のない状態においては当然、労働者が享受する。しかし、「資財の蓄積された後の社会」では、この労働の全生産物は、労働者、資本家、地主に配分されねばならない。土地と労働の全生産物は、当然、労働者、資本家、地主への配分の総計と等しい。スミスはこの分配状態が「商業社会」では、商品の交換を通じて表現されるからこそ、諸商品の「実質価格」の「構成部分」は、賃金、利潤、地代の総和からなるとしているのである。我々は、スミスの言う「実質価格」を「収入」と理解する。実質賃金、実質利潤、実質地代

が「そのおのおのが購買または支配し得る労働の量によって計られる」とし、商品の「実質価格」は、上記三者の「総計」であるとすれば、商品の「交換価値」とは商品の交換割合を規定する「価値」ではなく、商品交換の結果、労働者、資本家、地主にもたらされる「収入」「購買力」「支配労働量」を意味することは明らかである。スミスは商品の交換割合を規定する論理として労働価値説と支配労働価値説とを展開したのではないことが分かる。スミスの価値論とは、収入を計る論理なのである。

スミスは利潤と地代とを純生産物からの控除とした。つまり、両者は労働者の労働の搾取から生まれると明瞭に、はっきりと認識していた。スミスは投下労働価値説でもって資本制的経済の本質を把握し、支配労働価値説でもって、現象に捕らわれた（商品価格は賃金、利潤、地代から構成される）とする一般の理解は明らかに誤りである。スミスにとって、利潤と地代とは労働者の労働、または、労働生産物からの搾取であることは明瞭であった。しかしながら、『諸国民の富』の主題は、利潤と地代とが労働者の労働からの搾取（不払い労働）であることを把握することでは必ずしもない。『諸国民の富』の基本的な問いは、「初期未開の状態」では労働者の全生産物が労働者に帰属し（従って、搾取がない）、労働者はその全生産物を享受できるが、「土地の占有と資財の蓄積が行われている」社会にあっては、労働者はその全生産物を享受できない（搾取が行われている）にも関わらず、前者の状態に較べて、「豊か」であるのは何故か？というものであった。そしてスミスのこの問いに分業論と資本蓄積論で答えたのである。

第三項 自然価格論と「社会の一般的状態」

かくして、シュンペーターによって「一般均衡論の萌芽」と絶賛された第一編第七章の意味も、この純生産物の分配という観点から考察されねばならない。スミスは第七章で商品の自然価格と市場価格とを区別した。周知のように「自然価格 (natural price)」とは、賃金、利潤、地代の自然率の総和であるが、「或る商品の価格が、それを産出し、調整し、またそれを市場へもたすために使用された土地の地代と労働の賃金と資財の利潤とを、その自然率に従って支払うのに充分で過不足がない場合、この時その商品は、その自然価格 (natural price) と呼んで差し支えないもので売られるのである」(I.vii.4.p.72.143-44頁)。これに対して「市場価格」とは、「ある商品が普通売られる実際の価格」(I.vii.7.p.73.144頁)である。

だが、スミスの第一編における関心は、第七章の「自然価格」論から予想されるような均衡価格論の理解ではない。上述したように、「実質」賃金、「実質」利潤、「実質」地代とは純生産物の分配（「収入」）を表しており、スミスの価値論はこの「収入」として現象する純生産物の分配状態を計ることにあつたのである。そしてスミスの関心は、まず、資本蓄積における利潤、地代からの投

資と、資本蓄積が社会全体の「富」を増加させるか否か、しかも、賃金、地代の「実質価格」を上昇させるような形で社会全体の「富」の増加を実現するか否かにあったのである。そしてこれはスミス自身が述べた『諸国民の富』の構想とも一致している。「人民大衆の収入はどのようなものであったか、即ち、様々の時代や国民の年々の消費を充足してきたファンドはどのような性質のものであったかを説明することが、以上の〔第一～第四編〕の最初の四編の目的である」(I-9.p.11.64頁)。

「自然価格が賃金、利潤、地代の各自然率の総和から構成される」とスミスが言うとき、これは、Meek が適切にも主張したように、各自然率が「所与」であれば、競争の諸力が商品の「市場価格」とこの「自然価格」との一致をもたらす傾向を持つであろう、との意味である⁶⁹。

何が、実際にこの「自然率」を規定するかに関して、スミスは次のように述べた。各自然率は「一部には社会の一般的諸条件、つまりその社会の貧富、その進歩的、停滞的、または衰退的状态によって、また一部にはそれぞれの特定の性質によって…自然に規定される (naturally regulated)」(I.vii.1.p.72.143頁)。スミスにおいては価格と分配との関係は、分配が自然価格を決定するのであって、その逆ではない。

「特定の商品を市場へもたらすために支払わねばならない賃金や利潤に高低があるからこそ、商品の価格には高低があるのである。」(I.xi.a.8.p.162.281頁)

スミスは、生産の所与の諸条件、及び、当該社会の所与の社会的諸状態において、純生産物の分配が、賃金、利潤、地代の各「自然率」と、従って、「自然価格」「実質価格」とを規定する (regulate) と考えていたのである。第一編第八章から第十一章までのスミスの叙述は、いかに、賃金、利潤、地代の「自然率」が、「社会の貧富、その進歩的、停滞的、または衰退的状态」によって規定されるか、つまり、資本蓄積によっていかに規定されるかを述べている。そして最後に、スミスは、個別利害、つまり、賃金、利潤、地代の「自然率」の増減と、社会全体の利害、つまり、富の増大とその三大階級への配分との一致、不一致を第十一章の結びとするのである。

第四項 個別利害と社会全体の利害

スミスは以上、第十章までで、分業による労働生産性の上昇、増大した労働生産物の分配、及び、分配の尺度を与えた。そして最後に第十一章「結論」で、個別利害と社会全体の利害の一致、不一致を第一編の締めくくりとしたのである。個別利害とは、「購買力」の増加を意味し、社会全体の利害とは「富の増加」を意味している。従って、両者の利害の一致とは、購買力の増加が富増加と

一致するかどうかを意味している。スミスが、地主と賃金労働者の利害と社会全体の利害とは一致するとし、利潤によって生活する人々、つまり、資本家の利害は「或る点では…公共社会のそれと異なるし、それと対立する場合もある」(I.vi.p.10.p.266.435頁)と述べたことは有名であるが、地主の利害が社会全体の利益と一致するのは、「社会の諸事情のあらゆる改善は直接にか間接的にか、土地の実質地代を引き上げ、地主の実質的富を増加する傾向にある。つまり、他の人々の労働または労働生産物に対する地主の購買力を引き上げる傾向がある」(I.vi.p.1.p.264.431頁)。労働者に関しては、「同じように密接に、社会の利害と結びついている」(I.vi.p.9.p.266.433頁)。その理由は第八章で述べられているが、「国富の不断の上昇が労働の賃金の上昇を引き起こし」(I.viii.22.p.87.166頁)、「その実質価格、つまり、労働が労働者にもたらす生活必需品や便益品の対する実質的な支配力」(ibid.同上)が増大するからである。

以上の二者とは異なり、スミスは、利潤率は社会の富の増大と共に下落すると考えているので、より低い利潤率は社会の富が増加していることを示すものであり（「資財の増加は、賃金を引き上げるが、利潤を引き下げる傾向にある。多くの富んだ商人の資財が同じ事業に振り向けられる場合には、彼等の相互の競争が自然にその利潤を引き下げる」(I.ix.1.p.107.192頁)。）、「この第三の階級の利害は社会の一般的利害について、他の二つの階級と同じ結びつきを持たない」(I.xi.p.10.p.266.434頁)。

スミスは商品の自然価格を賃金、利潤、地代の自然率から構成されるとした。そして、それらの「実質」は支配労働によって決定された。もし、実質利潤率が、その「自然率」以上に、「競争を制限することによって」高まることがあれば、資本家は、本来、社会の実質的富の増大と共に、下落するはずの実質利潤率、従って、自然利潤率のもたらす支配労働量を越えて、より大きな労働を支配することになり、これが社会全体の利益と一致しないとされる理由なのである。

第五項 まとめ。

『諸国民の富』第一編で、スミスは、搾取が存在する状態で、いかに富裕化が可能であるかに答えるために、分業による労働生産性の上昇を富の原因として挙げた。「商業社会」では、この富の分配状態は商品の「自然価格」、「実質価格」として現れる。実質価格とは「賃金」「利潤」「地代」の「実質価格」であり、これは商品交換によってもたらされる「収入」を意味している。更に、スミスは、増大した富の分配を「実質収入」で計ろうとした。貨幣収入の増大ではなく、実質収入の増大を「富裕化」とするのである。スミスは、「純生産物」とされる「富の実質」を計るために、価格変動の影響を受けない実質収入を確定する必要があった。そしてスミスの価値論はこのためのものである。商品の「実質価格」は、富の分配状態(=「収入」)を表すが、スミスは、この分配

を「購買力」つまり、「支配労働量」で計ったのである。『諸国民の富』第一編の主題は、純生産物の分配論である。スミスはこの「分配」論において、いわゆる国民所得の分配を論じたのではない。商品の価格によって尺度された「純生産物」の分配という観点は、所得分配が異なれば、尺度である価格そのものが変化するという理由で、スミスはこうした立場を取らなかった。スミスが求めたのは、「分配の実質」であった。価格を用いずに、純生産物の分配を「実質」で計ることによって、スミスは「富裕化」を定義できたのであり、社会全体の利益＝社会の富裕化と分配における実質的变化、つまり、賃金、利潤、地代の「自然率」の増減を結びつけることができたのである。かくして、『諸国民の富』第一編は、与えられた純生産物の分配を実質で計ることが主題となり、スミスはこの尺度を与えるために「支配労働」の概念を用いたのである。

第三節 資本蓄積論—第二編—

第一項 『諸国民の富』第二編

1. 資本蓄積論

1-1. 資本家の役割

しかし、更にスミスは資本家の利己心と儉約を主体的要因とする資本蓄積が生産的労働者の雇用量の増加と労働生産性の上昇を引き起こし、富を増大させると論じた。これが第二編の資本蓄積論である。スミスは、『諸国民の富』「序論」で「富裕の進歩の自然的差異」を引き起こす原因として「労働を一般に管理したり、または指導したりすることについての非常に様々な計画 (very different plans in general conduct or direction of labour)」(I.7.p.11.64頁)を挙げた。この「労働一般の管理、指揮」の役目を与えられるのは資本家である。

さて、『諸国民の富』第一編第十一章「結論」に以下のような記述がある。この「結論」は、地主、労働者、資本家の「個別利害」が「社会全体の利害」に結びついているか否かを考察している部分であるが、そこでは資本家については次のように言われている。

「彼 {労働者} の雇い主たちは第三の階級、つまり利潤によって生活する人々のそれを構成する。あらゆる社会の有用労働の大部分を活動させるのは、利潤を得るために使用される資財である。資財の使用人たちの計画や企図が労働の最も重要な諸活動の全てを規制し、指揮する (regulate and direct) のであって、利潤は、これらの計画や企図の全てによって立てられた目的なのである。」(I.xi.p.10.p.266.434頁)

スミスは以上のように述べることによって、生産的労働者の雇用の増加、労働生産性の上昇は、

資本家による「計画や企図」、つまり、資本蓄積によるものであるとした。

スミスは地主に関しては、「三つの階級の中で、その収入が自分たちの労働や配慮を全く費やすことなく、それはいわば、自力で、つまり、自分たちの計画や企図とはおよそ無関係に手に入ってくる唯一の階級である」(I.xi.p.7.p.265.432頁)としているので、労働、資財の管理、指揮、規制において唯一「計画、企図」を行える階級は資本家階級だけである。スミスは資本家階級の行う労働、資財の管理、指揮、規制が、「富」増大の要であると言っているのである。スミスの複雑さは、「富」増大の唯一の要因である資本家の利害が社会全体の利害とは必ずしも一致しないということにある。それはより高い利潤を求める資本家の行動が、市場を拡大しつつ、競争を制限することによって、利潤の自然率以上の利潤率を獲得することによって、商品の実質価格を「自然価格」以上に引き上げることによる。

スミスはこの編で、資本家の投資行動が「富」増大の規定的要因とした。より多くの利潤を求めた資本家の投資行動（これは後に、資本投下の「自然的順序」とされる）が、市場を拡大し（従って、労働需要を高め）、資本家間の競争を刺激し、結局は利潤の自然率に落ち着くというのが第一の命題である。そして同時に、第一編の結論によれば、「富」の増大につれて、この自然率は低下する(Cf.I.ix.2.p.105.192頁)。

1-2. スミスの資本蓄積の論理

だがスミスは単なる経済成長論を『諸国民の富』の主題としたわけではない。

スミスは資本蓄積の主体的要因を資本家の投資行動（「儉約」と「利己心」）に求めたが、『諸国民の富』における資本蓄積の論理は、「総生産物から物的実質費用を減じた純生産物の大きさとその配分の変化とが、資本蓄積を左右する規定的要因である」とするものである。資本家の投資は、この「純生産物の大きさとその配分の変化」によって制限されている。従って、スミスは『諸国民の富』を純生産物の分配論から初め、次に、資本蓄積を論じたのである。

第二編の主題は、第一編では、所与とされた純生産物の大きさの変化を資本蓄積の結果として論じるものである。ここでのスミスの重大な理論的貢献は、第一編では純生産物の中に含まれていた「賃金財」を、中間投入財とともに「実質費用」化し、総生産物から実質費用＝中間投入財と賃金財を減じたものを「剰余」と把握することにより、資本蓄積は、この剰余における「資本（投資）と収入（消費）」の割合によって決定されるとした点である。スミスは第二編の冒頭でも「初期未開の状態」と「資財の蓄積」が行われている社会の対比を行っている。

「分業がなく、交換もめったに行われず、あらゆる人が、独力でものを調達するという社会の未開の状態にあっては、その社会の業務を行うために、資財 (stock) が予め蓄積されたり、貯えら

れたりする必要はない。…ところが、分業が徹底して導入されると、ある一人の人間の労働の生産物は、彼のその時々欲望の極めて小さな部分を充足し得るに過ぎない。その圧倒的部分は、彼が自分自身の生産物で、またはこれと同じであるが、その生産物の価格で購買する他の人々の労働の生産物によって充足される。しかし、この購買は、彼自身の労働の生産物が完成されるだけでなく、売られてしまってからでなければ行えるはずがない。それ故、少なくとも、この二つのことがともに成就され得る時まで彼を扶養し、彼に、その仕事の材料や道具類を供給する様々な財貨の貯えがどこかに貯えられていなければならない。」(II.1-2.p.276.445頁)

これは第一編第六章「諸商品の価格の構成部分」での「資財の蓄積と土地の占有に先行する社会の初期未開のもとでは…」と同質の文章であるが、スミスがあえて同じ様な文章を書いたことには理由がある。スミスは、『諸国民の富』第一編第一章～第五章で投下労働によって、生産物の価値量を規定した。更に、純生産物一単位あたりの支配労働量を尺度単位とすることによって、純生産物の価値量は投下労働量に等しいことが明らかにされた。続く第六章では、分配論の観点から、労賃・利潤・地代の各「収入」を支配労働によって規定した。労賃、利潤、地代の「実質」のもたらす各支配労働量の総和は当然、総投下労働量に等しい。そしてこの第六章で、スミスは「初期未開の社会」と「土地の占有と資財の蓄積」の行われている社会を対比し、支配労働でもって純生産物の分配論（賃金、利潤、地代の各収入）を論じたのであるが、第六章の主題は、純生産物の分配を「収入」として把握することにある。第六章は第七章の「自然価格」論に直接先行する重要な章であるが、スミスは「資材の蓄積された」社会では、純生産物は、賃金、利潤、地代として分配されるとした。そして、スミスはこの第二編では、資本蓄積の観点から、この純生産物を「純収入」として、更に、「収入」と「資本」として規定する。つまり、第一編の結論である純生産物の分配論からの直接の帰結である。言うまでもないが、投資は収入から行われるからである。第一編での「富」はフローであるが、資本蓄積を扱うこの編では、ストックが考慮に入る。「資財の蓄積は事物の本質上、分業に先だたざるを得ないから、労働もまた先だって行われる資財の蓄積に比例してますます細分化され得るのである…分業が前進するにつれて、同じ数の職人に恒常的に仕事を与えるためには、従来と等量の食料品の貯えと、より未開の状態において必要とされたであろうよりも多くの材料や道具類の貯えが予め蓄積されていなければならない」(II.i.3.p.277.446頁)。

2. 社会的総生産と社会的総資材

初めに、社会的総生産の立場からスミスは「社会的総資材」を三つに分類した。「ある人の所有する資材が、その人を数日または数週間しか、扶養するに過ぎない場合には、彼はそれから収入を引き出そうなどとはめったに考えない。彼はできるだけ慎ましくそれを消費し、…彼の収入は彼の労働からだけからなる」(II.i.1.p.279.448頁)。つまり、労賃によって購入される賃金財、或いは、労働者の個人消費部分である。「しかしながら、この人が、自分を数ヶ月または数年間扶養するに足りる資材を所有する場合、当然、彼は、その大部分から収入を引き出そうと努力し、自分の直接に消費のためには、この収入が入って来はじめるまで、自分を扶養するものだけを保留しておく。それ故に彼の資材は、二つの部分に区別され得る。即ち、彼が自分にこの収入をもたらしてくれるであろうと期待する部分は彼の資本 (capital) と呼ばれる。他の部分は彼の直接の消費を充足するものである」(ibid.同上)。つまり、資本家、地主の個人消費部分と「資本」部分である。

更に、注意を要するのは、第三章「資本の蓄積について、即ち、生産的労働と不生産的労働」において明らかになることだが、不生産的労働者への賃金が、資本家・地主の個人消費部分から支払われるとする点である。「土地の地代と資材の利潤は、どのようなところでも、不生産的な人手がその生活資料を引き出す主要な源泉である」(II.iii.7.p.333.526-27頁)。これは現在の国民所得論とは異なる把握であるが、スミスの目的は資本蓄積の観点から社会的資材に関して利潤を生まない「収入」と利潤を生む「資本」との区別を確立することにあった(この点後述)。

以上のように、「社会的総資材」は、「収入」(賃金財と資本家・地主の個人的消費財、及び、不生産的労働者への賃金払い部分)と「資本」からなるが、この資本部分は更に、「固定資本」(II.i.13.p.282.452頁)と「流動資本」(II.i.18.p.282.454頁)に区分され、前者、つまり、「流通することなしに、つまり、主人を変えることなく収入または利潤をもたらす部分」(II.i.13.p.282.452頁)は、「労働を促進したり、短縮したりする一切の有用な機械や手工業者の用具」「賃料を生む店舗・倉庫・仕事場・農舎・穀物倉などの建築物」「土地の改良に投じられるもの」「社会の全住民または全成員が身につけている有用な能力」「役畜」のストック(以上、II.i.14-17.p.282.453頁)からなり、後者、つまり、「流通することによってのみ、つまり、主人を変えることによってのみ収入をもたらす」(II.i.18.p.282.454頁)部分は「貨幣」、「材料」、「食料品の貯え」、「衣服、家具、建物の半加工品」、「消費財の完成品(在庫品)」、「役畜」の維持費(以上、II.i.19-22.p.282-83.343頁)からなるとされる。

従って、「社会的総資材」は、「収入」(賃金財と資本家・地主の個人的消費財と不生産的労働者への賃金払い部分)と「資本」(流動資本と固定資本)からなる。

3. 流動資本の問題

スミスが社会的再生産の立場、つまり、生産における物的補填の立場に立っていることは次の文から明らかである。スミスは流動資本について次のように述べた。

「これら四部分の中の三者、つまり、食料品、材料、及び、完成品は年々か、または、それよりも長短いずれかの期間の内に、流動資本から規則的に引き上げられ、固定資本か、または直接消費のために留保される資財かのいずれかの中に繰り入れられる。」(II.i.23.p.283.455頁)

3-1. 流動不変資本と流動可変資本

流動資本は固定資本に対しては「原料」として、更に労働者のための「直接消費に留保される資財」、つまり賃金財として再生産過程に入る。そして更にこの流動資本は、「最も有用な機械や職業上の用具でも、それらが使用する材料と、それらを使用する職人の生活維持費とを提供する流動資本がなければ、一物も生産しないであろう」(II.i.25.p.283.455頁)とされることによって、スミスは流動資本がマルクスの言う「流動不変資本」と「流動可変資本」に相当するものであることを確認した。後述の資本蓄積論においてはこれは、「ある国の土地と労働の年々の生産物の中で資本を回収する部分」(II.iii.5.p.332.525頁)、「資本を回収することになっている部分、つまり、資本の中から引き上げられた食料品、材料、及び、完成品を更新することになっている部分」(II.iii.4.p.332.524頁)とされ、「勤労を維持することになっている部分」(II.iii.15.p.335.529頁)、つまり、雇用労働量を決定する部分となる。つまり、「ある社会が雇用し得る勤労の量を算定する場合、我々は常に流動資本中の食料品、材料、及び完成品だけを考慮するべきであろう」(II.iii.37.p.295.473頁)。従って、ここでは「勤労を維持することになっている部分」、つまり、賃金部分はもはや純生産物の一部とは考えられておらず、それは中間投入財と共に「費用」＝「資本を回収することになっている部分」をなし、「利潤＋地代」は純粋な「剰余」部分となる（第二項「総収入と純収入－資本蓄積のファンドー」を参照）。

3-2. 流動資本・固定資本の維持費

スミスは「中間投入財」の中に、原材料、完成品ばかりか、「流動資本の維持費」「固定資本の維持費」をも含めている。「流動資本の維持費」に関しては、スミスは、それを「貨幣」とした。「貨幣は社会の流動資本の中で、その維持が社会の純収入の中に何程か減少を引き起こし得る唯一の部分である」(II.ii.11.p.288.463頁)とされ、純収入から控除されるべきだとしているが、紙幣を用いれば、「金銀貨の全価値だけ増加する」(II.ii.39.p.296.474頁)。「{貨幣としての金銀が} 第二の方法で {その年々の消費の価値を利潤とともに再生産する勤勉な人々の追加数を扶養したり雇用した

りするため、材料、道具及び食料品の貯えの追加分を購買するために、そのいずれか」(II.ii.33.p.294.471頁) 使用される限り、それは勤労を促進し、たとえ社会の消費を増加させはするにしても、この消費を維持するために恒久的なファンドを用意する。というのは、これを消費する人々は、彼等の年々の消費の全利潤とともに再生産するからである。その社会の総収入、つまりその土地と労働の年々の生産物は、これらの職人の労働がその使用する材料に付加する全価値だけ増加され、またその純収入は、彼等の道具や職業上の用具を維持するために必要な額を、この価値から差し引いた後に残る額だけ増加されるのである」(II.ii.35.pp.294-95.472頁)。

更に、「固定資本の維持費」に関しては、「固定資本の維持費は、明らかに社会の純収入から除外されねばならない」(II.ii.6.p.460.460頁) と記したときスミスは固定資本減耗分を「純収入」から除外した。「労働の生産力を減少させずに行われる固定資本の維持費についてのあらゆる節約は、いずれも勤労を活動させるファンドを増加させ、従って、また土地と労働の年々の生産物、つまり、あらゆる社会の実質的収入を増加させる」(II.ii.25.p.292.468頁)。以上、流動資本、及び、固定資本の維持費は流動資本の概念の中に含まれる。

4. 固定資本の問題

4-1. 固定資本と生産性の増大

スミスは上述のように「富」増大の要因として、二つを上げた。「ある国民の土地と労働の年々の生産物は、その生産的労働者の数を増加するか、または以前から雇用されている労働者の生産諸力を増加する以外には決してその価値を増加し得ない」(前出)。

前者は、生産的労働者の数の増加は、労働の追加投入がそのまま、生産物の増加を生み出すという見解である。問題は後者である。「以前から雇用されている労働者の生産諸力を増加する」方法とは、第一編で述べられた「分業」であるが、そこでは「分業」の効果として、「第三に」として「労働を促進し、または短縮し、しかも一人で多数の仕事をなしえるようにする多数の機械の発明」(前出) が挙げられていた。この第二編でスミスは再びこの観点に立ち返る。

「同数の労働者の生産諸力の増大は、労働を促進したり、短縮したりする機械類や用具を多少とも増加し改善するか、または仕事をもっと適切に分割し配分するか、そのいずれかの結果としてでなければ増加しえない。」(II.iii.32.p.343.540-41頁) 「固定資本の目的は、労働の生産力を増進すること、言い換えれば、同数の労働者がはるかに多量の仕事をなしえるようにすることである。…そこで食、住、衣、つまり、その社会の生活資料や便益品を増加させるために直接に使用されていたかもしれない一定の材料と一定数の職人の労働との双方は、なるほど非常に有利であるが、やはりこれとは異なる別の用途に転用される。」(II.ii.7.p.287.461頁)

「固定資本の維持費は、明らかに社会の純収入から除外されねばならない」(前出)と記したときスミスは固定資本減耗分を「純収入」から除外した。しかしながら、固定資本形成に関してはどうかであろうか? 「固定資本の目的は、労働の生産力を増進すること、言い換えれば、同数の労働者があるかに多量の仕事をなしえるようにすることである」とスミスが言うとき、スミスは明らかに、新しい技術の導入による生産性の増大を把握していた。しかし、新しい技術は固定資本に体现されるのであるから、スミスはまた当然に、固定資本形成の問題を考えていたはずである。我々は既に、スミスの資本蓄積論においては固定資本形成の問題は言及されてはいるが、理論化されていない、と述べた。これはどのような意味であろうか。

4-2. 固定資本の形成

固定資本については、それをスミスは「資財」の分類において、「有用な機械や職業上の用具の購買…主人を変えることなしに、つまりそれ以上流通することなしに、収入または利潤をもたらすような諸物」(II.i.5.p.279.449頁)としたが、スミスが固定資本「形成」を考慮した箇所は意外にも限られている。

「もしこれらの戦争がこのような大きな資本にこういう特定の方向を与えなかったとしたら、その大部分は、自然に生産的な人手を扶養されるのに使用されたであろうし、またこれらの人手の労働は自分たちの消費の全価値を利潤とともに回収したであろう。この国の土地と労働の年々の生産物の価値は、毎年それによってかなり増加し、翌年のそれをなおさらに大きく上回るであろう。もっと多くの家屋が建設されたであろうし、もっと多くの土地も改良され、それ以前に既に改良されていた土地はもっと十分に耕作されたであろう。更にもっと多くの製造業も確立され、それ以前に確立されていた製造業は拡張されもしたであろう。」(II.iii.35.pp.344-45.542-43頁)⁹⁹

スミスが『諸国民の富』の第一編において、分業による労働生産性の上昇への言及箇所では、「労働を促進し、また短縮し、しかも一人で数人分の仕事をなしえるようにする多数の機械の発明」を挙げたことは前述した。従って、スミスには固定資本の形成が労働生産性の上昇をもたらすことの認識はあった。果たして、スミスは生産諸力の増大を商品価格の低下に資するものとした。「改良の進歩が製造品の実質価格に及ぼす諸効果」(第一編第十一章第三節)には以下のようにある。

「改良の自然的効果はほとんど全ての製造品の価格を次第に減少させるということである。製造業の製品の実質価格も恐らくその全てについて例外なく減少するであろう。よりよき機械やより優

れた技巧やより適切な作業の分割並びに配分は、全て改良の自然的効果であって、そのためにある特定のまとまった仕事を行うのに必要な労働量も遙かに少なくすむようになり、たとえ社会環境が繁栄に向かう結果として労働の実質賃金が極めて甚だしく上昇することがあっても、その量の大幅な減少は、一般にその価格におこり得る最大の上昇をはるかにつぐなうてあまりあるものとなるであろう。」(I.xi.o.1.p.260.424頁)

従って、固定資本の役割は、生産力増大による商品価格の低下という面でもっぱら考慮されている。実質賃金が「甚だしく上昇するとしても」「ある特定のまとまった仕事を行うのに必要な労働量も遙かに少なくすむように」なるので、商品価格は、実質賃金の上昇による価格上昇を相殺するであろうと言う論理である。しかしながら、この固定資本形成の持つ意味は、以下の三点である。第一に、労働供給が一定である場合、或いは、低下する場合でさえも、新たな生産技術の導入による、労働者の排除、従って、実質賃金率の低下、或いは、構成的失業という問題は残された。これは資本蓄積につれて労働需要が増加し、実質賃金率が、従って、地代が上昇するという、スミスの資本蓄積論を導くには、重大な障害となる（スミスの資本蓄積論は、生産技術不変の状態での資本蓄積、つまり、マルクスの言う「外延的蓄積」を意味し、かつ、そのようなものとして理解されねばならない）。第二に、固定資本形成を事実上捨象することにより、スミスの資本蓄積論は、流動資本モデルとなった。これは「一年」の内に、流動資本の総ストックが一度、回転し、流通し、また回収されることを意味しているように見える⁹⁹。第三に、この「一年」の生産・流通期間の間に貯蓄＝投資の式が成立するかである。

4-3. 「チュルゴー・スミスの定理」

上述の第二、第三の疑問に対して、スミスは事実上固定資本形成を無視する、或いは、資本蓄積の論理の中に位置づけないことにより、「貯蓄されたものは全て投資される」という結論を与えた。つまり、第一に、「貯蓄の漏れ」はないとしたのである（「チュルゴー・スミスの定理」）。「年々に貯蓄されるものは、年々に消費されるものと同じように規則的に、しかもそれとほぼ同時期に消費されるが、それは異なる一群の人々によって消費されるのである」(II.iii.18.p.337-38.532-33頁)。そして第二に、スミスの資本蓄積論は、流動資本モデルとなった。このような理解は、スミスの経済成長モデルにおいては、資本は流動資本からのみなるとする「穀物モデル」的理解には整合的であるが、Hollanderは「貯蓄過程は資本財労働者の扶養を含むが、その過程が固定資本と流動資本との双方を含む実質財への追加という結果を生む¹⁰⁰とし、固定資本形成を含むものとした。しかしながら、Hollanderのように固定資本形成を「貯蓄過程」の中にも含めるとしても、貯蓄＝投資の等式が成立するためには、固定資本の形成をも「一年」で行われると理解しなければならず、結局は

流動資本として処理することには変わりはない。この意味で、スミスにおいては固定資本形成の問題は言及されてはいるが、資本蓄積の論理の中には位置づけられていない。

4-4. 資本-労働比率不変の仮定

しかしながら、更に重要なことは第一の点に関わる。固定資本が体化する新しい生産技術の問題である。スミスはこれを「固定資本の目的は、労働の生産力を増進すること、言い換えれば、同数の労働者がはるかに多量の仕事をなしえるようにすることである。…そこで食、住、衣、つまり、その社会の生活資料や便益品を増加させるために直接に使用されていたかもしれない一定の材料と一定数の職人の労働との双方は、なるほど非常に有利であるが、やはりこれとは異なる別の用途に転用される」(前出)として処理したが、労働供給が一定である場合、或いは、低下する場合でさえも、新たな生産技術の導入による、労働者の排除、従って、実質賃金率の低下、或いは、構成的失業という問題は残された。

この機械導入による労働者排除の問題、或いは、資本-労働比率の上昇は、Laudedale によって『諸国民の富』において欠如していると批判されたが⁶⁾、これは資本蓄積につれて、実質賃金率(地代もまた)が上昇するというスミスの資本蓄積論の結論に対する重大な問題であったはずだが、「富」増大の要因として挙げた「機械類」による「労働の短縮」のもたらす効果をスミスはそれ以上、追求しなかった。

5. 流動資本モデル

以上のようにスミスは固定資本形成の問題を事実上捨象することにより、或いは、理論化しないことにより、「年々の土地と労働の生産物」の立場に戻った。これは「一年」の内に、「流動資本の総ストックが一度、回転し、流通し、また回収される」ことを意味している。つまり、スミスの資本蓄積のモデルは流動資本モデルなのである。

第二項 総収入と純収入-資本蓄積のファンドー

1. 総収入と純収入

スミスは第二章で再び、「年々の土地と労働の生産物」の観点に立ち戻った。ここで「年々の土地と労働の生産物」とは明らかに、中間投入財を含む社会的総生産物である。スミスはここで「総収入」と「純収入」を区別した。

スミスは、総収入 (gross revenue) を第一に、「その土地と労働と年々の生産物を構成する一切の商品」(II.ii.35.p.294.472頁)とした。

この「総収入」は、社会的総生産物、つまり、中間投入財と最終需要財からなり、国民所得論で

言われる、固定資本減耗分＋純収入ではない。これは以下の文章からも判明する。「しかしながら、たとえあらゆる国の土地と労働の年々の生産物の全価値がその様々な住民の間にこのように分割され、この様々な住民の収入を構成するにしても、我々が私人の所有地の地代の場合に総地代と純地代とを区別するように、我々はある大国の全ての住民の場合にも同様の区別をすることができる。私人の所有地の総地代は、農業者によって支払われるあらゆるものを含んでいる。その純地代は、経営費、修理費、その他一切の必要な経費を差し引いた後で地主の自由処分に残されるもの、言い換えれば、彼が自分の所有地をそこなうことなしに直接の消費のために留保される自分の資財に繰り入れられることができるもの、即ち、彼が自分の食卓、什器、自分の家や家具の装飾品、自分の享楽品や娯楽品に使えるものを含んでいる。彼の実質的富は彼の総地代ではなく、純地代に比例する。或る大国の住民の総収入は、彼等の土地と労働の年々の全生産物を含んでおり、純収入 (net revenue) とは、第一に、彼等の固定資本の、第二に彼等の流動資本の維持費を差し引いた後で、彼等の自由処分に残されるもの、言い換えれば、彼が自分の資本を浸食することなしに、直接の消費のために留保される自分たちの資財を繰り入れることができるもの、即ち、自分たちの生活資料、便益品及び娯楽品のために使うことができるものを含んでいる。彼等の実質的富も彼等の総収入ではなく、彼等の純収入に比例する」(II.ii.3-5.p.286.459-60頁)。

2. 資本蓄積における「収入」と「資本」

以上の総収入と純収入の概念的区別を与えた後に、スミスは第二編第三章で資本蓄積論を論じた。生産的労働と不生産的労働の区別に関しては後述するが、スミスは資本蓄積の観点から、「年々の土地と労働の全生産物」を二つに分類した。つまり、「資本（資本を回収することになっている部分）」と「収入（利潤と地代）」である。

「あらゆる国の土地と年々の全生産物は、疑いもなく、究極的には、その住民の消費を充足し、彼等に収入を獲得させることになっているにしても、それが最初に土地または生産的労働者の手のいずれかからでてくる場合には、自然に二つの部分に分解される。それらの中でしばしば最大である部分は、第一に資本を回収することになっている部分、つまり、既に資本の中から引き上げられた食料品、材料、及び、完成品を更新することになっている部分であり、他の部分は、この資本の所有者の資財の利潤としての収入か、または、ある他の人の土地の地代としての収入か、そのいずれかを構成する。」(II.iii.4.p.332.525頁)

ここでは、賃金はもはや純収入の一部とは考えられておらず、それは中間投入財と共に「実質費用」＝「資本を回収することになっている部分」をなし、「利潤＋地代」部分は純粹な「剰余」と

なる。第一編では、賃金は、利潤、地代と共に「純収入」を形成した。第一編では、純生産物の「分配」が問題となっているからである。しかし、資本蓄積の観点からは、労働者を雇用する賃金財は、流動不変資本部分と共に、流動可変資本として「実質費用」となる。従って、資本蓄積の観点からは、「利潤+地代」とは明らかに「剰余」である⁸⁹。

社会的総生産の観点から「収入」（賃金財と資本家・地主の個人的消費財と不生産的労働者への賃金払い部分）と「資本」（流動資本と固定資本）とに分類された「社会的総資材」は、資本蓄積の観点から見れば（固定資本部分が捨象されることにより）、「年々の労働と自然の生産物」＝物的中間投入財と純生産物となり、「資本を回収する部分」として、流動資本（賃金財と中間投入財）と「剰余」（資本家と地主の「収入」）となる。固定資本の形成を無視するとすれば（スミスは固定資本減耗分を考慮している）、資本蓄積は、この「剰余」から行われる。つまり、追加の不変資本と追加可変資本の総量が「投資」部分であり、残りが資本家・地主の「収入」＝「個人消費部分と不生産的労働者への賃金払い部分」となる。

スミスは前者を「勤労を維持することになっているファンド」（II.iii.12.p.335.529頁）、後者を「怠惰を維持することになっているファンド」（ibid.同上）とも呼び、「資本と収入の割合は、どういふところでも、勤勉と怠惰の割合を規制する」（II.iii.13.p.337.531頁）と結論する。後者の部分（「収入」）が小さくなれば、それだけ投資に回る部分（「資本」）は大きくなる。それ故、スミスは「儉約」が資本蓄積の要であるとするのである。これにより、スミスが「諸資本は、儉約によって増大され、浪費や不始末によって減少される」（II.iii.14.p.337.532頁）という文章の意味は明白である。

利潤と地代の中で、「浪費」される部分、資本家、地主の個人消費、及び、「不生産的労働者」への賃金支払いが「節約」され、投資に回るならば、資本蓄積はそれだけ増大しよう。スミスは「勤労を維持することになっているファンド」（II.iii.12.p.335.529頁）と「怠惰を維持するのに使用されがちなファンド」（ibid.同上）を区別するが、前者を増大させることを「儉約(parsimony)」とする。

「諸資本は、儉約によってのみ増加され、浪費や不始末によって減少される。…個人の資本がその年々の収入、またはその年々の利得の中からその人が貯蓄するものによってのみ増加するように、社会を構成する全個人の資本と同一物である社会の資本も、またこれと同じ方法によってのみ増加し得るのである。勤労ではなく、儉約が資本増加の直接の原因である。なるほど、勤労は儉約が蓄積する対象物を調達する。けれども勤労がたとえどのようなものを獲得しようとも、儉約がそれを貯蓄し、貯蔵しないならば、資本は決して増大しない。」（II.iii.13-15.p.337.532頁）⁹⁰

以上のように、スミスは「剰余」における資本＝投資部分と収入＝資本家、地主の個人消費部分

の割合が資本蓄積を規定する要因であるとした。資本蓄積の観点からは「資本を回収する部分」となる賃金部分は、分配論の見地からは純生産物（純収入）の一部である。従って、「剰余」の大きさは純生産物における賃金、利潤、地代の分配状態に依存することになる。「剰余」からの投資部分を「資本」とすれば、結局、資本蓄積は純生産物における「収入」＝賃金部分と資本家、地主の個人消費部分と「資本」＝「剰余」からの投資部分の割合によって規定される⁶⁶。

第三項 生産的労働と不生産的労働

『諸国民の富』第二編第三章は「資本の蓄積について、即ち、生産的労働者と不生産的労働者について」と題される章であるが、この章は、スミスの「支配労働価値説」「資本投下の階層性の論理」と並んで、「生産的労働者と不生産的労働者」の区別は誤りとされる部分である。しかし、スミスの意図は明白である。

第一に、スミスは資本蓄積の過程において追加雇用された生産的労働者のみが新たな「価値」を生むと考えているからである。「労働には、それが加えられる対象の価値を追加させる部類のものと、このような結果を生まぬ部類のものがある。前者は価値を生産するのであるから、これを生産的労働と呼び、後者はこれを不生産的労働と呼んで差し支えない。そこで、製造工の労働は、一般に、自分が加工する材料の価値に、自分自身の生活の維持費の価値と、自分の親方の利潤の価値とを付加する。これに反し、召使いの労働はどのような価値も付加しない」(II.iii.1.p.330.522頁)。

スミスにとって労働のみが価値を生むという思想は根本的なものである。「生産的労働者も不生産的労働者も、更に、全然労働しない人であっても、その全てはその国の土地と労働の生産物によって等しく扶養されている」(II.iii.3.p.331.524頁) のであるが、「年々の全生産物は、もし我々が大地の自然発生的な生産物を除けば、生産的労働の成果である」(II.iii.3.p.332.524頁)。

前節で述べたスミスの投下労働価値説と支配労働価値説との従来の解釈が誤っていることはここでも明白である。スミスは「製造工の労働は、一般に、自分が加工する材料の価値に、自分自身の生活の維持費の価値と、自分の親方の利潤の価値とを付加する」とはっきりと述べているからである。スミスにおいては「価値」を生むのは「労働」だけである。この立場は、国民所得を付加価値の総計とする現代経済学の立場とは明らかに異なる。スミスは「価値」の生産は労働のみに依るものとし（投下労働価値説）、生み出された「価値」が、賃金、利潤、地代として分配される（支配労働価値説）としているのである。更に、「純収入」を賃金財と利潤・地代からなるものとし、後者を「勤労を維持することになっているファンド」と「怠惰を維持するのに使用されがちなファンド」とに分けるスミスにあっては、生産的労働者の労働のみが、資本蓄積の過程で、「富」を増大させる最大の要因なのである。

しかし、スミスの生産的労働と不生産的労働の区別は、その重要性がこれまで認められてきたことはない。この区別は、収入と資本の区別なのである。スミスは「不生産的労働」を単に「価値」を生むか生まないかによって、「生産的労働」と対比したのではない。「不生産的労働」の増加は、「収入」部分を増加させ、「資本」部分を減少させるが故に、従って、投資部分を減少させるがために、「不生産的」とされるのである。この意味でスミスはこの第三章のタイトルを「資本の蓄積について、即ち、生産的労働と不生産的労働について」としたのである。「ある社会が雇用し得る勤労の量を算定する場合、我々は常に流動資本中の食料品、材料、及び完成品だけを考慮するべきであろう」(II.iii.37.p.295.473頁)とのスミスの記述は、投資部分の中で、追加労働力は追加貸金財によって決定されるものであり、資本部分が中間投入財と労働とからなっているとすれば、その意味は明白であろう。

「生産的な人手と不生産的な人手との割合は、どのような国でも、年々の生産物のうち、土地か生産的労働者の手から出てくるや否や、資本を回収することになっている部分と、地代または利潤のいずれかとして収入を構成することになっている部分との割合に依存することが非常に大きい。この割合は富国と貧国では著しく異なる。」(II.ii.8.pp.333-34.527頁)

スミスの資本蓄積論において、富増大の第二の要因である「生産的労働者の雇用量の増大」は以上の、「生産的—不生産的労働」の区別から帰結する。

第四項 資本投下の階層性

0. 問題の所在

スミスが『諸国民の富』第二編第五章「資本の様々な用途について」で展開した、資本は農業→工業→国内商業→外国貿易の順で投下されるべし、何故ならば、この順序で資本投下がなされる時、生産的労働者の雇用量が最大となり、富の産出も最大となるであろうから、という論理（これを以下、「資本投下の階層性の論理」と呼ぶ）は、スミスの経済理論において「最も弱い環」とされてきた⁸⁰。

19世紀初頭以来、『諸国民の富』からこの資本投下の階層性の論理がいかに忘却されたかを、Vivienne Brown は説得的に説明しているが⁸¹、しかし、まず最初にこの論理を批判したのは、マルクスであり、リカードであった。前述した現代の経済学者が、この論理を認めれば、スミスの自然的自由の体系は崩壊するであろう、と言うまでに評判の悪い論理である。しかしながら、私見ではスミスの「資本投下の階層性」の論理は、第一に、論理的に一貫しており、第二に、理論的含蓄に富んでいる。以下、これを展開しよう。

1. 資本投下の階層性

スミスは第二編第五章「資本の様々な用途について」で、「資本投下の自然的順序」を論じた。これは、「等額の資本が活動させうる労働の量」(II.v.1.p.360.561頁)を基準として、農業→製造業→国内商業(卸業)→国内商業(小売業)→外国商業へと資本は投下されるべし、としたものである。スミスはこの投下順序を「事物の自然的運行」(II.v.8.p.362.588頁)と呼び、「あらゆる発展的な社会の資本の大部分は、先ず第一に、農業に振り向けられ、次に製造業に振り向けられ、そして最後に外国商業に振り向けられる。事物のこの順序は、非常に自然であるから、かりにも領土を持つほどのものであれば、どのような社会でも程度の差こそあれ、常に観察されてきたことだと、私は信じる。しかしながら、事物のこの自然的順序は…ヨーロッパの近代諸国家においては多くの点において全く転倒されてきた」(ibid.588-89頁)と述べた。スミスはこの「事物の自然的運行」が「ヨーロッパの諸国家」において何故、「転倒」されてきたかを、第三、第四編で展開される経済政策、経済学説の批判の根拠としたのである。

2. Pownall の批判

しかしながら、この「資本投下の自然的順序」論は、『諸国民の富』刊行直後から厳しい批判に晒されていた。その最初は、政治家ながら鋭い経済理論的感覚をもった Pownall の批判である⁹⁰。Pownall の直接の批判は、スミスが、海外貿易における独占は、社会にとって不利益をもたらす、と述べたことに向けられているが、Pownall はそもそもこの資本投下の論理が「理解できず、納得できない」と述べ、スミスに説明を求めたのである⁹¹。

Pownall の批判を受けて『諸国民の富』第二版でスミスはこの章において注目すべき改訂を行っている。第一。「等額の資本でも、以上の四つの異なる方法のどれに使用されるかによって、それが活動させる生産的労働の量は、甚だしく異なる」(II.v.8.p.362.564頁)。第二。「小売り商人の資本が雇用し得る唯一の生産的労働者はこの小売り商人自身である」(II.v.9.p.362.564頁)。第三。「この{親方製造業者の}資本は、どのような卸売り商人の手中にある等額の資本よりも、はるかに多量の生産的労働を活動させ」(II.v.11.p.363.565頁)る。いずれも初版における記述である。これをスミスは第二版で次のように訂正した。「等額の資本でも、以上の四つの異なる方法のどれに使用されるかによって、それが直接に (immediately) 活動させる生産的労働の量は、甚だしく異なる」「小売り商人の資本が直接に雇用し得る唯一の生産的労働者はこの小売り商人自身である」。「この{親方製造業者の}資本は、どのような卸売り商人の手中にある等額の資本よりも、はるかに多量の生産的労働を直接に活動させ」る。

いずれも、等額の資本が、「直接に雇用する」生産的労働者(量)を資本投下の基準と書き換え

た。この改訂はスミスの主要な関心がどこにあるかを物語っている。スミスは資本蓄積による生産的労働者の直接的雇用量の増加を唯一の資本投下の基準としているのである⁹⁸。

農業部門、製造業部門、商業部門、外国貿易部門において、この順で等額の資本が雇用する労働者の数が多いとすれば、スミスはここで、農業部門においては資本-労働比率が最小（ついで、製造業→商業→外国貿易）であるので、等額の資本投下によって生み出される生産的労働者の雇用量が最大となるとしたのである。つまり、スミスは農業部門が最も労働集約的であると言っているのである⁹⁹。

3. 農業部門における「純生産物」

更にスミスは農業生産物が社会全体の生産物の中で最大の部分であることを指摘する。「地代は人間の所産として見なし得るあらゆるものをさしひき、またはそれを償っても、なおその後に残る自然の所産である。それが全体の生産物の四分の一より少ないことはめったになく、しばしば三分の一よりおおいことがある」(II.v.12.p.364.566頁)。スミスは社会全体の純生産物の中で、農業部門における純生産物が最大であることを指摘した。農業生産物は、賃金、利潤に加えて、地代を生み出すからである（「農業に使用される労働者や役畜は…農業者の資本の全利潤を越えてなおそれ以上に、地主の地代の再生産も規則的に引き起こすのである」(II.v.12.p.363.566頁)）。小売り商人の資本は利潤と「直接的な生産的労働者」として小売り商人自身の賃金を回収する。卸売り商人は、「自分の利潤だけでなく、水夫や仲立ち人の賃金の価値も増加させる」(II.v.10.p.363.565頁)。「親方製造業の資本」は、「彼等 {雇用労働者} の賃金と、その事業に使用された賃金、材料及び職業上の用具という全資財に対する親方の利潤との分だけ増加させる」(II.v.11.p.363.565頁)。スミスは、続いて、「農業に使用される資本は、製造業に使用されるどのような等額の資本よりも、多量の実生産的労働者を活動させるばかりか、それが雇用する生産的労働の量に対する割合においても、またその国の土地と労働の年々の生産物、つまり、その住民の実質的富と収入とに、はるかに多くの価値を付加する。それは資本が使用され得る一切の方法の中で社会にとってずば抜けて最も有利なものなのである」(II.v.12.p.364.566頁)と結論するが、これは何故か？

このスミスの見解は、農業部門における純生産物を考慮すると明白になる。スミスの資本蓄積論の本旨は、剰余における資本と収入の割合が資本蓄積を規定するとするものである。従って、最大の純生産物を生み出す産業分野、即ち、農業分野がその収入において、第二節第二項で述べた意味での「資本と収入との割合」が所与であり、農業部門における資本-労働比率が最小であれば、この部門が最大の労働者の雇用量をもたらすことは明らかである（実質賃金率は同一とする）。

従って、農業部門は、資本-労働比率が最小であり、かつ、農業収入（農業部門における純生産物）が最大であるからこそ、労働者の直接雇用の点において最大となるのである。スミスは、第一

に、資本-労働比率の大小、第二に、当該分野での純生産物の大きさとその資本と収入の割合を基準にして、資本蓄積が生産的労働者の直接的雇用を増大させるか否かによって、資本投下の階層性を論じているのである。この論理は首尾一貫しており、決して「弱い環」などではない。

スミスは、固定資本形成を捨象した、と我々は述べた。これは、固定資本に体现される新しい生産技術による労働生産性の上昇の問題を捨象することと同じである。つまり、スミスは、生産技術一定のもとで資本蓄積を論じているのである。マルクスはこのような資本蓄積の「型」を外延的蓄積と概念化した。スミスの「資本投下の階層性の論理」とはまさしく、この外延的蓄積構造を意味している。スミスは、直接的には、「剰余」における「資本と収入」との割合が資本蓄積を規定する要因であるとした上で、第一に、様々な産業部門における資本-労働比率の大小、第二に、当該産業部門における純収入の量的大きさを基準として、資本蓄積が、生産的労働者の直接的雇用を増大させるか否かによって、資本投下の階層性の論理を論じたのである。

4. 農業資本主義

更に、スミスはこの資本投下の階層性の論理を、「人間の自然的性向」(「{農業という} この原始的な職業に対する偏愛の情」(III.i.3.p.378.585頁)、投下された資本の安全性(「自分の土地の改良に固定される地主の資本は、人事の性質上許される最大限度に安全であると思われる。」(ibid.同上))とに求めているが、スミスの真意はむしろ、国民経済形成における社会的再生産の見地から正当化することにあった。スミスによれば、「あらゆる文明社会の大規模な商業は、都会の住民と農村の住民との間で営まれる」(III.i.1.p.376.583頁)、「人間の作った諸制度が事物の自然的運行を攪乱しなければ、都会の富の増進と都会の拡大とは、あらゆる政治社会において、その領域または農村の改良や耕作の帰結として、またそれらと比例しつつ行われるであろう」(III.i.4.p.378.586頁)。この国民経済形成の論理としての資本投下の階層性は、例えば、C.R.Fay⁹⁰⁾、我が国では、内田義彦⁹¹⁾、大塚久夫⁹²⁾が論じたが、我々はここで、農業資本主義の概念を提示したい。

以上見たように、スミスの「資本投下の階層性」は、生産技術不変、従って、資本-労働比率不変の場合における資本蓄積による生産的労働者の雇用の増加を基準にしている。これは決して、スミス経済学の「最も弱い環」などではない。論理的には正しいのである。スミスのこの「資本投下の階層性」論のもつ意義は、スミスの資本蓄積論は資本蓄積の制度論的分析なのであるということである。我々は現代でこそ、資本蓄積と所得分配の関係に関して、利潤主導型や賃金主導型などの「資本蓄積レジーム」に関して豊富な理論を持っているが⁹³⁾、スミスの資本投下の階層性の論理は、産業革命以後の、資本-労働比率が上昇し、実質賃金率が生存賃金に固定された利潤主導型の資本蓄積とは異なる資本蓄積の型を示しているのである。我々をこれを資本蓄積の制度論的把握の萌芽と呼ぼう。この資本蓄積の型は、しかしながら、産業革命によって急速に失われた、ある特定の資

本主義の蓄積構造を前提としている。農業資本主義である。これはいわゆる「ブレナー・テーゼ (Brenner These)」である。「近代の資本主義は圧倒的に農業的文脈の中で形成された。つまり、封建時代の崩壊とともに、私的所有とそれに付随する資本蓄積の倫理の発展のための新たな機会が生まれた。経済的専門化と成長の媒体として、小規模な家族経営による、地代を支払う農業者に特徴づけられる農業資本主義の成立である。このイギリスにおける相対的に安定した環境の中で富の増大は今度は、国内市場における産業財生産に刺激を与え、この工業と農業との発展が産業革命を結果として生んだ。」⁹⁶

スミスが都市と農村との交換が「真の交換」であると言うとき、スミスの資本蓄積論はこの農業資本主義の実体を正確に反映していたのである⁹⁷。

第五項 まとめ。

以上まで、スミスの『諸国民の富』の主題は明らかである。スミスは、資本蓄積の観点から「剰余」における「資本」と「収入」の割合、或いは、「純収入」における「収入」と「資本」の割合とが富の増大を決定する要因であるとし、資本投下が富増大の決定的要因であると言っているのである。第一編の分業論、貨幣論、実質価格と名目価格の区別、更には投下労働価値説と支配労働価値説、自然価格論とは、第二編での、「純収入」における「収入」と「資本」の区別、現代的に言えば、「消費」と「投資」の区別のためであり、スミスの結論は、資本家による「投資」が経済成長において決定的であるとするものである。従って、『諸国民の富』に関する一般均衡論的理解の誤りは明らかである。スミスは決して、所与の資源賦与の下で、相対価格の変動が、最も効率的な資源配分を実現するなどは考えなかった。スミスの目的はまさに、産出高の増大的変化における、投資の決定的要因を明らかにすることにあつたからである。

「直接の消費のために保留される資財を維持し、増加すること、これが固定資本と流動資本との双方の目標であり、目的である。この資財こそ、人民を食べさせ、着せ、住ませるのである。人民の貧富はこれら二つの資本が、直接の消費のために保留される資財に提供され得る供給が潤沢か貧弱かに依存するのである。」(II.i.26.p.283.455頁)

そしてこの把握は、スミス自身が『諸国民の富』の「序論と構想」で述べたところと一致している。「人民大衆の収入はどのようなものであったか、即ち、様々な時代や国民の年々の消費を充足してきたファンドはどのような性質のものであったかを説明することが、以上の最初の四編の目的である」(前出)。

第四節 「事物の自然的運行」と「資本投下の自然的順序」－資本蓄積の制度論的把握－

第一項 富裕の自然的進歩

第三編は、以上の資本家の投資に基づく資本蓄積の論理を受けて、次のように言われる。「労働を充用する場合の熟練、技巧、判断についてはかなり進歩した国民でも、労働を一般に管理したり、または指導したりすることについては非常な様々な計画に従ってきた」（前出）。第三編の表題は「様々な国民における富裕の進歩の差異について」であるが、この「富裕の進歩の差異」を説明するものは、「労働一般の管理、または指導」の差異であることが分かる。前述の記述は以下のように続く。「そういう計画が全て生産物の増大に等しく寄与したわけではない」（I.7.p.11.64頁）。つまり、「労働一般の管理、または指導に関する計画が全て生産物の増大に等しく寄与したわけではない」のは何故かを解明することが、富裕の自然的進歩の差異の説明となる。そしてスミスはこの「富裕の自然的進歩の差異」を資本蓄積の型の相違とするのである。スミスが言う「富裕の自然的進歩」とは何か？これは第二編の末尾で与えられている。資本は、国内農業→国内製造業→国内商業→外国貿易の順で投下されるべきであるとする「資本投下の自然的順序」、或いは、「資本投下の階層性の論理」である。従って、スミスの言う「富裕の自然的進歩」とは資本蓄積の特定の型を意味している。つまり、「資本投下の階層性」を意味している。スミスは第二編第五章「資本の様々な用途について」で、「資本投下の自然的順序」を論じた。これは、「等額の資本が活動させる労働の量」（II.v.1.p.360.561頁）を基準として、農業→製造業→国内商業（卸業）→国内商業（小売業）→外国商業へと資本は投下されるべし、としたものであった。スミスはこの投下順序を「事物の自然的運行」（II.v.8.p.362.588頁）と呼び、「それ故、事物の自然的運行（natural course of things）によれば、あらゆる発展的な社会の資本の大部分は、先ず第一に、農業に振り向けられ、次に製造業に振り向けられ、そして最後に外国商業に振り向けられる。事物のこの順序は、非常に自然であるから、かりにも領土を持つほどのものであれば、どのような社会でも程度の差こそあれ、常に観察されてきたことだと、と私は信じる。しかしながら、事物のこの自然的順序は…ヨーロッパの近代諸国家においては多くの点において全く転倒されてきた」（前出）と述べた。スミスはこの「事物の自然的運行」が「ヨーロッパの諸国家」において何故、「転倒」されてきたかを、第三、第四編で展開される経済政策、経済学説の批判の根拠としたのである。

スミスは、以上の「資本投下の階層性」の論理に基づき、第三編で、「様々な国民における富裕の進歩の差異」を論じたのである⁹⁾。

従って、ここでスミスは、第二編の主題である資本蓄積を、資本が農業→製造業→外国貿易の順

で投資される場合を「事物の自然的運行」として、つまり、「資本投下の自然的順序」としていることが分かる。これは何を意味するか。これは、スミスはここで、資本蓄積の特定の「型」に言及しているのである。そして、スミスはこの資本蓄積の特定の「型」を「事物の自然的運行」としているのである。

スミスはこの「資本投下の階層性」を「事物の自然的運行」と呼ぶのであるから、この「型」とは異なった資本蓄積の「型」は、当然、「不自然」となる。はたして、スミスは続けて言う。

「しかしながら、この事物のこの自然的順序は…ヨーロッパの近代諸国家の全てにおいて多くの点で全く転倒されてきた。…これらの国に当初の統治の性質上、導入され、しかもこの統治が大変革を被った後までも残存した習俗や慣習 (manners and customs) が必然的にこれらの国を強制してこういう不自然で逆行的な順序を取らせたのである。」(III.i.8.p.380.589頁)

スミスのここでの叙述によれば、「農業→製造業→外国貿易」への資本投下の「事物の自然的順序」とは同時に、「富裕の自然的進歩」であり、スミスはこの投下順序を基準にして「旧来のヨーロッパ諸国」の資本蓄積の型を批判しているのである。スミスによって特定化された資本蓄積の「型」は、「現代」から見れば、異質なものと見えるが、しかしこれを「誤った理論」とすることはできない。これは資本蓄積の「型」なのであるから、外国貿易→製造業→農業の順で資本投下が行われる資本蓄積の「型」とは異なっているに過ぎない。一方を「自然」と呼べば、他方は、「不自然」となる。このスミスの資本蓄積の論理を「誤っている」「理解できない」とするのは、資本蓄積の型の相違を理論化する分析的枠組み—これを資本蓄積の制度論的把握と呼びたいが—を欠いていることを自ずと示したことに他ならない。

第三編は、富裕の自然的進歩を阻害してきた「近代ヨーロッパ諸国の諸慣行、諸規制」の批判であるが、これは逆に言えば、一国における諸法や諸規制とはいかにあるべきかを示唆しているのである。第三編の末尾部分には周知の箇所を含んでいる。

「このようにして、公共社会の幸福にとって最大の重要性をもつ変革が、公共社会に奉仕しようという意図などすこしも持たない二つの異なる階級の人々によってもたらされた。もっとも子供じみた虚栄心を満足させることが大土地所有者たちの唯一の動機であった。また商人や工匠たちにしても、その馬鹿さ加減こそはるかにこれに劣るが、ただたんに自分自身の利益のために行動したに過ぎないし、またその場合、一ペニでも獲得できるところなら一ペニでも回転させるというあの行商人主義を追求して行動したにすぎない。かれらはいずれも、前者の愚行と後者の勤勉とが次第にもたらしつつあったあの大変革について、知識もなければ予見もなかったのである。」(III.iv.17.p.

422.635頁)

この文章は一読すると、土地所有者の「虚栄心」、商人や職人の「利己心」が意図せざる結果として、ヨーロッパの旧社会構造の変革をもたらしたのもであると理解され、スミスの「見えざる手」の一例として引用され、理解されている。しかしながら、この文章の真の意味は、次の箇所にある。

「しかしながら、こういう順序は事物の自然的運行に反しているので (contrary to the natural course of things)、必然的に緩慢であり、また不確実である。」(III.iv.19.p.422.同上)

我々はここで、「事物の自然的運行 (natural course of things)」(「あらゆる発展的な社会の資本の大部分は、先ず第一に、農業に振り向けられ、次に製造業に振り向けられ、そして最後に外国商業に振り向けられる。事物のこの順序は、非常に自然である」と「事物の自然的運行に反している (contrary to the natural course of things)」との鋭い対比を見逃す訳にはいかない。スミスにとって「事物の自然的進行」とは、農業→製造業→外国商業への資本投下の「自然的順序」であり、「公共社会に奉仕しようという意図などすこしも持たない二つの異なる階級」によって行われた資本投下は、「緩慢であり、不確実であり」、更には、「事物の自然的運行に反している」と認定されているのである。

つまり、スミスは、「旧来のヨーロッパ諸国」は、「富裕化の自然的進歩」をもたらす、「資本投下の階層性」の論理に従って来なかったもので、そのような資本蓄積の型は「事物の自然的運行」に反すると述べているのである。「富裕化の自然的進歩」「資本投下の階層性」「事物の自然的運行」はかくして同義である。

第二項 政治経済学の批判

スミスは第一編～第三編で確立された「資本投下の階層性」の論理に基づき、第四編で、「政治経済学の体系」を批判した。この批判は、スミスの言う「自然的自由の体系」を基準にしているのであるが、この「自然的自由の体系」とは、通常理解されているような資本投下の自由ではない。第三編の結論は以下のようなものであった。旧ヨーロッパ諸国は「富裕化の自然的進歩」をもたらす「資本投下の階層性」の論理に従って来なかったもので、そのような資本蓄積の型は「事物の自然的運行」に反していた。そしてこのような「事物の自然的な運行」に反するような形で、「労働を一般に管理したり、または指導したりすることについては非常な様々な計画」を生み出した二つの体系である「重商主義」と「重農主義」とが批判されているのである。この批判の中身について、

ここで論じる余裕はないが、第四編で最も有名な箇所が、「自然的自由の体系」への言及箇所である。しかし、これまでの『諸国民の富』の論述の流れから言えば、この「自然的自由の体系」とは、「富裕化の自然的進歩」「資本投下の階層性」「事物の自然的運行」と同義でなくてはならない。

従って、あまりに周知の「自然的自由の体系」への言及箇所、「優先させたり、或いは制限したりする一切の体系が以上のように完全に撤廃されれば、自然的自由の体系という自明の体系が自ずから確立される。あらゆる人は、正義の法を犯さぬ限り、各人各様の仕方での自分の利益を追求し、自分の勤労と資本との双方を他のどの人またはどの階級のそれらとも競争させようとも完全に放任される」という文章の意味は、単純に正義の法の枠内での、各人の利己心の追求に基づいた労働、及び資本の自由投下（労働者において高賃金、資本家にとっては高利潤）であるとは考えられない。

単に正義の法を犯さない限りで資本が自由に投下されるとしたら（資本投下の選択基準は「利潤率」である）、資本投下の自然的順序は成立しない。利潤率の動向が資本投下の唯一の基準であれば、農業→製造業→外国貿易の順で資本は投下されねばならないとする資本投下の自然的順序の論理は成立しない。つまり、現代、我々が考えるような、資本投下とはより高い利潤を求めての資本家行動の自由に任される、という論理ではないのである（この論理に基づく投資行動をスミスは「事物の自然的運行に反している」と見なした）。従って、スミス以後の経済学者がスミスの経済理論における最大の誤りとして、この資本投下の自然的順序を非難する理由は明らかとなる。ここでは、資本投下の自由とはより多い利潤、または、より高い利潤率を目指す資本家の投資行動の自由（資本家の利己心の追求）が、経済理論として正当化されているのである。しかしながら、スミスはこうした後代の資本家行動の自由の論理をとっていない。スミスにおいて問題であるのは、「富」である。従って、資本投下の自然的順序の論理は、後代の資本蓄積論とは異なる理論に基づいているのである。

スミスの「資本投下の階層性」の論理は、社会で最も貧しい階級である労働者階級の富裕化、つまり実質賃金の上昇（従って、地代の上昇）をもたらすような資本蓄積の型の論理なのである。スミスはこのように問いかけた。「文明社会では、搾取が存在するにも関わらず、この社会で最も貧しい労働者階級が富裕化し得るとは、どのようにしたら可能なか？」スミスは答えた。「それは旧ヨーロッパ諸国で従来採られてきた資本蓄積の型とは異なった資本蓄積の型によって可能である。何故ならば、この型のもとでは、富の増大に応じて、実質賃金が上昇するからである」と。

第五節 アダム・スミスにおける経済と国家

第一項 国家の位置づけ。

1. 国家、主権者の経済学的な位置づけ

スミスは『諸国民の富』第四編第九章の末尾で以下のように述べた。

「それ故、優先させたり、或いは制限したりする一切の体系が…完全に撤廃されれば、自然的自由の体系という自明の体系が自ずから確立される。あらゆる人は正義の法を犯さぬ限り、各人各様の方法で自分の利益を追求し、自分の勤労と資本との双方を他のどの人または他のどの階級の人々のそれらと競争させようとも、完全に自由に放任される。主権者はそれを遂行しようとするれば、必ず常に数限りない欺瞞に陥り、またそれを適切に遂行するには、人間の英知や知識の限りの全てを尽くしてもなお不十分にしかなしえない義務、つまり、私人の勤労を監督したり、またこれを社会の利益に最もよく適合するもろもろの職業へ向かわせるという義務を完全に免除されるのである。自然的自由の体系によれば、主権者が注意を払うべき義務はわずかに三つしかない。この三つの義務はもとより極めて重要であるが、誰でも理解できる平明でわかりやすいものである。即ち、第一は、その社会を他の独立の社会の暴力や侵略から保護する義務であり、第二は、その社会のあらゆる成員をその他のあらゆる成員の不正または圧制からできるだけ保護する義務、即ち、厳正な司法行政を確立する義務であり、第三は、ある種の公共土木事業と公共施設を建設し、維持する義務である。」(IV.ix.51.pp.687-88.1008頁)

スミスは以上のように述べて第五編「主権者または国家の収入について」へと論を進めるのであるが、第五編のもつ意味は単なるその表題以上のものである。この編はスミスの国家理論として理解されるからである。

経済理論的にはこの編の位置づけは明らかである。第五編の表題は、「主権者または国家の収入について」であるが、これが第一編～第四編の「人民の収入」に対する国家（または主権者）の収入を意味しており、全体として見れば、第四編までは「国家の収入」、つまり、税の存在は捨象されていたが、第五編では税を導入することにより、純生産物の分配を賃金、利潤、地代（以上、人民の収入）と、税（国家の収入）とに区分しているのである。現代経済理論的に見れば、国家は再生産外支出の主体である。つまり、スミスから見れば、「不生産的労働」者である。「主権者並びにその下に奉仕する司法や軍事のいっさいの官吏も、全陸海軍も不生産的労働者である。彼らは公共社会の使用人であって、他の人々の勤労の年々の生産物の一部によって扶養されている」(II.iii.2.p.

331.523頁)。従って、純収入における「資本」と「収入」の区別からは、当然、国家収入は小さくなくてはならない。「収入」とはスミスによって「怠惰を維持するファンド」とされているからである。スミスが「主権者が注意を払うべき義務はわずかに三つしかない」というのはこのためである。しかしながら、これはスミスは国家に最小の機能を果たすだけの役割しか認めなかった、とするものではない。この「わずかに三つ」の義務は、「もとより極めて重要」である。

2. 主権者の義務論

我々は既に、スミスの自然法学に関して、「スミス自然法学の目的は、同感理論によって、市民政府が導かれる法と統治の諸規則を根拠づけることにあり」⁷⁸と述べ、スミスの道徳哲学体系における第三の原理—説得本能（「我々が信じる人は必然的に我々がそれらに関して彼を信じる、その物事において我々の指導者であり指揮者である。我々は彼を一定の程度の尊重と尊敬をもって見上げる。…信じられたいという欲求は、他の人々を説得し、指導指揮したいという欲求は我々の自然的諸欲求の全ての内では最強のもののように思われる。それは恐らく人間本性の特徴的な能力である会話能力 (faculty of speech) の基礎となっている本能である。他のどの動物もこの能力を所有していないし、我々は他のどの動物においても、その同類たちの判断と行動を指導指揮したいという、どんな欲求も発見しえない。大きな野心、本当の優越性への欲求、指導指揮することへの欲求は全く人間に特有のものだと思われるし、そして会話は野心のための、本当の優越性のための、他の人々の判断と行動とを指揮指導することのための偉大な道具である」(TMS^{6th}, p.336.437頁)) を挙げ、この原理に国家の領域、つまり、支配の領域の存立の根拠を求めた。だが、スミスにおいては、同感、交換、説得の原理は実は一つの原理である⁷⁹。即ち、他人の是認を得たい、是認の対象でありたいという願望＝同感は、政治の領域では、他人を説得し、自分に従わせたい、という欲求となり、経済の領域では、「我々は分業の原因であるこの交易性向が生まれつきの才能の差異に基づくものではない事を示した。交易性向の真の基礎は、人間本性の中に極めて広い場所を占める説得本能 (principle of persuade) である」(LJ(B), p.498.337頁) とされることによって、分業＝交換の原理となっている。

2-1. 法秩序と支配秩序の維持

スミスによれば、国家とは、法秩序（「正義の目的は侵害からの防止にある。そしてこれは市民政府 (civil government) の基礎である」(LJ (B), p.398. 90頁))、及び、支配秩序（「財の不平等は…不平等そのものを存続させるのに必要不可欠な市民政府を或る程度導入する」(V.i.b.12.p.715.1040頁)) の強制機関であるが、スミスは富裕化は特定の統治秩序（「自由の合理的体系 (rational system of liberty)」) を前提としてのみ実現可能であるとするにより、法と秩序の維持を市

場経済の制度的環境と見なした。この観点が前面に押し出されるのは、スミスが主権者の義務の第二とした、国家は「厳正な司法行政を確立する義務」を果たさなければならないとする義務である。つまり、国家は「正義の法」を維持する強制機関として存在する。正義の法の第一は私的所有権の保護である。スミスは所有における不平等をある程度までは「望ましい」としていた。所有の不平等とは社会における階級関係の存在を意味しているが、主権者の義務の第二とは、この私的所有に基づく階級関係の維持である。「厳正な司法行政を確立する義務」が主権者の義務とされるのは、それが「安全」をもたらすからである。「各個人の自由、つまり、各個人の安全感は、公平な司法行政にこそ、依存しているのである。各個人が、自分は自分に属するあらゆる権利を保有する上で全く安全だ、と感じるようにするには、司法権を行政権から分離するばかりでなく、できるだけ行政権から独立したものにすることが必要である」(V.i.b.25.p.722.1050頁)。そしてこの「安全感」とは、「富者の貪欲や野心と、貧者が労働を嫌悪したり、目前の安逸や享楽を好んだりする」という「財産の侵害を刺激する情念」(V.i.b.2.pp.709-710.1035頁)が国家の司法行政によって抑制されていることによって生じる。

2-2. 国防と公共事業

しかしながら、更に、スミスは、諸個人の利己心が及ばない、或いは、諸個人の利己心の自由な活動が社会に有害な影響を与える領域をカバーするものとして国家を考えた。

諸個人の利己心の及ばない領域とは第一に、国防である。「他の技術の場合には、分業は個人の慎慮によって自然に導入される。そしてその場合、彼らは多数の生業に従事するよりも、一つの特定の生業に限定する方が、よりよく自分のたちの私的な利害が増進される、ということを承知している訳である。ところが、兵士という生業を他の全てとは別個独立の、一つの特殊な生業になしえるのは国家の英知のみである。私人としての市民が、深閑とした平和の時代に、しかも公共社会から何の特別の報償も受けずに、自分の時間の大部分を軍事訓練に費やすなら、彼は疑いもなく、非常にそれに上達するであろうし、面白がりもするであろうが、彼自身の利益を増進させないであろうことは確かである」(V.i.a.14.p.697.1019頁)。国民経済に先行する国民国家の存在は個人の利己心には還元しえない次元を持っている。「国防は富裕よりも重大である」との認識こそ、スミスにおいては国民国家がその限界をなすことを示す言葉はないであろう。更に、諸個人の利己心の及ばない領域に関して、スミスは主権者の義務として「ある種の公共土木事業と公共施設」の提供をあげた。「これらは大社会にとっては最高度に有利であろうけれども、その性質上、その利潤は、どのような個人または少数の個人にもその経費を償えず、従ってまた、どのような個人または少数の個人にもその建設や維持を期待できないものである」(V.i.c.1.p.723.1050頁)。前者はいうならば、公共財、社会資本の整備であり、後者の中心は教育施設である。これらは「社会の商業を促進し、

人民の教化を振興するもの」として一括されているが、「社会の商業を促進する」公共施設に関して、スミスは、「社会の商業一般を助成するために必要なもの」として、「道路、橋、運河」(V.i.d. 1.p.724.1051頁)を、「商業の特殊な分野を助成するために必要な公共土木事業と公共施設」として、「特殊な商事会社」(V.i.e.6.p.733.1064頁)、つまり、「規制会社」と「株式会社」を挙げた。これら「規制会社」「株式会社」に対する公的補助、規制に対するスミスの批判は有名であるが、ここでそれを考察する余裕はない⁸⁰。

2-3. 「人民の教化」のための公共施設

「人民の教化のための施設」とは公共の教育施設である。スミスは、ここで、『法学講義』で述べられた治世論の最後の分野、つまり、「商業の国民のマナーズに与える影響」を論じているのである。スミスはここで、分業の進展が労働貧民に与える影響に関して、その是正法を教育に求めている。「ある場合には、その社会の状態が必然的に個人の大部分をある地位に置くのであって、ここでは政府の注意などがまったくなくとも、その状態が必要とし、また恐らく許容し得るほとんど全ての能力と徳とが、彼らの間に自然に形成される。他の場合には、その社会の状態が、個人の大部分をこのような地位に置かないのであって、その結果、人民大衆がほとんど全面的に腐敗したり、墮落したりするのを防止するために、政府が多少とも注意を払う必要がある」(V.i.f.49.p.781.1125頁)。スミスはここでも「ある場合の社会」と「他の場合の社会」とを対比しているが、前者は、「普通野蛮な社会と呼ばれているような狩猟民と牧畜民の社会」「製造業の改善と外国商業の拡大に先行する営農の未開状態における社会」(V.i.f.51.p.782.1126頁)であるとされる。我々は、これを読んで当然に周知の箇所を思い浮かべる。第一に、『諸国民の富』第一編第六章の「商品の価格の構成部分について」における、「資材の蓄積と土地の占有との双方に先行する初期未開の状態のもとでは、…資材の蓄積と土地の占有が行われている社会では」を比較した部分、第二に、第二編の冒頭「資材の性質、蓄積および用途について」における、「分業がなく、交換もめったに行われず、あらゆる人が、独力でものを調達するという社会の未開の状態…分業が徹底して導入されると」を比較した部分である。このような「初期未開の社会」と「資材の蓄積と土地の占有とが行われている社会」の対比において、第三に、スミスは、「その社会の状態が、個人の大部分をこのような地位に置かないのであって、その結果、人民大衆がほとんど全面的に腐敗したり、墮落したりするのを防止するために、政府が多少とも注意を払う」があるとして主権者の第三の義務論として「人民の教化」のための公共教育の施設の建設と維持とをあげるのであるが、これは逆に言えば、「初期未開の社会」と「資材の蓄積と土地の占有とが行われている社会」とでは徳、或いは、我々の言葉で言えば、マナーズが異なっていること示していることに他ならない。スミスが、「資材の蓄積と土地の占有とが行われている社会」において涵養されるべき徳としたのは、以下のようなものであ

る。

「あらゆる文明社会、即ち、身分上の区別が一端完全に確立されたあらゆる社会では、常に道德の二つの異なる様式、即ち、体系が同時に行われてきたのであって、その一つは厳格な、または、厳粛な体系 (strict or austere system) と呼んで差し支えないし、他の一つは自由な、または、もし諸君がそうしたければ、緩やかな体系 (liberal or loose system) と呼んで差し支えない。前者は一般に庶民から賞賛尊敬され、後者はいわゆる上流の人々からふつう多く尊重採用されている。…身分や財産のある人 (a man of rank and fortune) は、自らの地位によって、一大社会の傑出した成員であり、その社会は彼の一举一動に注目するから、ひいては彼自身も自分の一举一動に注意せざるを得なくなる。…しかしながら、身分の低い人は、どのような大社会の傑出した成員からもほど遠い。彼が田舎の村にとどまっている間なら、彼の行動は注目されるであろうし、また、彼も自分の行動に注意せざるをえないだろう。この境遇において、またこの境遇においてのみ、彼はいわゆる失うべき評判をもつことができる。ところが、彼が大都市にでてくるや否や、彼は名もなく、人にも知られなくなってしまう。誰一人彼の行動を観察したり、注目したりはしない。従って、また、彼は自分の行動をおろそかにし、あらゆる種類の下等な品行や悪徳を身につける。」 (V.i.g.10. p.794. 1143-44頁)

以上の引用で言われる「厳粛な体系」こそ、先に我々が「第三に、『文明社会』とは、その『マナーズ』において初期未開の社会」とは異なっていると述べたものである。それは「貧者の厳格な儉約と注意」が確立されている社会 (I.viii.42.p.98.182頁)、「勤労と節約」 (II.iii.16.p.337.532頁)、「商業上の業務が自然に一個の商人というものを作り上げてゆく、秩序、経済、及び注意という習慣」 (III.iv.3.p.412.625頁) が広まっている社会、「庶民が最も尊敬する道德体系に従う」 (V.i.g.38.p.810.1163頁) 社会である。ここでマナーズ (manners) とは具体的には資本家に関しては「利己心と儉約」 (利潤動機によって支えられた資本蓄積)、労働者に関しては「利己心と勤勉」 (高賃金によって支えられた勤勉) である¹⁰⁾と述べたものである。

我々は『諸国民の富』において繰り返される「初期未開の社会」と「資材の蓄積と土地の占有以後の社会」との対比において、スミスは、資本家及び労働者のマナーズを位置づけたものとする。しかしまた、このマナーズが自然に維持されるのであれば、「政府の注意」は必要ない。にも関わらず何故、スミスは「政府の注意」が必要であると言うのか？これは興味深い問題であるが、我々はこの問題の指摘に止めたい。

3. 政治経済学の「本務」

比較的注目されていないことだが、国家は当然、政治経済学の理論に基づく経済政策の主体である。「消費物の低廉と生産の奨励…この二つの結果を促進することこそ、まさに政治経済学の偉大な本務 (great business of political economy) に他ならない」(V.i.e.26.p.748.1085頁)。誤った経済政策がいかに一国の富の増進を阻害するかに関して、例えば、スミスは中国を例に引いている。スミスは『諸国民の富』第一編第八章で、労賃に関して、中国を例にとり、中国が何故、「停滞的」であるかを説明しているが、そこには次のようにある。「この国の諸法律や諸制度の性質上、獲得し得る限りの富の全量があますことなく獲得されていた」(I.viii.24.p.89.169頁) ので、中国は五百年間に渡り、富を増大させることはできなかった。更に、「中国は、長い間停滞しているように思われるし、また恐らくずっと以前に、その諸法律や諸制度と両立する限りでの富の全量をあますところなく、獲得したであろう。しかしながら、この全量は、他の諸法律や諸制度のもとでなら、その地味、気候及び位置が許したかもしれぬものに遙かに劣るであろう」(I.viii.15.p.85.163頁)。

スミスによれば、「一国家を最低の野蛮の状態から最高度の富裕にまで導くためには、平和、軽い税、及び、正義の寛大な執行の他は殆ど必要としない」のであるから、国家の取るべき経済政策とは、「事物をその自然の行程に任せる」(LJ(B),p.499.352頁) ことにある。

以上、スミスは、主権者の義務として、①経済政策（富の増大を促進せしめるような諸制度、諸規則の創出と維持）、②国防、③司法活動、④-1資本蓄積を促進する公共財の建設と維持、及び、④-2「人民の教育化」のための諸施設の建設と維持、を挙げた。このうち、④-1資本蓄積を促進する公共財の建設と維持とは①経済政策に含まれるので、結局、主権者の義務とは、①経済政策（富の増大を促進せしめるような諸制度、諸規則、諸施設の創出）、②国防、③司法行政、④-2「人民の教化」のための諸施設の建設と維持、となる。

第二項 『法学講義』における「法と規制」と『感情論』における「法」

我々はスミスの「治世論」、或いは、政治経済学の目的とは第一に、「人民と国家の富裕」に関わるものであり、第二に、価格論、富裕の自然的進歩、税（公的収入）、第三に「治世論の最後の分野、つまり、商業の国民のマナーズに与える影響」で終わるべきものである、と述べた。この治世論と自然法学の関係はどのようなものであろうか。

1. 『法学講義』における「法と規制」

以上の、『諸国民の富』における主権者の義務論に関して、スミスは『法学講義』において既に述べている。スミスはそこで、主権者の義務を「法と規制 (laws and regulations)」として総括

する。

「殆ど全ての法と規制とは、我々が卑賤な人間の労働の対象であると見なしている、肉や飲み物や衣服といった諸物を提供する諸技術を促進する傾向にある。法と規制とはそうした諸物を最終の目的とし究極的な対象ともしているのである。法と規制とは、一国の住民に、彼らが安全に所有している土地を耕作する際に、自由と保護とを与える。そしてそれらの良き影響とは、様々な種類の技術と科学との改良のための余地と機会とを与えることである。それらは、貧者の貪欲と暴力とから富者による富の所有を守り、このようにして、人類の運命における有益な不平等を維持するのである。この不平等とは、様々な諸個人の能力、勤勉さ、努力の様々な程度から必然的に、そして自然に生じるものである。法と規制とは外国の侵略的な国からの不当な攻撃の危険から人民を守り、諸技術を改良する余裕を人に与え、生活の便宜品と呼ばれるものを購入することのできる余地を与える。あらゆる分野における英知と徳さえ、効用に関するその輝きと美とを、人間に必需品を確保する保障を与える法と規制とのこの傾向からのみ引き出されるのである。」(LJ(A),pp.337-38)

従って、「法と規制の最終的な目的と究極的な対象」とは、スミスにおいては明らかに「良き影響」として、「富を増進する傾向にある諸技術と諸科学の保護と育成」「所有権の保障」「国内の平和」「国防」を目指すものである。前述したように、治世論の目的は「国家の富裕の促進」に関わるものであり、それは「一国の貿易、商業、農業、製造業に関して制定される全ての諸規制(regulation)」(前出)の考察を含み、その目的は「一国の富裕を促進する」政府の諸意向が「どの程度、この富裕を促進するか」(前出)に答えることであった。

この『法学講義』における「法と規制」とに関するスミスの叙述が『諸国民の富』の構成と一致していることを見るのはたやすい。スミスは、「一国の富裕を促進する政府の諸意向」を『諸国民の富』において、①経済政策(富の増大を促進せしめるような諸制度、諸規則、諸施設の創出)、②国防、③司法行政のそれぞれを主権者の義務論としたのである。そしてこのような主権者の義務＝「人間に必需品を確保する保障を与える法と規制」が果たされれば、「商業」は「良き影響」を及ぼすであろうというのである。

だが更に、『法学講義』の構想によれば、治政論の最後は「商業の良き、または悪しき影響と、悪しき影響に対する自然の治癒法」(前出)を取り扱うようになっており、これはLJ(B)「治世論」の末尾における「治世論の最後の分野、つまり、商業の国民のマナーズに与える影響を考察しよう」(前出)として周知の分業批判論として具体化されている。つまり、スミスの『法学講義』における「治世論」の「最後の分野」とは「商業の国民のマナーズに与える影響」なのである。そして、これは『諸国民の富』第五編における主権者の義務論で展開された、主権者の第三の義務として

「公教育」論、「教化論」に直結している。

『法学講義』における「法と規制」とを総括すれば、「法と規制」とは、国の安全が保障され（国防）、対内的には所有権の保証（＝法秩序）とこれに基づく身分秩序が維持され、この諸前提のもとでの富の増進を目的としている。この時、「商業」＝資本蓄積による富の増大は「良き影響」を生むであろう。が同時に、商業の「悪しき影響」＝「商業精神の人民のマナーズに与える影響」を人民の教化のための教育施設における教育によって、是正する。以上より、『諸国民の富』における主権者の義務論は、『法学講義』における「法と規制」の「最終的な目的と究極的な対象」に対応していることが分かる。

2. 『感情論』における「法」

が更に、『感情論』には次のような記述がある。

「全ての一般的諸規則は法と名付けられるのが普通である。こうして、諸物体が運動の伝達において守る一般的諸規則は運動の諸規則と呼ばれる。しかし、(1)我々の道德諸能力がその検討の対象となるあらゆる感情または行為を是認する、または、否認するに際して守る一般的諸規則ははるかに正当にそのように名付けられるであろう。それらは法と呼ばれるのが適当なものに対して、即ち、(2)主権者が彼の臣民たちの行動を方向付けるために定める一般的諸規則に対して、はるかに大きな類似性をもつ。それらは後者に似て、人々の自由な諸行為を方向付けるための諸規則であり、それらは合法的支配者によって規定されたことが非常に確実なものであり、報償と処罰という強制力をも伴うものである。」(TMS^{1st}, p.215.285頁)

また、この文に続いて次のようにある。「(3)この世において外面的な繁栄と逆境とが普通に配分される一般的諸規則」(ibid.同上)。

主権者の義務論は、「(2)主権者が彼の臣民たちの行動を方向付けるために定める一般的諸規則に対して、はるかに大きな類似性をもつ。それらは後者に似て、人々の自由な諸行為を方向付けるための諸規則であり、それらは合法的支配者によって規定されたことが非常に確実なものであり、報償と処罰という強制力をも伴うものである」に対応するものである。従って、『法学講義』における「法と規制」とは、「我々の道德諸能力がその検討の対象となるあらゆる感情または行為を是認する、または、否認するに際して守る一般的諸規則」、つまり、「行為の一般的諸規則」＝倫理と並ぶ「法」であることが分かる。更に、『諸国民の富』第一、第二編で展開された資本蓄積論は、「この世において外面的な繁栄と逆境とが普通に配分される一般的諸規則」に対応し、従って、資本蓄

積の法則もまた「法」である。感情論的に根拠づけられた「法」とは何か？自然法である。

第三項 政治経済学と自然法学の構想との関係

スミスの「治世論」を自然法学の一部門と見るとき、それは直接には、「人民と国家の富裕」のみに関わる。スミスはこれを『諸国民の富』において「富裕化の自然的進歩」論として展開した。しかし、『諸国民の富』は更に、第五編において「主権者の義務論」を展開している。主権者の義務論とは①経済政策（富の増大を促進せしめるような諸制度、諸規則、諸施設の創出）、②国防、③司法行政、④-2「人民の教化」のための諸施設の建設と維持、であった。このうち、④-2「人民の教化」のための諸施設の建設と維持は「治世論の最後の部門」として「治世論」に属する。残りの、①経済政策（富の増大を促進せしめるような諸制度、諸規則、諸施設の創出）、②国防、③司法行政は『法学講義』における「法と規制」とに対応している。スミスの自然法学は、第一部門を正義論（Justice）、第二部門を治世論（Police）、第三を国防、第四を国家収入とするのであるが、これは『諸国民の富』における「治世論」＝富裕化論と主権者の義務論に対応している。従って、『諸国民の富』は狭義の「治世論」を越えて、スミスの「自然法学」全体を包括しているともみることができる。これは『法学講義』では、「法と規制の最終的な目的と究極的な対象」に一致している。従って、『諸国民の富』の内容は『法学講義』における「法と規制の最終的な目的と究極的な対象」と一致する。ところが、「法」に関してはスミスは『感情論』で、道徳感情に基づく「法」の三つの意味に言及した。従って、「法」とは、道徳感情という人間の「自然的感情」に基づくものであるとされる。人間の道徳感情という「自然的諸感情」に基づく「法」とは何か。自然法である。従って、『法学講義』における「法と規制」、『諸国民の富』における富裕化の論理と主権者の義務論とは「自然法」である。従って、『諸国民の富』全体は、「正義の自然的諸感情」（TMS^{1st}, p.548.434頁）に基づく「すべての実定的な制度から独立した、自然的諸規則」の体系であると言することができる。そしてスミスはこの「正義の自然的諸感に基づくすべての実定的な制度から独立した、自然的諸規則」の体系を「自然的自由の体系」としたのである。

我々はここで再びスチュアートに言及しよう。スチュアートは、「スミスの自然法学の課題」を「正義と便宜の普遍的な諸原理 (universal principles of justice and expediency) を検討すること」とする。更に、「正義と便宜の普遍的な諸原理」とは、「どの統治形態においても、社会的秩序を規制する自然的正義の、及び、政治的便宜の諸原理 (the principles of natural justice and those of political expediency)」(Account, p.312. 65頁) であり、これらの諸原理の目的とは、「政治的統合から生じる諸利益を様々な成員の間でできるだけ衡平に (equitable) に配分すること」(ibid., pp.309-10. 62頁) であるとする。更にスチュアートは自説を補強するために、ベイコンを引

いて、「法」の目的とは具体的には、「国民が敬虔で宗教的な教育を受け、徳性を持つまでに訓練されること」「適切な軍備により、外敵から安全であること」「争乱や個人的加害に対して効率的な政策によって保護されること」「政府と行政官に対して服従的であること」「富と物資の豊かさ」を実現することであるとしたが、『諸国民の富』全体はこの「正義と便宜の普遍的な諸原理 (universal principles of justice and expediency)」に立脚している。

「治世論」の直接の対象である「富裕化」の論理は資本蓄積論、或いは、「富裕化の自然的進歩」論として展開された。これが、『感情論』に言われる「この世において外面的な繁栄と逆境とが普通に配分される一般的諸規則」である。更に、『諸国民の富』における主権者の義務論は、直接的には、『感情論』において展開された「法」の第二の意味に立脚している。そしてこれは、『法学講義』において「法と規制」として展開され、最後に『諸国民の富』において、主権者の義務論として、①経済政策（富の増大を促進せしめるような諸制度、諸規則、諸施設の創出）、②国防、③司法活動、④-2「人民の教化」のための諸施設の建設と維持として具体化された。要するに主権者の義務とは富の増大を促進する「法と規制」であるが、『諸国民の富』では、富の増大の論理とはまさに資本蓄積論である。以上より、スミスの「自然法学」の構想は、『諸国民の富』において実現されているのである。主権者の義務とは、上記の①、②、③、④-2、つまり、「主権者が彼の臣民たちの行動を方向付けるために定める一般的諸規則」=「法」であるが、これは同時に、①、②、③、④-2を前提した富増大の論理=「この世において外面的な繁栄と逆境とが普通に配分される一般的諸規則」=「法」である。ところがこれらは、『感情論』で展開された「法」の三つの意味に対応している。そして、この「法」は、スミスの同感理論により展開された「行為の一般的諸規則」「道徳の一般的諸規則」=「法」に基づいている。主権者の義務論の中で、「人民の教化」とは徳の育成であり、これは①、②、③、④-2を前提した富増大の論理（「良き影響」）が同時に、人民のマナーズに及ぼす「商業精神の悪しき影響」の是正として位置づけられている。つまり、「行為の一般的諸規則」「道徳の一般的諸規則」=「法」の主権者による是正である。道徳感情によって根拠づけられた「法」とは何であろうか。これが「全ての実定法から独立した正義の自然的諸規則」である。そしてこの内実は、「正義と便宜の普遍的な諸原理」であり、①、②、③、④-2を前提した富増大の論理である。主権者の義務論と富増大の論理を併せれば「正義と便宜の一般的諸規則」となる。従って、スミスの「自然法学」の構想を実現しているのである。

第四項 「政治の科学」批判

しかしながら、前述したように一部の論者は、『諸国民の富』のうちに、特に、「主権者の義務」のうちに過剰な読み込みをしているように思われる。上述した Dwyer 他に、国家を「対立する諸

個人（諸グループ）の調停者」(O.Hottinger)⁸⁰、或いは、公平な観察者に由来する「正義の一般的諸規則の体现者」⁸¹、或いは、配分的正義の執行者（J. Young）⁸²、自然的正義と自由の体系の実現のための「立法者の科学」(P. Macnamara)⁸³、とする見解もこれに含まれよう。これは「啓蒙された為政者が、諸個人の利己心（人間の本性に由来する普遍的な情念）を誘導して、諸個人を富ませ、その結果社会全体の富を増大させる」という典型的な重商主義的思想であるように思われる。

しかしながら、我々の理解では、スミスが述べた「政治の科学」とは、「良き影響」として、「富を増進する傾向にある諸技術と諸科学の保護と育成」「所有権の保障」「国内の平和」、そして、「商業精神の人民に与える」悪しき影響の是正策として、「人民の教化」のための施設の建設と維持とを「法と規制の最終的な目的と究極的な対象」とするものであり、それ以上のものではない。

スミスは旧ヨーロッパの国家が私人の経済活動を阻害する大きな要因であると見なしていたことは確かである。この阻害要因とは、特定の階級の私利私害に国家の政策が左右されることによるものであり、具体的には諸々の諸規則、諸規制である。国家、政府、為政者もまた「誤る」ことがある。スミスによれば、「国家の基本構造」とは次のようなものである。「それぞれの独立国家は、多くの階層と社会に分割されていて、そのおのおのはそれ自身の特定の諸権力、諸特権、諸免除を持つ。各個人はとうぜん、彼自身の特定の階層または社会に対して、他のどんな階層や社会に対してよりもおおくの愛着を持つ。—ある国家がそれを構成する様々な階層と社会に分けられている様式に、そしてそれらのそれぞれの諸権力、諸特権、諸免除についてなされてきた特定の配分に、その特定の国家のいわゆる基本構造が依存する。それぞれの特定の階層または社会が、それ自身の諸権力、諸特権、諸免除を他のあらゆる階層または社会の浸食に対して維持する能力にその特定の基本構造の安定性が依存する」(TMS^{6th}, pp.230-31.465頁)。そしてこの「国家の基本構造と呼ばれるもの、すなわち政府の利害関心が、時には政府を圧制化している特定の諸階層の人々の利害関心がその国の実定法を、自然的正義があらかじめ決めたであろうものから逸脱させる」(TMS^{1st}, p.548.434頁)⁸⁴。

従って、「国家＝公共的徳の体现者」は誤りであろう。私見では、国家、政府、為政者の役割は、制度の創出につきる。必ずしも「啓蒙」される必要はない。スミスは、その経済学理論で、諸個人の自己利害への顧慮に基づく行為が、意図せざる結果として、一つの全体を形成する、その制度的根拠を明らかにした（経済の法的要件としての正義と安全、生活態度としての「マナーズ」、資本蓄積論）。従って、スミスにおける国家、為政者、政府の役割はこの制度の維持、創出以外はない。これこそ、スミスが「主権者の義務」としたものである。スミスが自らを啓蒙する哲学者として位置づけ、更に『諸国民の富』が規範的内容をもつことは確かである⁸⁵。しかしこの規範性は、国民経済形成という政策目的を実現するための論理＝「資本投下の自然的順序」を説得的（為政者及び世人に対して）に展開するという点にあり、公共的徳の体现者としての国家または主権者に優

れて規範的な役割を与えたとする見解は誤りであろう。「事物の自然的運行がヨリ良き方式を即時に、しかも急速に確立するのを妨げる不可避的な諸障害」は「長い間の儉約と勤勉によらなければ完全に廃止される」(I.xi.1.3.p.239.395頁) ことはないのである。

終わりに。『諸国民の富』の問題設定と諸命題

スミスはまず、文明社会では搾取が存在するにも関わらず、社会で最も貧しい階級である労働者階級が富裕化し得るのは何故か、という問いをたてた。第二に、スミスはこの問いに答えるために、「富」の概念(生活必需品と便益品)、富裕化の意味と富裕化の尺度(純生産物の増大と、純生産物の三大階級への分配率)とを与えた。第三に、スミスは、富増大の要因(諸「原因」)として生産力の増大(分業による労働生産力の増大と生産的雇用者の増加)をあげた。

更に、スミスは、生産的労働者の雇用量の増加と労働生産性の上昇とは、資本蓄積によるものである、しかも特定の構造を持った資本蓄積の型によらし、資本蓄積に関して一連の命題を述べた。

第一に、資本蓄積を行う階級は「利己心」(利潤率の動向)と「儉約」(貯蓄=投資)を行為の動機とする資本家のみである。

第二に、資本蓄積は、純収入(純生産物から労働者分配分を減じたもの)における「資本(投資)と収入(消費)」の割合によって規定される。

第三に、この資本蓄積は資本が、農業→製造業→商業→外国貿易の順で投下される「資本投下の階層性」という資本蓄積の型をもっている。

第四に、この資本蓄積の過程において、賃金、地代の「自然率」は上昇するが、利潤率は低下する。そして、労働者、地主の利害(「自然率」の上昇)と社会全体の利害(富の増大)は一致する。

第五に、実質賃金率の上昇により、搾取が存在するにも関わらず、「文明社会」で最も貧しい階級である労働者も富裕化する、従って、社会全体が富裕化する。

更に、スミスは上記の「資本投下の階層性」をもった資本蓄積の型を「自由の自然的体系」とし、従来のヨーロッパで行われてきた資本蓄積の型を批判した。

スミスは自然法学を「正義の自然的諸感情」に基づく「すべての実定的な制度から独立した、正義の自然的諸規則」の体系としたが、『諸国民の富』はこれを、①経済政策(富の増大を促進せしめるような諸制度、諸規則、諸施設の創出)、②国防、③司法活動、④-2「人民の教化」のための諸施設の建設と維持として具体化した。

スミスからの引用は、

The Glasgow Edition of the Works and Correspondence of Adam Smith, edited by

D.D.Raphael and A.L.Macfie, Oxford University Press, 1979-1987. により、以下の略記号を用いた。

The Wealth of Nations, に関しては頁数のみを挙げた。「頁」とあるのは邦訳書の頁数である。

LJ(A) : Lectures on Jurisprudence, Report dated of 1762-63.

LJ(B) : Lectures on Jurisprudence, Report dated of 1766.

Corr. : Correspondence

ED : Early Draft of Part of the Wealth of Nations in Lectures on Jurisprudence

EPS : Essays on Philosophical Subjects

EAS : Essays on Adam Smith, ed.by A.S.Skinner and T.Wilson

また、『感情論』については、その第六版は以下の略記号を用いた。

TMS^{6th} : The Theory of Moral Sentiments

ただし、『感情論』初版については、以下の略記号を用いた。

TMS^{1st} : The Theory of Moral Sentiments, First Edition, 1759, Reproduced by RINSEN BOOK CO,1992.

ASCA : ADAM SMITH Critical Assessments, ed. by J.C.Wood, Routledge, 1984-1994.

Account ; Dugald Stewart, 'Account of the Life and Writings of Adam Smith, L.L.D'. in EPS

邦訳書は以下のものを用いた。

『感情論』 : 水田洋訳『感情論』筑摩書房、1981年。

『法学講義』 : 高島善哉、水田洋訳『グラスゴウ大学講義』日本評論社、1989年。

大内兵衛、松川七郎訳『諸国民の富』Ⅰ、岩波書店、1981年。

大内兵衛、松川七郎訳『諸国民の富』Ⅱ、岩波書店、1981年。

デューガルト・スチュアート『アダム・スミスの生涯と著作』福鎌忠恕訳、お茶の水書房、1984年。

なお、引用文中の「…」は引用者による中略を表し、また、強調は注記した場合を除き、全て引用者による。{ } は引用者による注記を表す。訳文は変更した箇所がある。なお、外国語文献の後の「頁」は翻訳書のページ数を表す。

注。

- (1) 抽稿「アダム・スミス政治経済学の制度論的解釈について」『経済研究』静岡大学、5巻2号、2000年8月、第二項、を参照。

- (2) 「アダム・スミスが作り出した経済理論の中で最上の部分である第七章の断片的な均衡理論は、事実、セイ並びに彼の著作を通じてワルラスへの方向を示している。」(J.A.Schumpeter, *History of Economic Analysis*, Oxford University Press, 1951, p.189. シュンペーター『経済分析の歴史』I、東畑精一郎訳、岩波書店、1992年、394頁)
- (3) Mark Blaug, *Economic Theory in Retrospect*, Richard Irwin Inc, 1968, pp.41-64. (ブローグ『経済理論の歴史』I、久保芳和、真実一男訳、東洋経済新報社、1982年、64-102頁)
- (4) Samuel Hollander, *The Economics of Adam Smith*, University of Toronto Press, 1973, p.114. (ホランダー『アダム・スミスの経済学』小林登監修、東洋経済新報社、1976年、166頁) Hollander のこの著作は、トロント大学の年輩の同僚である、V.Bladen に捧げられているが、Bladen が「シュンペーター、ホランダーの解釈は全く誤っている」と断言したのは興味深い(V. W. Bladen 'Command Over Labour: A Study on Misinterpretation', in *ASCA III*, 105, pp.363-75. (Source: Canadian Journal of Economic, Vol.8 (4), November-December 1975, pp.504-19.) 『アダム・スミスの経済学』の隠された主題は、新リカード派経済学からスミスの理論を防御することにある。
- (5) Kenneth E. Boulding, 'After Samuelson Who needs Adam Smith?', in *ASCA III*, 96, pp.247-55. (Source : History of Political Economy, Vol.3 (2) , Fall 1971, pp.225-37.), p.250.
- (6) Lha Myint, *Theories of Welfare Economics*, Augustus M.Kelly, 1965, pp.57-58.
- (7) この極論については、Murray Rothbard, *Economic Thought before Adam Smith*, Edward Elgar, 1995, p.448. 更に、Rashid Salim, *The Myth of Adam Smith*, Edward Elgar, Cheltenham, 1998, pp.31-34. このような見解はスミス経済学の主題を価格メカニズム論として見ているからである。
- (8) Rothbard, op.cit., p.448.
- (9) Samuel Pufendorf, *On the Duty of Man and Citizen According to Natural Law*, ed. By James Tully and translated by Michael Silverthorne, from *De officio hominis et civis juxta legem naturalem libro duo* (1673), Cambridge University Press, 1991. 「或る対象の価値を上下させる諸要因は様々であるが、…第一の要因は希少性である」(Pufendorf, *ibid.*, p.94). Francis Hutcheson, *A Short Introduction to Moral Philosophy*, George Olms, 1990, pp.200-13. 「商品の価格は二つの要因に依存している。一つは多くの人間が欲求する或る効用にに基づく需要であり、他の一つは、人間が使用するために獲得ないし耕作する際の困難である」(Hutcheson, *ibid.*, p.54).
- (10) スミスは『法学講義』では、効用と希少性に基づく「価値の主観的理論」を展開したが、『諸国民の富』では、労働価値説に基づく「価値の客観的理論」を展開した、とする D.P.O'Brien,

The Classical Economists, Clarendon Press, Oxford, 1975, p.78. 近代自然法とワルラスの関係については、W.A.Jaffe, 'A Centenarian on a Bicentennial :Leon Walras's Elementes on Adam Smith's Wealth of Nations', in *ASCA II*, 75, pp.271-84. (Source: Canadian Journal of Economics, Vol.10 (1), February 1977, pp.19-33.) ワルラスの研究者である W.A.Jaffeは、ワルラスとスミスに共通するものとして、デカルト主義、ニュートン哲学、近代自然法学の影響を挙げている(Jaffe, *ibid.*, p.271)。

- (11) Terence Hutchison, *Before Adam Smith*, Basil Blackwell, 1988, p.378.
- (12) Andrew S.Skinner, *A System of Social Science*, Clarendon Press, Oxford,1996, p.147. (スキナー『アダム・スミスの社会科学体系』田中敏弘他訳、未来社、1981年、201-02頁)
- (13) スミスの「自然価格論」に関しては、Hans Brems, *Pioneering Economic Theory, 1630-1980*, The John Hopkins University Press, 1986, pp.71-73. 及び、P.A.Samuelson, 'A Modern Theorist's Vindication of Adam Smith', in *ASCA III*, 116. pp.498-509. (Source: American Economic Review , Vol.67 (1), February 1977, pp.32-39.) 根岸隆『古典派経済学と近代経済学』岩波書店、1981年、第二章「ケネーとスミスの数理モデル」を参照せよ。
- (14) G.J.Stiegler, 'The Successes and Failures of Professor Smith', in *ASCA III*, 112, pp.457-69.(Source: Journal of Political Economy, Vol.84 (6), December 1976, pp.119-213.) 「スミスの分析上、最大の誤りは、資本投下の階層性である」(Stiegler, *ibid.*,p.457)。
- (15) E.G.West, *Adam Smith and Modern Economics*, Edward Elgar, 1990, pp.2-3.
- (16) Hollander, *op.cit.*, pp.21-22.(18頁)
- (17) Linda Colley, *Britons Forging the Nation 1707-1837*, Yale University Press, 1992, p.358.(コリー『ブリテン』川北稔監訳、名古屋大学出版会、2000年、368頁)
- (18) H.J.Bitterman, 'Adam Smith's Empiricism and the Law of Nature' in *ASCA I*, 17, pp.190-235.(Source: Journal of Political Economy, Vol.48 (4), August 1940, pp.487-520; October 1940, pp.703-34.)
- (19) A.Lowe, 'The Classical Theory of Economic Growth', *Social Research*, xxi (1954), pp.127-58. Ditto. 'Adam Smith's System of Equilibrium Growth', in *EAS*, pp.412-25. 更にまた、W.O.Thweatt はLoweを継承した。W.O.Thweatt, 'A Diagramatic Presentation of Adam Smith's Growth Model', in *ASCA III*, 82, pp.88-91. (Source: *Social Research*, Vol.24, July 1957, pp.227-30)更に、J.J.Spengler, 'Adam Smith's Theory of Economic Growth Parts I-II', in *ASCA III*, 84, pp.110-41. (Source: *Southern Economic Journal*, Vol.25 (4), April 1959, pp.397-415; Vol.26 (1) ,July 1959, pp.1-12.)
- (20) W.A.Eltis 'Adam Smith's Economic Growth', in *EAS*, pp.426-54.

- (21) M.A.Gee, 'The origin of rent in Adam Smith's *Wealth of Nations*: An Anti-Neoclassical View', in *ASCS* V, 3, pp.45-61.(Source: *History of Political Economy*, Vol.13 (1), Spring 1981, pp.1-18.)
- (22) Blaugは「一商品の『実質価値』はその労働価格であるが、その場合、労働とは、一定量の人間の時間ではなく、非効用の単位、即ち、個人にとっての仕事の心理的コストを意味し、価値とは交換価値ではなく、尊重価値(*esteem value*)を意味する」(Blaug, *op.cit.*, p.49.82頁)とし、スミスの「価値」を全て「(尊重) 価値」と書き換えている。
- (23) スミスの経済学が18世紀イギリスに於いて急速に受容されたのは、その「制度的内容」によるものであるとする、グラスゴウ版アダム・スミス全集の編者の見解を参照せよ。General Introduction in *The Wealth of Nations* Vol.1., pp.40-50. 「スミスはその分析的枠組みの諸部分として妥当する諸要素と諸概念を体系に与えた。その制度的内容は、18世紀イギリスの経済的諸条件に直接関係していたので、『諸国民の富』の成功に役立った。しかし、これは同時に、異なった国、異なった時代における、この体系の受容と適用性とを制限した」(*ibid.*, p.47)。
- (24) スミスの資本蓄積論と均衡価格論の関係を示したのは、駄田井正「アダム・スミスの経済モデル」『経済学説史のモデル分析』九州大学出版会、1994年、所載、である。
- (25) Maurice Dobb, *Theories of Value and Distribution since Adam Smith*, Cambridge University Press, 1973. Ronald Meek, 'Value in the History of Economic Thought', in *Smith, Marx & After*, Chapman & Hall, 1977. (ミーク「経済思想史における価値」『スミス、マルクスおよび現代』時永淑訳、法政大学出版局、1980年、所載) 菱山泉『ケネーからスラッファへ』名古屋大学出版会、2000年、第二、三、十、十一章、参照。
- (26) Blaug, *op.cit.*, p.39. (67-68頁)
- (27) Hollander, *op.cit.*, p.117. (170頁)
- (28) 抽稿「アダム・スミス政治経済学の制度論的解釈について」第二項を参照。
- (29) Hont & Ignatieff, 'Needs and Justice in the *Wealth of Nations* ', in *Wealth and Virtue* , ed. by I.Hont and M.Ignatieff, Cambridge University Press, p.2. (ホント、イグナチェフ編著『富と徳』水田洋、杉山忠平監訳、未来社、1990年、2頁)
- (30) *Ibid.*, p.3.(3頁)
- (31) *Ibid.*, p.44.(52頁)
- (32) Albert, O Hirshman, *The Passions and the Interests Political Arguments for Capitalism before its Triumph*, Princeton University Press (1977), Princeton, 1996, p.110. (ハーシュマン『情念の政治経済学』佐々木毅、旦祐介訳、法政大学出版局、1985年、113頁)
- (33) John Dwyer, *The Age of the Passions*, Tuckwell Press, 1998, pp.24-27, pp.44-46.

- (34) Joseph Cropsy, *Polity and Economy: An Interpretation of the Principles of Adam Smith*, UMI Dissertation Service, Michigan, 1952.
- (35) J.M.A.Gee, 'Adam Smith's Social Welfare Function', in *ASCA IV*, 133, pp.84-97. (Source: *Scottish Journal of Political Economy*, Vol.15, November 1968, pp.283-89.) Gee は、スミスの「公平な観察者」を「道徳諸感情と、社会を構成する諸個人によって一般的に受容された行為の社会的評価の体系、つまり、その社会のエートスを代表するもの」(Gee, *ibid.*, p.86) と理解することにより、これをスミスの「社会的厚生関数」であるとした。
- (36) Donald Winch, *Adam Smith's Politics*, Cambridge University Press, Cambridge, 1978. (ウィンチ『アダム・スミスの政治学』永井義雄、近藤加代子訳、ミネルヴァ書房、1989年) Ditto, *Riches and Poverty*, Cambridge University Press, 1996, p.9, pp.66-68, p.117. Ditto, 'Adam Smith : Scottish Moral Philosopher as Political Economist', in *Adam Smith*, ed.by Knud Haakonssen, Dartmouth, 1998, pp.489-529.
- (37) Knud Haakonssen, *The Science of a Legislator*, Cambridge University Press, London, 1981, pp.56-58, pp.89-98. Ditto, *Natural Law and Moral Philosophy*, Cambridge University Press, London, 1996, pp.145-48.
- (38) Peter Mcnamara, *Political Economy and Statesmanship*, Northern Illinois Press, 1999, p.9, pp.54-57.
- (39) 拙稿「スミスの道徳感情腐敗論」『経済研究』静岡大学、4巻2号、1999年8月、第一節第一項参照。
- (40) レギュラシオン学派の概念である。
- (41) この点に関しては、Jan Allen Kregel, *The Reconstruction of Political Economy*, Macmillan, 1975. (クレーゲル『政治経済学の再構築』川口弘監訳、日本経済評論社、1988年) Peter M.Lichtenstein, *An Introduction to Post-Keynesian and Marxian Theories Value and Price*, M.E. Sharpe Inc, 1983. (リヒテンシュタイン『価値と価格の理論』川島章訳、日本経済評論社、1986年) 近藤剛、菅野英樹『ポスト・ケインズ派の経済成長論』八千代出版、1992年、第一章。Luigi L.Pasinetti, *Lectures on the Theory of Production*, Columbia University Press, 1977. (パシネッティ『生産の理論』菱山泉他訳、東洋経済新報社、1979年)
- (42) 佐々木晃『制度主義者たちと古典派経済学』東洋経済新報社、1982年、第二章、三章、を参照。
- (43) Richard Swedberg, *Max Weber and the Idea of Economic Sociology*, Princeton University Press, 1998.
- (44) 松嶋敦茂『経済から社会へ—パレートの生涯と思想—』みすず書房、1988年。
- (45) シュンペーターの「経済社会学」に関しては、塩野谷祐一『シュンペーター的思考 総合的社

会科学の構想』東洋経済新報社、1995年、第八章「経済社会学の方法論」を参照。更に、Yuichi Shionoya, 'Joseph Schumpeter and the German Historical School', in *The Theory of Capitalism in the German Economic Tradition*, ed. by Peter Koslowski, Springer, 2000.

- (46) 例えば、Rudolf Richter und Eilik G.Furubotn, *Neue Institutionenökonomik*, Mohr Siebeck, 1996, SS.17-18. は「見えざる手」の働きを促進するものとして「制度」を意味づけている。「新制度派経済学」に対する批判は、Geoffrey M.Hodgeson, *Evolution and Institutions*, Edward Elgar, 1993. Ditto, *Economics and Institutions :A Manifesto for a Modern Institutional Economics*, Edward Elgar, 1988. (M.ホジソン『現代制度派経済学宣言』八木紀一郎他訳、名古屋大学出版会、1998年)
- (47) 「競争均衡の静学的配分の効率性に関する定義と存在証明はますます注目を集めなくなっている。分析と観察できる現実性の双方における発展によって、経済学者は個々人が相互作用する経済的・倫理的及び政治的な環境を認識せざるを得なくなってきた。この20年間、経済学者は制度が重要であることを学んできた。彼等は今後ますます倫理もまた重要であることを学ぶようになるに違いない。両方の観点において、一世紀以上に渡るワルラシアンによる方向転換の後で、我々はアダム・スミスの古典的伝統に立ち戻っていくであろう。」(James M.Buchanan, *Ethics and Economic Progress*, University of Oklahoma, 1994, p.145.ブキャナン『倫理の経済学』小畑二郎訳、有斐閣、1997年、173頁)
- (48) D.Stewart, Account, p.322.(78頁) Cf. William R.Scott, *Adam Smith as Student and Professor*, Augustus M.Kelly, 1695, pp.117ff.
- (49) これは Hont and Ignatieff が 'The paradox of commercial society' と呼んだものである。しかし、スミスのこの問題に対する解答は本文に見られるように彼らとは異なる。
- (50) Blaug, op.cit., p.42.(65頁)
- (51) 野沢敏治『社会形成と諸国民の富』岩波書店、1991年、230頁。
- (52) スミスが『諸国民の富』において「公正 (equity)」に唯一言及している箇所である。「下層階級の人民の境遇のこのような改善は、社会にとって有利だとみなすべきであろうか。それとも都合であるとみなすべきであろうか。一見したところ答えは平明すぎる程平明であるように思われる。…ある社会の成員の圧倒的大部分が貧しく惨めなのに、その社会が盛んで幸福であるはずは断じてない。そればかりでなく、人民の大部分を食べさせ、着せ、そして住まわせる人々がまたかなり十分に食べたり、着たり、そして住んだりし得るだけの自分の労働の生産物の分け前にあずかるということはまったく公正というほかないのである。」(I.viii.38.p.96.178-88頁)
- (53) 「アダム・スミスの支配労働論」(未発表)
- (53) 同上。

- (54) 注(60)を参照。
- (55) スミスにおいては投下労働価値説と支配労働価値説とは不整合であるとするのが定説である。内田義彦『経済学史講義』未来社、1979年、177頁。藤塚知義『アダム・スミス革命』東京大学出版会、1979年、30頁。高島善哉『アダム・スミスの市民社会体系』岩波書店、1986年、163頁。野沢敏治『社会形成と諸国民の富』岩波書店、1991年、223頁。少数の例外をなすのは、藤塚知義『アダム・スミスの資本理論』日本経済評論社、1990年、49頁。星野彰男『アダム・スミスの思想像』評論社、1976年、185頁。小檜山政克『労働価値論と国民所得論』新評論、1994年、132頁、154頁、を参照。ミクロ経済学からの批判は、Blaug, op. cit., pp.41-63. (64-102頁) スミスの支配労働価値説の意義を認めたのは、Das Gupta, 'Adam Smith on Value', in *ASCA III*, 85, pp.142-51. (Source: *Indian Economic Review*, Vol.5 (2), August 1960, pp.105-15.) である。Das Gupta はスミスの支配労働価値説を、ケインズの「支払われた賃金」を尺度とする「労働単位」とした。更に、「垂直的統合」の概念により、スミスの「支配労働」を論じたものは、パシネッティ「経済分析における垂直的統合の概念」L.L.パシネッティ編『生産と分配の理論』中野守、宇野立身訳、日本経済評論社、1988年、所載、である。
- (56) マルクスはこの部分に関して、「賃金、利潤、及び地代があらゆる所得の三つの本源的源泉であるというのは正しいが、それらが同じように、あらゆる交換価値の本源的源泉である、というのは間違っている」(マルクス『剰余価値学説史』第26巻第一分冊、82-83頁) と述べた。更に、小檜山、前掲書、141頁、を参照。
- (57) Meek, op. cit., p.158. (289頁)
- (58) この箇所がスミスは固定資本形成を考慮していたとしてHollander によって言及された部分である。
- (59) Edwin Cannan, *History of the Theories of Production and Distribution*, P.S. King & Son LTD, 1924, p.71.
- (60) Hollander, op. cit., p.191. (274頁)
- (61) *Lauderdale's Note on Adam Smith's Wealth of Nations*, ed. by Chuhei Sugiyama, Routledge, 1996, p.27, p.34.
- (62) 「『成長』の見地からはスミスは利潤及び地代だけの意味での『純所得』を強調する」(Hollander, op. cit., p.204.285頁)。
- (63) 更に「儉約の原理 (principle of frugality)」に関して。「儉約の原理 (principle of frugality) は貯蓄しようとするように人間を駆り立てる我々の生活状態をよりよくしたいという本能であり、それは総じて穏やかで冷静なものであるけれども、母親の胎内から我々に同行してきたものであり、しかも我々が墓に入るまで決して我々から離れないものである。…財産を増加させるという

ことは、大抵の人が、自分たちの生活状態をよりよくするために企てたり、希望したりする手段である」(II.iii.28.p.341-42.537頁)。W.B.Todd はこの箇所を『道徳感情論』における「生活状態を良くするということの目的は何であるか」に続く箇所を参照せよ、と述べている。

(64) 全体では、スミスは「今期」の「社会的総資材」として「資本」(固定資本と流動不変資本)、及び、収入(賃金、利潤、地代)を区別した。固定資本部分を捨象することにより、スミスは「年々の労働と土地の生産物」として「総生産物」、或いは「総収入」の概念を得た。総生産物は流動不変資本(中間投入財)と最終需要＝「純収入」(賃金、利潤、地代)とからなる(総生産物における「資本」と「収入」の割合)。分配論の見地からスミスは、総生産物から流動不変資本(中間投入財)を減じたものを「純生産物」とし、これは当然、「純収入」に等しい。資本蓄積の観点から、スミスは、それまで「収入」の中に含まれていた「賃金」を流動可変資本とし、純生産物から労働者の個人消費部分を減じた「剰余」の概念を得た(利潤と地代)。次期の資本蓄積の直接のファンドはこの「剰余」であり、「剰余」のうち、投資部分を「資本」、残りの資本家、地主の個人消費部分を「収入」とした。スミスは前者を「勤勉を維持する部分」つまり、追加の流動不変資本と可変資本、後者を「怠惰を維持する部分」とした。従って、次期のための資本蓄積を規定するものは「剰余」における「資本と収入」の割合である。しかしながら、これを分配論から見れば、賃金と利潤・地代との総計は「純収入」をなしているので、「剰余」における「資本と収入」の割合は、純生産物における資本＝「剰余」からの投資部分と収入＝労働者の個人消費部分及び資本家、地主の個人消費部分の割合となる。「純収入」においては、賃金、利潤、地代の各分配分は、相互に背反関係のあるので、「剰余」は、純生産物の分配状態に依存する。

(65) 野沢、前掲書、323頁。

(66) Vivienne Brown, *Adam Smith's Discourse*, Routledge, 1996, pp.196-206.

(67) 'A Letter from Governor Pownall to Adam Smith', in Corr.

(68) Ibid., pp.354-60.

(69) また、スミスは商業資本を細分した。「以上のようなわけで、同じ資本でもそれが農業、製造業、及び、卸売り商業に使用される様々な割合に応じて、ある国における多量または少量の生産的労働を活動させるであろうし、またその国の土地と年々の生産物に多量または少量の価値を付加するであろう。その上、この差異は、その資本の一部が使用される卸売り商業の様々な部類に応じて、極めて大きいのである」(II.v.23.p.367-68.571頁)。この投資順序の基準もまた「生産的労働の雇用に貢献するか否か」である。「従って、ある国の国内商業に使用される資本は、消費物の外国貿易に使用される等額の資本よりも、一般にその国の多量の生産的労働に対して奨励や支持を与え、またその年々の生産物の価値をより多く増加するであろうし、更にこの後者の貿易

に使用される資本は、中継ぎ貿易に使用される等額の資本よりも、以上の二点のいずれにもまして、なおさら立ち勝っている」(II.v.31.p.271-72.577頁)。

- (70) 「第二編第五章におけるそれぞれの部門の雇用能力の実際の取り扱いは、固定資本対流動資本比率を中心としてはいない」(Hollander,op.cit.,p.193. 277頁)との把握は誤りであろう。
- (71) C.R.Fay, 'Adam Smith and the Dynamic State', in *ASCS I*, 16, pp.182-89.(Source; *Economic Journal*, Vol.40 (157), March 1930, pp.25-34.)
- (72) 内田、前掲書、202頁以下。
- (73) 大塚久雄『国民経済』講談社、1994年、第二部一「近代化の生産力的基礎」、第三部二「政治的独立と国民経済の形成」参照。
- (74) 最近の文献では、植村博恭、磯谷明徳、海老塚明『社会経済システムの制度分析』名古屋大学出版会、1999年、第四章「資本蓄積の論理」を参照。
- (75) Robert Brenner, 'Agrarian Class Structure and Economic Development in Pre-Industrial Europe', in *Past and Present* (97), pp.16-113.
- (76) この点に関しては、J.Dwyer,op.cit.,pp.56-59.更に、「農業資本主義」に関しては、D.McNally, *Political Economy and the Rise of Capitalism : A Reinterpretation*, University of California Press, 1988, p.12, pp.202-04.「農業資本主義がスミスの理論経済学のモデルである」(McNally, ibid.,p.210)。「地代の上昇」に関して、スミスは資本蓄積が農業部門で起これば、地代が上昇するであろうとしたが、これは実現した。「18世紀の最後の三分の一の期間に、グレイト・ブリテンとアイルランドの人口が急増すると、食料需要が増大し、小麦価格の急騰を招いた…地代の上昇率を見ると、イングランドでは70%から90%に昇っている。…アイルランドでも平均90%、スコットランドの大部分でもおよそ八倍という地代の上昇が1750年から1815年の間に見られた」(Colley, op.cit.,p.155.167頁)。
- (77) スミスの言う「富裕の自然的進歩」が近代資本主義の現実の史的発展過程を反映している点については、大河内暁雄「18世紀イングランドと『富裕の自然的コース』」大河内一雄編『国富論I』筑摩書房、1972年、所載、42-42頁。関劭『スコットランド経済とアダム・スミス』ナカニシヤ出版、1998年、第六章「アダム・スミスの『富裕の自然的コース』についての一つの検証」を参照。更に、Olaf Hottinger, *Eigeninteresse und Individuelles Nutzenkalkul in der Theorie der Gesellschaft und Ökonomie von Adam Smith, Jeremy Bentham und John Stuart Mill*, Metropolis-Verlag Markburg,1998, SS.24-29.
- (78) 拙稿「アダム・スミス政治経済学の制度論的解釈について」第三項、第四項、を参照。
- (79) Charles K.Griswold, *Adam Smith and the Virtues of Enlightenment*, Cambridge University Press, 1999, p.297.

- (80) 最近の文献では、モラルハザード論を論じた、E. West, *op.cit.*, pp.49-64. が興味深い。
- (81) 「高賃金の経済学」：「労働の豊かな報酬が繁殖を奨励するように、それは庶民の勤勉を増進させる。労働賃金は、勤勉への刺激剤であって、勤勉は人間の他の性質と同じように、刺激を受けるに比例して向上する」(I.viii.44.p.99.183頁)。
- (80) Olaf Hottinger, *op.cit.*, SS.185-86.における国家は、個人的利害の中立的な調停者であり、社会全体の普遍的利害を守る存在であるとする見解には与し得ない。
- (81) 最近の文献では、D. Bruhlmeier, *Die Rechts- und Staatlehre von Adam Smith und die Interessentheorie der Verfassung*, Duncker & Humblot, 1987. が、適宜性を行動の原理とする諸個人(心情倫理)とは異なった、社会的幸福の実現のためという功利主義を行動の原理とする政治家、立法者(責任倫理)の存在を改めて強調した。Cf. Bruhlmeier, *ibid.*, SS.59-61. この意味で、適宜性を行動の原理とする諸個人と社会的幸福の実現のためという功利主義を行動の原理とする政治家、立法者(責任倫理)の二つを区別したBruhlmeier の把握の方が、少なくとも、両者においては行動の原理が異なることを認識している。
- (82) J.T. Young, *Economics as a Moral System*, Edward Elgar, 1997. は、経済の領域では、諸個人の利己心が Efficient Cause であり、政治の領域では、時に交換的正義に干渉することさえあえて行う、社会全体の善を実現することが Final Cause であるとし、これをスミスの「公共の徳性」と結びつけた。Cf. Young, *ibid.*, pp.177-78.
- (83) 「哲学者と政治家」の問題に関して、哲学者の鑑照的態度が勧告する「一般的原理」に基づいて行動することから生まれる「政治の科学」=「憲政主義」(「哲学者の鑑照主義が明らかにする、何が正しいことであるのかという知識に導かれて、人々の慣習と人々の現存の社会的条件とに法律を適合させる」憲政機構)の構築としたのが、Peter Mcnamara, *op.cit.*, pp.144-51である。
- (84) T.D. Rindgren, *Adam Smith's Science of Morals*, George Allen & Unwin Ltd, 1971, p.74. 更にJ.T. Young, *op.cit.*, p.183.
- (85) スミスが自らを啓蒙する哲学者として位置づけていたことは Ross が確認している。「政治的論議において、スミスは、自らが『諸国民の富』の対象としていた読者に対して、一種の有徳の立法者(virtuous legislator)を代表した」(Ian S. Ross, *The life of Adam Smith*, Clarendon Press, Oxford, p.258)。スミスは『道徳感情論』において、「哲学者の理論的立場」と「普通の道徳的行為者」とを区別したとするのが、Griswold, *op.cit.*, pp.47-48.である。「哲学者の理論的立場」から「世人」の「説得」を試みる、という規範性を有していることは、『道徳感情論』、『法学講義』『文学講義』『諸国民の富』において共通している。Griswold によれば、抽象的=理論的・哲学的=観察者の立場、と具体的=実践的=行為者の立場の区別はスミスにおいては一貫しているとされる。Cf. Griswold, *ibid.*, pp.53-55.更に、行為者への理論家(哲学者)の勧告、

行為者が自らの経験を通じて（反省的な立場）、理論家の立場へと高まることを助力することが、スミスの哲学のもつ規範性である。「『諸国民の富』は単に、学問的な著述として書かれたのではなく、実践的な政治家を説得する目的をもって書かれたのである」（Griswold,ibid.,p.59）。